

取るべきあり此場合は主たる債務の  
 取消によりて取消前の主たる債務の  
 同内容の獨立したる債務なるもの  
 なり保證債務は従たる債務なるもの  
 其内容に主たる債務同一なるもの  
 重き目的は依て主たる債務より得  
 ず而して保證債務は前にも述べたる  
 如く主たる債務の履行されざるに  
 代りて履行を爲す補充的債務なる  
 故に第四百五十二條の先効の抗辯  
 又は檢索の利益を稱する權利を有す  
 同一の債務は各保證人に分割せら  
 るべきは其債務は各保證人に分割  
 於て連帶債務の如く全給付を爲すに  
 義務を負ふものにあらず之れを分別  
 の利益を稱す第四百五十二條乃至第  
 四百五十五條參照保證債務は如何に  
 して生ずるか云ふに第三者が債權  
 者に對して債務者か其債務を履行せ  
 ざる場合を以て債權者か之を承諾す  
 ること即ち契約に依りて成立するも

下ヲ要ス  
 第四百五十四條 保證人カ主タル債務者ト連帶シテ債務ヲ負擔シタルトキハ  
 前二條ニ定メタル權利ヲ有セス  
 第四百五十五條 第四百五十二條及ヒ第四百五十三條ノ規定ニ依リ保證人ノ  
 請求アリタルニ拘ハラズ債權者カ催告又ハ執行ヲ爲スコトヲ怠リ其後主タ  
 ル債務者ヨリ全部ノ辨濟ヲ得サルトキハ保證人ハ債權者カ直チニ催告又ハ  
 執行ヲ爲セバ辨濟ヲ得ヘカリシ限度ニ於テ其義務ヲ免ル  
 第四百五十六條 數人ノ保證人アル場合ニ於テハ其保證人カ各別ノ行爲ヲ以  
 テ債務ヲ負擔シタルトキト雖モ第四百二十七條ノ規定ヲ適用ス  
 第四百五十七條 主タル債務者ニ對スル履行ノ請求其他時效ノ中斷ハ保證人  
 ニ對シテモ其效力ヲ生ズ  
 保證人バ主タル債務者ノ債權ニ依リ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得  
 第四百五十八條 主タル債務者カ保證人ト連帶シテ債務ヲ負擔スル場合ニ於  
 テハ第四百三十四條乃至第四百四十條ノ規定ヲ適用ス  
 第四百五十九條 保證人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保證ヲ爲シタル場合

のなり  
 保證契約は主たる債務を發生する契  
 約と同時に締結せらるるを通常とす  
 るも時として債權者か契約締結の時  
 主たる債務を履行すべくして別債權  
 者に對して債權を行使すことあり此債  
 立つべきこと如何に約定すべし  
 合に債務者か如何に保證人を立つべ  
 かの問題を生ずべし又債務者は法律  
 の規定又は裁判所の命令に因りて保  
 證人を立つるべき義務を負ふことあり  
 保證人となるべき資格を具備すべ  
 せり而して若し此資格を具備するに  
 證人を立つることにはさるる場合  
 其代りに他に擔保を提供するも妨け  
 ない  
 保證人カ債權者との關係。保證人カ  
 債權者より債權履行の請求を受け  
 るべきに第四百四十二條に云ふ先  
 の抗辯あるを原則とすも絶對に斯  
 くするは債權者を保護するに欠け  
 る所あるを以て同條但書に於て之  
 例外を設けたり債權者カ保證人に履

二於テ過失ナクシテ債權者ニ辨濟スヘキ裁判官渡ヲ受ケ又ハ主タル債務者  
 ニ代ハリテ辨濟ヲ爲シ其他自己ノ出捐ヲ以テ債務ヲ消滅セシムヘキ行爲ヲ  
 爲シタルトキハ其保證人ハ主タル債務者ニ對シテ求償權ヲ有ス  
 第四百四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第四百六十條 保證人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保證ヲ爲シタルトキハ  
 其保證人ハ左ノ場合ニ於テ主タル債務者ニ對シテ豫メ求償權ヲ行フコトヲ  
 得  
 一 主タル債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケ且債權者カ其財團ノ配當ニ加入セ  
 サルトキ  
 二 債務カ辨濟期ニ在ルトキ但保證契約ノ後債權者カ主タル債務者ニ許  
 與シタル期限ハ之ヲ以テ保證人ニ對スルコトヲ得ズ  
 三 債務ノ辨濟期カ不確定ニシテ且其最長期ヲモ確定スルコト能ハサル  
 場合ニ於テ保證契約ノ後十年ヲ經過シタルトキ  
 第四百六十一條 前二條ノ規定ニ依リ主タル債務者カ保證人ニ對シテ賠償ヲ  
 爲ス場合ニ於テ債權者カ全部ノ辨濟ヲ受ケサル間ハ主タル債務者ハ保證人





効力とするが故に特別規定を設けた  
り以下説明せんとする所は即ち此  
(一)乃至(五)なり  
一、辨済。債権の目的たる給付を爲  
し依て以て債権關係を根本より消滅  
せしむる行爲を辨済と云ふ債務者は  
其債務を辨済すべき義務を負ふもの  
なる故其辨済を爲し得るは勿論なる  
も債務者以外の者が債務者に代りて  
辨済するもあり債務者の代理人が辨  
済し得るは勿論代理人にあらざる第  
三者も雖も其性質が之を許さざる場  
合及當事者間に特別の意思表示を以  
て禁じたる場合の外其辨済を爲し得  
るなり然れども債務者の意に反して  
第三者が辨済するを得ず  
譲渡の能力なき所有者が辨済して  
物の引渡しを爲したる場合に其辨済  
を取消したるときは更に有効なる辨  
済を爲すにあらざれば其物の取戻を  
爲すを得ず無能力なる辨済者が其

合ニ於テ其辨済ヲ取消シタルトキハ其所有者ハ更ニ有効ナル辨済ヲ爲スニ  
非サレハ其物ヲ取戻スコトヲ得ス  
第四百七十七條 前二條ノ場合ニ於テ債権者カ辨済トシテ受ケタル物ヲ善意  
ニテ消費シ又ハ讓渡シタルトキハ其辨済ハ有効トス但債権者カ第三者ヨリ  
賠償ノ請求ヲ受ケタルトキハ辨済者ニ對シテ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス  
第四百七十八條 債権ノ追及力者ニ爲シタル辨済ハ辨済者ノ善意ナリシトキ  
ニ限リ其効力ヲ有ス  
第四百七十九條 前條ノ場合ヲ除ク外辨済受領ノ權限ヲ有セサル者ニ爲シタ  
ル辨済ハ債権者カ之ニ因リテ利益ヲ受ケタル限度ニ於テノミ其効力ヲ有ス  
第四百八十條 受取證書ノ持參人ハ辨済受領ノ權限アルモノト看做ス但辨済  
者カ其權限ナキコトヲ知リタルトキ又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ  
ハ此限ニ在ラス  
第四百八十一條 支拂ノ禁止ヲ受ケタル第三債務者カ自己ノ債権者ニ辨済ヲ  
爲シタルトキハ差押債権者ハ其受ケタル損害ノ限度ニ於テ更ニ辨済ヲ爲ス  
ヘキ旨ヲ第三債務者ニ請求スルコトヲ得

辨済。取消し辨済として給付した物  
の引還を求むるときは其物が債権者  
の手に存在せざるべき即ち債権者に  
於て消費し又は他人に讓渡したるとき  
きは如何にすへきや之れ第四百七十  
七條の明かにする所にして債権の準  
占有者に對して爲したる辨済が如何  
なる場合に有効と看做すかは第四百  
七十八條に明かなり、辨済者は辨済  
受領者に對して受領證書の交付を請  
求し其辨済が債務の全部なるときは  
債権證書の返還を請求するの權あり  
如何なる人に如何なる條件に依りて  
爲したる辨済が債務の本旨に従ひた  
る限行として有効なるかは第四百七  
十九條以下の規定する所なり無能力  
者に對して爲したる辨済は之を取消  
すを得  
代物辨済。第四百八十三條に規定す  
る如く負擔したる給付以外の物を以  
て辨済に代ふるを代物辨済と云ふ特

前項ノ規定ハ第三債務者ヨリ其債権者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス  
第四百八十二條 債務者カ債権者ノ承諾ヲ以テ其負擔シタル給付ニ代ヘテ他  
ノ給付ヲ爲シタルトキハ其給付ハ辨済ト同一ノ効力ヲ有ス  
第四百八十三條 債権ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ辨済者ハ其引渡ヲ爲  
スヘキ時ノ現狀ニテ其物ヲ引渡スコトヲ要ス  
第四百八十四條 辨済ヲ爲スヘキ場所ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ特定  
物ノ引渡ハ債権發生ノ當時其物ノ存在セシ場所ニ於テ之ヲ爲シ其他ノ辨済  
ハ債権者ノ現時ノ住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
第四百八十五條 辨済ノ費用ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ其費用ハ債務  
者ノ負擔ス但債権者カ住所ノ移轉其他ノ行爲ニ因リテ辨済ノ費用ヲ増加  
シタルトキハ其増加額ハ債権者ノ負擔ス  
第四百八十六條 辨済者ハ辨済受領者ニ對シテ受取證書ノ交付ヲ請求スルコ  
トヲ得  
第四百八十七條 債権ノ證書アル場合ニ於テ辨済者カ全部ノ辨済ヲ爲シタル  
トキハ其證書ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

定物の給付を目的とする債権にありては其辨済は其物の給付を以て之を爲すべく其目的物以外の物を以て之に代ふるを得ざるを原則とす不特定物債権の辨済は之を如何にすへきかは第四百七十五條に明かなり辨済の時期。之には債権者が辨済を請求し得べき時期、債務者が辨済を爲し得べき時期及債務者が辨済を爲さざるべからざる時期との三個の場合に區別するを得而して債権が辨済期にあるときは債権者は之れを請求し得るものにして期限の定めある債権に於ては其期限の到来したるべき又若し期限の定めなきときは債権成立後何時にても債権者は辨済の請求を爲し得るなり。期限が債権者の利益の爲めに設けられたる場合の外期限の利益は債務者に於て受くるものなる故債務者は其債権の成立後何時にても期限の利益を放棄して其

第四百八十八條 債務者カ同一ノ債権者ニ對シテ同種ノ目的ヲ有スル數個ノ債務ヲ負擔スル場合ニ於テ辨済トシテ提供シタル給付カ總債務ヲ消滅セシムルニ足ラサルトキハ辨済者ハ給付ノ時ニ於テ其辨済ヲ充當スヘキ債務ヲ指定スルコトヲ得  
辨済者カ前項ノ指定ヲ爲ササルトキハ辨済受領者ハ其受領ノ時ニ於テ其辨済ノ充當ヲ爲スコトヲ得但辨済者カ其充當ニ對シテ直チニ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス  
前二項ノ場合ニ於テ辨済ノ充當ハ相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス  
第四百八十九條 當事者カ辨済ノ充當ヲ爲ササルトキハ左ノ規定ニ從ヒ其辨済ヲ充當ス  
一 總債務中辨済期ニ在ルモノト辨済期ニ在ラサルモノトアルトキハ辨済期ニ在ルモノヲ先ニス  
二 總債務カ辨済期ニ在ルトキ又ハ辨済期ニ在ラサルトキハ債務者ノ爲メニ辨済ノ利益多キモノヲ先ニス

期限前にも辨済を爲すを得然らば果して如何なる場合を以て債務を辨済を爲さざる可らざるべきなるやと云ふに確定期限ある債務は其期限の到来したるべき、不確定期限の債務は期限の到来を債務者に於て知りたるべきにして期限の定めなき債務は債権者より辨済の請求を受けたるべきなり。此時期を徒過して債務者が辨済を爲さざるべきは即ち遲滞の責に任ずべきものとす  
辨済の場所及び費用は第四百八十四條及び第四百八十六條に明かなり辨済の充當。同一の債権者に對して同種の目的を有する數個の債務を負担する債務者が辨済として總債務を消滅せしむるに足らざる給付を爲したるとき提供されたる給付を何れの債務辨済に充つべきかを定むるを辨済の充當と云ふ其順序方法は第四百八十八條及び第四百八十九條に明か

三 債務者ノ爲メニ辨済ノ利益相同シキトキハ辨済期ノ先ツ至リタルモノ又ハ先ツ至ルベキモノヲ先ニス  
四 前二號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ債務ノ辨済ハ各債務ノ額ニ應ジテ之ヲ充當ス  
第四百九十條 一個ノ債務ノ辨済トシテ數個ノ給付ヲ爲スヘキ場合ニ於テ辨済者カ其債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ爲シタルトキハ前二條ノ規定ヲ準用ス  
第四百九十一條 債務者カ一個又ハ數個ノ債務ニ付キ元本ノ外利息及ヒ費用ヲ拂フヘキ場合ニ於テ辨済者カ其債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ爲シタルトキハ之ヲ以テ順次ノ費用利息及ヒ元本ニ充當スルコトヲ要ス  
第四百八十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第四百九十二條 辨済ノ提供ハ其ノ提供ノ時ヨリ不履行ニ因リテ生スヘキ一切ノ責任ヲ免レシム  
第四百九十三條 辨済ノ提供ハ債務ノ本旨ニ從ヒテ現實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

に又若し債権の目的は一なるも其  
辨濟として數個の給付を爲すへき場  
合に其全部を消滅せしむるに足らざ  
る給付を爲したるときも右と同方法  
に依りて其辨濟に因りて消滅せしむ  
べきものを定む。債務者が元本の外  
に利息及費用を支拂ふべき場合に若  
し其全部を消滅せしむるに足らざる  
給付を爲したるときは第四百九十一  
條の順序に依りて充當すべし。  
辨濟の提供。債権の辨濟に債権者の  
協力を必要とする場合に於て債務者  
が債務の履行に必要な一切の行為  
を完了し債権者をして其意思のみを  
以て其受領を得せしむるを云ふ此辨  
濟提供の要件及び効果は第四百九十  
二條乃至第四百九十四條に明かなり  
辨濟の目的物の供託。債権を消滅せ  
しむる目的を以て辨濟の目的物を法  
律又は裁判所の命令に依りて指定さ  
れたる供託所に寄託して其保管に付

するを辨濟物の供託と云ふ其供託の  
要件供託し得べき場合及び手續效力  
は第四百五十五條以下の明かにする  
所なり  
代位辨濟。債務者の爲めに債務の辨  
濟を爲したる者が法律規定の効果と  
して其債務者に對して求償權を實行  
するに必要な限度に於て債権者の  
有せし一切の權利を承繼する辨濟を  
代位辨濟と云ふ、如何なる者が辨濟  
者として債権者に代位するを得る  
や又如何なる範圍に於て代位し債權  
者の有せし權利を行使し得るやは第  
四百九十九條以下に詳細なる規定あ  
り而して代位辨濟に因りて辨濟を受  
けたる債権者か其辨濟者に如何なる

民法 債權

ス但債権者カ豫メ其受領ヲ拒ミ又ハ債務ノ履行ニ付キ債権者ノ行爲ヲ要ス  
ルトキハ辨濟ノ準備ヲ爲シタルコトヲ通知シテ其受領ヲ催告スルヲ以テ足  
ル  
第四百九十四條 債権者カ辨濟ノ受領ヲ拒ミ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサル  
トキハ辨濟者ハ債権者ノ爲メニ辨濟ノ目的物ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコ  
トヲ得辨濟者ノ過失ナクシテ債権者ヲ確知スルコト能ハサルトキ亦同シ  
第四百九十五條 供託ハ債務履行地ノ供託所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス  
供託所ニ付キ法令ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テハ裁判所ハ辨濟者ノ請求ニ因  
リ供託所ノ指定及ヒ供託物保管者ノ選任ヲ爲スコトヲ要ス  
供託者ハ遲滞ナク債権者ニ供託ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス  
第四百九十六條 債権者カ供託ヲ受諾セス又ハ供託ヲ有效ト宣告シタル判決  
カ確定セサル間ハ辨濟者ハ供託物ヲ取戻スコトヲ得此場合ニ於テハ供託ヲ  
爲ササリシモノト看做ス  
前項ノ規定ハ供託ニ因リテ質權又ハ低當權カ消滅シタル場合ニハ之ヲ適用  
セス

第四百九十七條 辨濟ノ目的物カ供託ニ適セス又ハ其物ニ付キ滅失若クハ毀  
損ノ虞アルトキハ辨濟者ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ競賣シ其代價ヲ供託ス  
ルコトヲ得其物ノ保存ニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦同シ  
第四百九十八條 債務者カ債権者ノ給付ニ對シテ辨濟ヲ爲スヘキ場合ニ於テ  
ハ債権者ハ其給付ヲ爲スニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス  
第四百九十九條 債務者ノ爲メニ辨濟ヲ爲シタル者ハ其辨濟ト同時ニ債権者  
ノ承諾ヲ得テ之ニ代位スルコトヲ得  
第四百六十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第五百條 辨濟ヲ爲スニ付キ正當ノ利益ヲ有スル者ハ辨濟ニ因リテ當然債權  
者ニ代位ス  
第五百一條 前二條ノ規定ニ依リテ債権者ニ代位シタル者ハ自己ノ權利ニ基  
キ求償ヲ爲スコトヲ得ヘキ範圍内ニ於テ債權ノ效力及ヒ擔保トシテ其債權  
者カ有セシ一切ノ權利ヲ行フコトヲ得但左ノ規定ニ從フコトヲ要ス  
一 保證人ハ豫メ先取特權、不動產質權又ハ抵當權ノ登記ニ其代位ヲ附  
記シタルニ非サレハ其先取特權、不動產質權又ハ抵當權ノ目的タル不

行爲を爲すべきか一部辨済の場合に全部辨済に分ちて第五百三條に明かにせり、辨済を爲すにつきて正當の利益を有する者か債務者の爲めに辨済を爲したるときは其當然の結果として債權者に代位すべきものなり此場合に債權者の故意又は怠慢か如何なる効果を來すやば第五百四條に明かなり

動産ノ第三取得者ニ對シテ債權者ニ代位セス  
二 第三取得者ハ保證人ニ對シテ債權者ニ代位セス  
三 第三取得者ノ一人ハ各不動産ノ價格ニ應スルニ非サレハ他ノ第三取得者ニ對シテ債權者ニ代位セス  
四 前號ノ規定ハ自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者ノ間ニ之ヲ準用ス  
五 保證人ト自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者トノ間ニ於テハ其頭數ニ應スルニ非サレハ債權者ニ代位セス但自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者數人アルトキハ保證人ノ負擔部分ヲ除キ其殘額ニ付キ各財産ノ價格ニ應スルニ非サレハ之レニ對シテ代位ヲ爲スコトヲ得ス  
右ノ場合ニ於テ其財産カ不動産ナルトキハ第一號ノ規定ヲ準用ス  
第五百二條ニ債權ノ一部ニ付キ代位辨済アリタルトキハ代位者ハ其辨済シタル價額ニ應シテ債權者ト共ニ其權利ヲ行フ  
前項ノ場合ニ於テ債務ノ不履行ニ因リ契約ノ解除ハ債權者ノミ之ヲ請求ス

相殺 二人互に債權を有し債務を負担する場合に各自互に自己の相手方に對して有する債權を以て自己の負擔せる債務の辨済に充て因て以て同時に双方の債權債務を消滅せしむるを相殺と云ふ而して如何なる

ルコトヲ得但代位者ニ其辨済シタル價額及ヒ其利息ヲ償還スルコトヲ要ス  
第五百三條 代位辨済ニ因リテ全部ノ辨済ヲ受ケタル債權者ハ債權ニ關スル證書及ヒ其占有ニ在ル擔保物ヲ代位者ニ交付スルコトヲ要ス  
債權ノ一部ニ付キ代位辨済アリタル場合ニ於テハ債權者ハ債權證書ニ其代位ヲ記入シ且代位者ヲシテ其占有ニ在ル擔保物ノ保存ヲ監督セシムルコトヲ要ス  
第五百四條 第五百條ノ規定ニ依リテ代位ヲ爲スヘキ者アル場合ニ於テ債權者カ故意又ハ懈怠ニ因リテ其擔保ヲ喪失又ハ減少シタルトキハ代位者爲スヘキ者ハ其喪失又ハ減少ニ因リ償還ヲ受ケルコト能ハサルニ至リタル限度ニ於テ其責ヲ免ル  
第二款 相殺  
第五百五條 二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負擔スル場合ニ於テ雙方ノ債務カ辨済期ニ在ルトキハ各債務者ハ其對當額ニ付キ相殺ニ因リテ其債務ヲ免ルルコトヲ得但債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラズ  
前項ノ規定ハ當事者カ反對ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其

要件を具備したる場合に此相殺を爲し得るか如何なる場合に相殺を爲し得るか第五百五條以下の規定する所にして一讀瞭然なりと信するが故に之が説明を略す

**更改** 債権の要素を變更し因て以て債権を發生せしむる契約を更改と云ふ債権の要素とは債権關係に於ける當事者及び其目的物なり故に例へば肥後米十石の債務を甲か乙に對して負ふ場合に肥後米を給付する代りに金百五十圓支拂ふべきを約したるべきの如きは金百五十圓支拂ふべきの新債務を生ぜしめ此に因つて舊債務即ち肥後米十石給付す云ふ債務を消滅せしむるものなるを以て更改契約ありと云ふなり

目的物の變更に因る更改の要件及び效力は各條を一讀して明瞭なるが故に説明の要なきも債権者の交替に因

意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百六條 相殺ハ當事者ノ一方ヨリ其相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス但其意思表示ニハ條件又ハ期限ヲ附スルコトヲ得ス

前項ノ意思表示ハ雙方ノ債務カ互ニ相殺ヲ爲スニ適シタル始ニ過リテ其效力ナシ

第五百七條 相殺ハ雙方ノ債務ノ履行地カ異ナルトキト雖モ之ヲ爲スコトヲ得但相殺ヲ爲ス當事者ハ其相手方ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五百八條 時効ニ因リテ消滅シタル債権カ其消滅以前ニ相殺ニ適シタル場合ニ於テハ其債権者ハ相殺ヲ爲スコトヲ得

第五百九條 債務カ不法行為ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債権者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六十條 債権カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債権者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六十一條 支拂ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債権ニ

る更改は少く説明を要す而して之を明かにするは債権者の交替に因る更改と債権譲渡との差異を明かにすれば自然と債権者の交替に因る更改が如何なるものにして如何なる効果を來すへきか明かとなるへし右兩者とも舊債権者か其權利を喪失し新債権者か同一の内容を有する權利を取得するの點は全く同一なり故に兩場合とも其權利の得喪より生ずる結果に對して第三者を保護するの必要あり而して債権者の交替に因る更改の場合には更改契約の當時に於て常に必ず債務者の承諾を經へきものと爲したるを以て公示の方法は其契約當時に充されたるを以て第三者に不測の損害を來すの虞なれども當事者通謀して更改の日時を過らしめ因つて以て第三者を害するとならしめんか爲めに第五百十五條の規定を設けたり當事者の交替に因る更改は

依リ相殺ヲ以テ差押債権者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十二條 第四百八十八條乃至第四百九十一條ノ規定ハ相殺ニ之ヲ準用ス

**第三款 更改**

第五百十三條 當事者カ債務ノ要素ヲ變更スル契約ヲ爲シタルトキハ其債務ハ更改ニ因リテ消滅ス

第五百十四條 債権者ノ交替ニ因ル更改ハ債権者ト新債務者トノ契約ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但舊債務者ノ意思ニ反シテ之ヲ爲スコトヲ得ス

第五百十五條 債権者ノ交替ニ因ル更改ハ確定日附アル證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十六條 第四百六十八條第一項ノ規定ハ債権者ノ交替ニ因ル更改ニ之ヲ準用ス



新債権を発生せしめて舊債権を消滅  
 せしむるものたる債権の消滅  
 承継は新債権の消滅を以て  
 認めらるるものたる債権の消滅  
 明かになり、其他の債権の消滅  
 免除は、債権者が単に債権を消滅  
 する意思を表示するに依りて  
 同一債権者たる資格を喪失す  
 混同は、債権者が同一債権者たる  
 同一債権者たる資格を喪失す  
 契約は、債権発生の原因は種々あり  
 因に、債権発生の原因は種々あり  
 私法上の契約は、債権発生の原因  
 目的は、債権発生の原因は種々あり  
 左に、債権発生の原因は種々あり  
 契約の成立は、債権発生の原因は種々あり

第五百十七條 更改ニ因リテ生シタル債務カ不法ノ原因ノ爲メ又ハ當事者ノ  
 知ラサル事由ニ因リテ成立セシメ又ハ取消サレタルトキハ舊債務ハ消滅セズ  
 第五百十八條 更改ノ當事者ハ舊債務ノ目的ノ限度ニ於テ其債務ノ擔保ニ係  
 シタル債權又ハ抵當權ヲ新債務ニ移スコトヲ得但第三者ガ之ヲ供シタル擔  
 合ニ於テハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第四百款 免除  
 第五百十九條 債権者カ債務者ニ對シテ債務ヲ免除スル意思ヲ表示シタルト  
 キハ其債權ハ消滅ス

第五百款 混同  
 第五百二十條 債權及ヒ債務カ同一人ニ歸シタルトキハ其債權ハ消滅ス但其  
 債權カ第三者ノ權利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス

第二章 契約  
 第一節 總則  
 第一款 契約ノ成立  
 第五百二十一條 承諾ノ期間ヲ定メテ爲シタル契約ノ申込ハ之ヲ取消スコトヲ

承諾ノ期間ヲ定メテ爲シタル契約ノ申込ハ之ヲ取消スコトヲ  
 得ズ  
 申込者ガ前項ノ期間内ニ承諾ヲ通知セザルトキハ申込ハ其效力ヲ失フ  
 第五百二十二條 承諾ノ通知ガ前條ノ期間後ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於  
 テハ其期間内ニ到達スベカリシ時ニ發送シタルモノナルコトヲ知り得ヘキ  
 トキハ申込者ハ遲滞ナク相手方ニ對シテ其延着ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス  
 但其到達前ニ遲延ノ通知ヲ發シタルトキハ此限ニ在ラス  
 申込者ガ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ承諾ノ通知ハ延着セザリシモノト看  
 做ス

第五百二十三條 遲延シタル承諾ハ申込者ニ於テ之ヲ新ナル申込ト看做スコ  
 トヲ得

第五百二十四條 承諾ノ期間ヲ定メシテ附地者ニ爲シタル申込ハ申込者カ  
 承諾ノ通知ヲ受ケルニ相當ナル期間之ヲ取消スコトヲ得ス

第五百二十五條 第九十七條第二項ノ規定ハ申込者ガ反對ノ意思ヲ表示シ又  
 ハ其相手方ガ死亡若クハ能力喪失ノ事實ヲ知リタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五百二十六條 附地者間ノ契約ハ承諾ノ通知ヲ發シタル時ニ成立ス













第五百七十六條 買賣ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六條ノ規定ヲ準用ス但強制競賣ノ場合ハ此限ニ在ラズ  
 第五百七十七條 第五百三十三條ノ規定ハ第五百六十三條乃至第五百六十六條及七前條ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第五百七十二條 賣主ハ前十二條ニ定メタル擔保ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知リテ告ケザリシ事實及ヒ自ラ第三者ノ爲メニ設定シ又ハ之ニ讓渡シタル權利ニ付テハ其責ヲ免ルルコトヲ得ス  
 第五百七十三條 賣買ノ目的物ノ引渡ニ付キ期限アルトキハ代金ノ支拂ニ付テモ亦同一ノ期限ヲ附シタルモノト推定ス  
 第五百七十四條 賣買ノ目的物ノ引渡ト同時ニ代金ヲ拂フヘキトキハ其引渡ノ場所ニ於テ之ヲ拂フコトヲ要ス  
 第五百七十五條 未タ引渡ササル賣買ノ目的物カ果實ヲ生シタルトキハ其果實ハ賣主ニ屬ス  
 賣主ハ引渡ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ拂フ義務ヲ負フ但代金ノ支拂ニ付キ期限アルトキハ其期限ノ到來スルマデハ利息ヲ拂フコトヲ要セス

第七十五條以下ノ規定ヲ設けたり其後ハ買主カ目的物ノ引渡ヲ受けたる後其物ノ引渡シタル果實ヲ受けるハ勿論ナルカ故ニ其代金支拂あるは利息買主ニ負擔せしむるに至當り然れども代金支拂ひ時期に於て請求するときは其時期以前に利息は買主ニ負擔せしむるなり  
 第五百七十六條 賣買ノ目的ニ付キ權利ヲ主張スル者アリテ買主カ其買受ケタル權利ノ全部又ハ一部ヲ失フ虞アルトキハ買主ハ其危險ノ限度ニ應シテ金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得但買主カ相當ノ擔保ヲ供シタルトキハ此限ニ在ラズ  
 第五百七十七條 買受ケタル不動産ニ付キ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アルトキハ買主ハ該除ノ手續ヲ終ハルマデ其代金ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得但買主ハ買主ニ對シテ遲滞ナク該除ヲ爲スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得  
 第五百七十八條 前二條ノ場合ニ於テ賣主ハ買主ニ對シテ代金ノ供託ヲ請求スルコトヲ得  
**第三款 買戻**  
 第五百七十九條 不動産ノ賣主ハ賣買契約ト同時ニ爲シタル買戻ノ特約ニ依リ買主カ拂ヒタル代金及ヒ契約ノ費用ヲ返還シテ其買買ノ解除ヲ爲スコトヲ得但當事者ガ別段ノ意思ヲ表示セザリシトキハ不動産ノ果實ト代金ノ利息トハ之ヲ相殺シタルモノト看做ス  
 第五百八十條 買戻ノ期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ

買戻 此れは賣買契約と同時に爲さるる買戻に於て代金及契約の費用を返還して買主が解除するを云ふ而して買主が買戻に同意するに於ては之を許す若し期間を當事者間に於て定めざる可らず又例令當事者間に於て其期間を定むるも十年を超ゆるも能





するを約したるときは其金銭給付につきは買戻の代金に關する規定を準用すへきものと定めたり

消費貸借

以下述べんとする所は財を單に其使用を目的とするものなり消費貸借使用貸借貸借即ち之なり

消費貸借とは當事者の一方が種類品等及び數量の同じきものを返還するを約して相手方より金銭其他のものを受取るに因りて成立する契約也消費貸借の効果、此契約の結果として借主か如何なるものを返還すべきものなりや前に述べたる所に明かなるも本法は其例外として同種類物品等のものを返還するを能はざる場合及び消費貸借の目的物に隠れたる瑕疵ありたる場合の規定を設けたり即ち第五百九十二條は後者にして前者は第五百九十二條の規定に従ふ

當事者ノ一方カ他ノ權利ト共ニ金銭ノ所有權ヲ移轉スルコトヲ約シタルトキハ其金銭ニ付テハ買戻ノ代金ニ關スル規定ヲ準用ス

第五節 消費貸借

第五百八十七條 消費貸借ハ當事者ノ一方カ種類、品等及ヒ數量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ爲スコトヲ約シテ相手方ヨリ金銭其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其效力ヲ生ズ

第五百八十八條 消費貸借ニ因ラヌシテ金銭其他ノ物ヲ給付スル義務ヲ負フ者アル場合ニ於テ當事者ガ其物ヲ以テ消費貸借ノ目的ト爲スコトヲ約シタルトキハ消費貸借ハ之ニ因リテ成立シタルモノト看做ス

第五百八十九條 消費貸借ノ豫約ハ爾後當事者ノ一方ガ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其效力ヲ失フ

第五百九十條 利息附ノ消費貸借ニ於テ物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ貸主ハ瑕疵ナキ物ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス但損害賠償ノ請求ヲ妨ケズ

無利息ノ消費貸借ニ於テハ借主ハ瑕疵アル物ノ價額ヲ返還スルコトヲ得但貸主ガ其瑕疵ヲ知りテ之ヲ借主ニ告ケザリシトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

目的物返還の時期については第五百九十一條に明かなり時としては借主は利息支拂の義務を負ふとあるも之れ決して消費貸借必然の結果にあらず

使用貸借

當事者の一方が無償にて使用収益を爲したる後返還するを約して相手方より或物を受取るに因りて成立する契約を便用貸借契約と云ふ

使用貸借の效力、此契約は借主に於て目的物を使用収益したる後其物を返還するを約し借主は單に目的物を使用するの權利を有するに止まるか故に借主は借用物保存の義務借用物使用上の義務及び元物返還の義務を負ふものなり

第五百九十一條 當事者ガ返還ノ時期ヲ定メザリシトキハ貸主ハ相當ノ期間ヲ定メテ返還ノ催告ヲ爲スコトヲ得

借主ハ何時ニテモ返還ヲ爲スコトヲ得

第五百九十二條 借主ガ第五百八十七條ノ規定ニ依リテ返還ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ其時ニ於ケル物ノ價額ヲ價還スルコトヲ要ス但第四百二條第二項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第六節 使用貸借

第五百九十三條 使用貸借ハ當事者ノ一方ガ無償ニテ使用及ヒ収益ヲ爲シタル後返還ヲ爲スコトヲ約シテ相手方ヨリ或物ヲ受取ルニ因リテ其效力ヲ生ズ

第五百九十四條 借主ハ契約又ハ其目的物ノ性質ニ因リテ定マリタル用方ニ從ヒ其物ノ使用及ヒ収益ヲ爲スコトヲ要ス

借主ハ貸主ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ借用物ノ使用又ハ収益ヲ爲サシムルコトヲ得ズ

借主ガ前二項ノ規定ニ反スル使用又ハ収益ヲ爲シタルトキハ貸主ハ契約ノ

借用物保存の義務につきは第四百條の規定を適用すべきものにして借用物使用上につき如何なる義務を負ふかは第五百九十四條及び第五百九十五條に於て明にされたり  
貸主は無償にて物の使用収益を借主に許すものなる故之れが責任を普通の有償契約の當事者と同一にするは貸主に對して酷に失するの嫌あり茲に於て其瑕疵擔保の責任を軽減して贈與者の責任と同率にせり  
借用物返還の義務、借主が借受けたる物を返還すべき義務を負担するは勿論なるも借主の過失に因らざるは其物が滅失したるときは最早返還の義務を免る又使用上自然に生ずる損傷につきては借主に於て其責を負ふべきものに非ず返還の時期に於ける現狀にて返還すれば可なり然れども借主に於て目的に變更を加へたるも

解除ヲ爲スコトヲ得  
第五百九十五條 借主ハ借用物ノ通常ノ必要費ヲ負擔ス  
此他ノ費用ニ付テハ第五百八十三條第二項ノ規定ヲ準用ス  
第五百九十六條 第五百五十一條ノ規定ハ使用貸借ニ之ヲ準用ス  
第五百九十七條 借主ハ契約ニ定メタル時期ニ於テ借用物ノ返還ヲ爲ストキ要ス  
當事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ借主ハ契約ニ定メタル目的ニ從ヒ使用及ヒ収益ヲ終ハリタル時ニ於テ返還ヲ爲スコトヲ要ス但其以前下雖モ使用及ヒ収益ヲ爲スニ足ルヘキ期間ヲ經過シタルトキハ貸主ハ直チニ返還ヲ請求スルコトヲ得  
當事者カ返還ノ時期又ハ使用及ヒ収益ノ目的ヲ定メサリシトキハ貸主ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得  
第五百九十八條 借主ハ借用物ヲ原狀ニ復シテ之ニ附屬セシメタル物ヲ收去スルコトヲ得  
第五百九十九條 使用貸借ハ借主ノ死亡ニ因リテ其效力ヲ失フ

きは原狀に復して返還すべきは言を俟たず  
借主の死亡に因りて使用貸借關係の消滅すべき及ひ貸主の存する損害賠償請求權借主の存する費用償還請求權の行使期間は第五百九十九條及第六百條に於て明かにす  
**貸借債** 貸借とは當事者の一方に物を約し相手方か之に貸金を支拂ふを約する契約なり  
貸借の制限、物の所有者は其物を任意に所分するを得るものなるが故に其物の利用方法として貸借關係を締結するにつては其期間に制限を附するを能はざるが如きも物の改良利用社會の利益を害するもなからしめんか爲めに之の制限を設け長期二十年を超ゆるを能はざるもの定期たり物の處分能力處分權なき者の爲す貸借は第六百一條の制限

第六百條 契約ノ本旨ニ反スル使用又ハ收益ニ因リテ生シタル損害ノ賠償及ビ借主カ出シタル費用ノ償還ハ貸主カ返還ヲ受ケタル時ヨリ一年内ニ之ヲ請求スルコトヲ要ス  
**第七節 貸借債**  
**第一款 總則**  
第六百一條 貸借ハ當事者ノ一方カ相手方ニ或物ノ使用及ヒ収益ヲ爲サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其貸金ヲ拂フコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス  
第六百二條 處分ノ能力又ハ權限ヲ有セサル者カ貸借債ヲ爲ス場合ニ於テハ其貸借ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス  
一 樹木ノ栽植又ハ伐採ヲ目的トスル山林ノ貸借ハ十年  
二 其他ノ土地ノ貸借ハ五年  
三 建物ノ貸借ハ三年  
四 動産ノ貸借ハ六ヶ月  
第六百三條 前條ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間滿了前土地ニ付テ





二十一條  
以上は貸借の消滅原因なるか貸主の有する所の損害賠償請求権借主の有する費用償還請求権の行使期間に關する第六百條の規定は貸借にも準用する

テ消滅ス但敷金ハ此限ニ在ラス  
第六百二十條 貸借ヲ解除シタル場合ニ於テハ其解除ハ將來ニ向テノ其效力ヲ生ス但當事者ノ一方ニ過失アリタルトキハ之ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第六百二十一條 賃借人カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ貸借ニ期間ノ定アルトキト雖モ賃借人又ハ破産管財人ハ第六百十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シテ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第六百二十二條 第六百條ノ規定ハ貸借ニ之ヲ準用ス

第八節 雇傭

第六百二十三條 雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第六百二十四條 勞務者ハ其約シタル勞務ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス  
期間ヲ以テ定メタル報酬ハ其期間ノ經過シタル後之ヲ請求スルコトヲ得

雇傭 雇傭契約とは當事者の一方が相手方に対し勞務に服するを約し相手方から之に報酬を與ふるを約するものなり而して勞務を供する者を勞務者とし報酬を支拂ふ者を使用者とし此契約の效力として

當事者カ如何なる義務を負フカ勞務者カ使用者に分ちて説明せん  
一 勞務者の義務 元來債務の履行は第三者の履行を許すを原則とすれども此雇傭契約の場合には勞務者は自己に代りて第三者をして勞務に服せしめ自己の義務を免るゝを得ず尤も使用者カ承諾したる場合は論外なり之れ同一理由に依り使用者カ勞務者の意思に反して權利を讓渡したる時は其行為は無効にして勞務者は讓受人に對して勞務に服するの義務なきは勿論勞務者カ自ら勞務に服せずして第三者をして其義務に服せしめたるときは契約の本旨に反シガ故に契約の解除を成すを得  
二 使用者の義務 使用者は此契約の結果として報酬の支拂ひを爲さざる可らず此支拂時期に付きて特約あるときは之に従ふべく若し支拂ひ時期の定めなきときは第六百二十四

第六百二十五條 使用者ハ勞務者ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得ス  
勞務者ハ使用者ノ承諾アルニ非サレハ第三者ナシテ自己ニ代リテ勞務ニ服セシムルコトヲ得ス  
勞務者カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ勞務ニ服セシメタルトキハ使用者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得  
第六百二十六條 雇傭ノ期間ハ五年ヲ超過シ又ハ當事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間繼續スヘキトキハ當事者ノ一方ハ五年ヲ經過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス  
前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲サント欲スルトキハ三ヶ月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス  
第六百二十七條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メザリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス

雇傭契約の終了、備雇契約が如何なる事由に因りて消滅するかにつきては法律は本法第六百二十六條以下に於て各種の場合を分ちて詳細なる規定を設けたり今其場合を列舉せば左の如し  
 (一) 期間の定めある場合第六百二十六條參照  
 (二) 期間を定めざりし場合第六百二十七條此場合を更に分ちて左の如くす  
 (イ) 期間を以て報酬を定めたる場合  
 (ロ) 期間を以て報酬を定めざる場合  
 (三) 已むを得ざる場合第六百二十八條  
 (四) 雇傭契約の更新ありと推定される場合第六百二十九條  
 (五) 使用者が破産の宣告を受けたる場合第六百三十一條

期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解約ノ申入ハ次期以後ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但其中申入ハ當期ノ前半ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
 六個月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ申入ハ三個月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス  
 第六百二十八條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其事由カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス  
 第六百二十九條 雇傭ノ期間満了ノ後勞務者カ引續キ其勞務ニ服スル場合ニ於テ使用者カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前雇傭ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得  
 前雇傭ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキハ其擔保ハ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス但身元保證金ハ此限ニ在ラス  
 第六百三十條 第六百二十條ノ規定ハ雇傭ニ之ヲ準用ス

雇傭契約終了の効力は將來に向つてのみ生ずべきものにして已往に遡り原狀に回復せしむべき義務を生ずるものに非ず而して以上述べたる諸場合ニ於て契約は解除されるものなり  
**請負** 請負契約は當事者ノ一方カ手方カ其仕事の結果に對して報酬を與ふることを諾する契約なり而して其仕事を爲す者を請負者ト云ヒ報酬を支拂ふ者を注文者ト云フ此契約の效力として當事者の負ふ義務を述べれば  
 (一) 注文者の義務、注文者は仕事の結果に依り請負者に對して報酬を支拂ふ義務を負ふものにして其支拂時期に關し特約あるときは特約に従ひ然らざるときは第六百三十三條の規定に従ふべきものとす  
 (二) 請負人の義務、請負人は約束したる仕事を完了するの義務を負ふ

第六百三十一條 使用者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ雇傭ニ期間ノ定アルトキト雖モ勞務者又ハ破産管財人ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シテ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

**第九節 請負**  
 第六百三十二條 請負ハ當事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ對シテ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス  
 第六百三十三條 報酬ハ仕事ノ目的物ノ引渡ト同時ニ之ヲ與フルコトヲ要ス但物ノ引渡ヲ要セサルトキハ第六百二十四條第一項ノ規定ヲ準用ス  
 第六百三十四條 仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ對シ相當ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵力重要ナラサル場合ニ於テ其修補力過分ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス  
 注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三條ノ規定ヲ準用ス

ものなり此結果として止事完成に對  
して瑕疵ありたる時は請負人が完全  
に義務を履行したるものと云ふ能  
はず是が爲め法律は本法第六百三十  
四條及び第六百三十五條の規定を設  
け以て請負人に瑕疵修補の義務を  
負せしめ及び契約解除即ち之れなり  
然れども又請負人は永久に右の  
擔保責任を負はしむる社會的狀態に  
反するが故に本法第六百三十七條及  
第六百三十八條に於て各仕事の性  
質等に依りて相當の期間を設け此期  
間經過後は其責任をなさざるものと定  
めたり而して此期間も當事者の意思  
の合致に依り普通の時効期間内に於  
ては延長するを容れ妨げなき所とす  
右述ふる如く仕事の瑕疵につき請負  
人は擔保の責任を負ふべきものなれど  
も若し其瑕疵が注文者より供したる

材料の性質又は注文者の指圖に因  
りて生じたる場合に注文者が材料又  
指圖の不適當なるを知らずなからし  
むるに注意すべきは請負人の場合の外  
に注文者に於ては過失の責任を負ふ  
べきこと第六百三十六條の規定  
は生じたる場合に於て當事者間に  
瑕疵の對する責任を負はざるものと  
約したる場合は此特約に従ふべき  
が如くなるも請負人が其知りて  
告知せざりし事實に對しては請負人  
に責任あるものなるが故に注文者  
に對しては請負人に瑕疵擔保の責任  
を負はしめたり  
請負人の終了、請負契約が契約一般  
の消滅原因に因りて消滅するは勿論  
の如し  
五條及第六百四十一條參照  
第六百四十二條參照  
第六百四十二條參照  
委任は當事者の一方が法律  
行為を爲すに相手方に委託

民法 債權 第十節 委任

第六百三十五條 仕事ノ目的物ニ瑕疵アリテ之カ爲メニ契約ヲ爲シタル目的  
物ニ對シテ瑕疵アリタルトキハ注文者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但建物其  
他土地ノ工作物ニ付テハ此限ニ在ラス  
第六百三十六條 前二條ノ規定ハ仕事ノ目的物ノ瑕疵カ注文者ヨリ供シタル  
材料ノ性質又ハ注文者ヨリ與ヘタル指圖ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ適用セ  
ズ但請負人カ其材料又ハ指圖ノ不適當ナルコトヲ知リテ之ヲ告クサリシト  
キハ此限ニ在ラス  
第六百三十七條 前三條ニ定メタル瑕疵修補又ハ損害賠償ノ請求及ヒ契約ノ  
解除ハ仕事ノ目的物ヲ引渡シタル時ヨリ一年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス  
仕事ノ目的物ノ引渡シタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ仕事終了ノ時ヨ  
リ之ヲ起算ス  
第六百三十八條 土地ノ工作物ノ請負人ハ其工作物又ハ地盤ノ瑕疵ニ付テハ  
引渡シ後五年間其擔保ノ責任を負フ但此期間ハ不造、生造、修造又ハ修  
造ノ工作物ニ付テハ之ヲ十年トス  
工作物前項ノ瑕疵ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ注文者ハ其滅失又





委任の終了、委任が一般契約の消滅原因に因りて消滅するは勿論なり今此契約特有の消滅原因を擧ぐれば

(一) 當事者任意の解除第六百五十一條参照にして解除は將來に向つてのみ效力を生ず

(二) 死亡及び破産禁治産の宣告を受けたるとき第六百五十二條以上述ふる所の原因に因り委任は終了するも受任者其相續人又は法定代理人は急迫の事情あるときは第六百五十四條の處分を爲すべし而して委任終了を以て相手方に對抗するに於て第六百六十五條の通知を爲したる後及び相手方が委任終了の事實を知りたり後たるを要す

委任は法律行為の委託なれども法律行為以外の事務處理を委任したる場合にも右委任に關する規定を準用す

ハ委任者ニ對シテ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

第六百五十一條 委任ハ各當事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得 當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルトキハ其損害ヲ賠償スルコトヲ要ス但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ此限ニ在ラス

第六百五十二條 第六百二十條ノ規定ハ委任ニ之ヲ準用ス

第六百五十三條 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ亦同シ

第六百五十四條 委任終了ノ場合ニ於テ急迫ノ事情アルトキハ受任者、其相續人又ハ法定代理人ハ委任者、其相續人又ハ法定代理人カ委任事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ルマテ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ要ス

第六百五十五條 委任終了ノ事由ハ其委任者ニ出テタルト受任者ニ出テタルトテ間ハ之ヲ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ之ヲ知りタルトキニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス

第六百五十六條 本節ノ規定ハ法律行為ニ非サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス

寄託 寄託とは當事者の一方が相手方を爲すを約する契約なり而して保管を託する者を寄託者云ひ保管を爲す者を受寄者云ふ寄託契約の結果として當事者間に生ずる権利義務の關係左の如し

一、受寄者の義務

(一) 受寄物保管の義務、保管物に對し如何なる程度の注意を爲すべきかは第六百五十九條の明かにする所にして寄託關係は受寄者其人を信用するより成立するものなる故受寄者も其信託に背くを得ず從つて寄託者の許諾なき限りは猥りに受寄物を使用するを得ず又自ら保管の任に當り他人をして保管せしむべきものに非らず寄託者の承諾を得て第三者を以て其保管の任に當らしめたるべき共同に如何なる關係を生ずるやは第六百五十八條第二項の明かにする

第十一節 寄託

第六百五十七條 寄託ハ當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ保管ヲ爲スコトヲ約シテ或物ヲ受取ルニ因リテ其效力ヲ生ズ

第六百五十八條 受寄者ハ寄託者ノ承諾アルニ非サレハ受寄物ヲ使用シ又ハ受寄者カ第三者ヲシテ保管セシムルコトヲ得ス

受寄者カ第三者ヲシテ受寄物ヲ保管セシムルコトヲ得ル場合ニ於テハ第五百條及七百七條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六百五十九條 無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ハ受寄物ノ保管ニ任キ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ爲ス責任ス

第六百六十條 寄託物ニ付キ權利ヲ主張スル第三者カ受寄者ニ對シテ訴ヲ提起シ又ハ差押ヲ爲シタルトキハ受寄者ハ遲滞ナク其事實ヲ寄託者ニ通知スルコトヲ要ス

第六百六十一條 寄託者ハ寄託物ノ性質又ハ瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スルコトヲ要ス但寄託者カ過失ナクシテ其性質若クハ瑕疵ヲ知ラザリシトキ又ハ受寄者カ之ヲ知りタルトキハ此限ニ在ラス



出資の歸屬は第六百六十八條及第六百六十九條に明かにせり  
 (一) 業務執行の義務 特別業務執行者を定めざることは各組合員は善なる管理者の注意を以て組合員は善なる處理すべきものにして又共同の目的を達するを妨ぐべき行為を爲さざる義務を有す  
 (二) 損失分擔の事務 第六百七十四條及第六百七十五條參照  
 (三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (二十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (三十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (四十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (五十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (六十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (七十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (八十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十一) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十二) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十三) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十四) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十五) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十六) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十七) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十八) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (九十九) 引渡及報告の義務 第六百七十一條  
 (百) 引渡及報告の義務 第六百七十一條

第六百七十二條 組合契約ヲ以テ一人又ハ數人ノ組合員ニ業務ノ執行ヲ委任シタルトキハ其組合員ハ正當ノ事由アルニ非ザレハ辭任ヲ爲スコトヲ得ス又解任セラルルコトナシ  
 正當ノ事由ニ因リテ解任ヲ爲スニハ他ノ組合員ノ一致アルコトヲ要ス  
 第六百七十三條 各組合員ハ組合ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有セザルトキト雖モ其業務及ヒ組合財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得  
 第六百七十四條 當事者ガ損益分配ノ割合ヲ定メザリシトキハ其割合ハ各組合員ノ出資ノ價額ニ應ジテ之ヲ定ム  
 利益又ハ損失ニ付テノ分配ノ割合ヲ定メタルトキハ其割合ハ利益及ヒ損失ニ共通ナルモノト推定ス  
 第六百七十五條 組合ノ債權者ハ其債權發生ノ當時組合員ノ損失分擔ノ割合ヲ知ラザリシトキハ各組合員ニ對シ均ニ部分ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得  
 第六百七十六條 終身組合員ガ組合財産ニ付キ其持分ヲ處分シタルトキハ其處分ハ之ヲ以テ組合及ヒ組合下取引ヲ爲シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
 組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ス

第六百七十七條 組合ノ債務者ハ其債務ト組合員ニ對スル債權トヲ相殺スルコトヲ得ス  
 第六百七十八條 組合契約ヲ以テ組合ノ存続期間ヲ定メザリシトキ又ハ或組合員ノ終身間組合ノ存続スヘキコトヲ定メタルトキハ各組合員ハ何時ニテモ脱退ヲ爲スコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アル場合ヲ除外組合ノ爲メ不利ナル時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス  
 組合ノ存続期間ヲ定メタルトキト雖モ各組合員ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ脱退ヲ爲スコトヲ得  
 第六百七十九條 前條ニ掲ケタル場合ノ外組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス  
 一 死亡  
 二 破産  
 三 禁治産  
 四 除名  
 第六百八十條 組合員ノ除名ハ正當ノ事由アル場合ニ限り他ノ組合員ノ一致ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但除名シタル組合員ニ其旨ヲ通知スルニ非ザレハ







行爲の結果として他人に生じた損害  
害即ち結果として他人に生じた損害  
に見積り得べき利益たるを必要とせ  
ず故に身體自由榮譽に對して不法  
行爲はあり得るなり第七百九條以下  
參照  
不法行爲の權利者 不法行爲に因り  
權利を侵害され因て損害を蒙りたる  
本人が其損害賠償を請求し得るは勿  
論なり而して原則として其侵害され  
たる權利の主體として存在する者死  
亡するときは其の者は權利者に非  
ざる可らず然るに權利の主體に非  
ざるが故に請求權なきもの云は  
又胎兒の如きはまた權利の主體に非  
ざるが故に請求權なきもの云は  
ふもなく隨て請求權なきもの云は  
胎兒に此損害賠償請求權を與へし  
り尚此權利を侵害されたる本人に  
あらずして損害賠償を請求し得る者  
あるを認たり第七百十條以下參照  
不法行爲の無責任者 不法行爲を爲  
したる者は總て損害賠償の責を負ふ  
べきものなれども絶對に何人も責を  
第七百十一條 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ對  
シテハ其財産權ヲ害セラレザリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要  
ス  
第七百十二條 未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行爲ノ責任ヲ  
辨識スルニ足ルヘキ知能ヲ具ヘザリシトキハ其行爲ニ付キ賠償ノ責ニ任セズ  
第七百十三條 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責ニ任セズ  
但故意ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス  
第七百十四條 前二條ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督  
スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル  
責ニ任ス但監督義務者カ其義務ヲ怠ラザリシトキハ此限ニ在ラス  
監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス  
第七百十五條 或事業ノ爲メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ  
付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及  
ヒ其事業ノ監督ニ付キ相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ相當ノ注意ヲ爲スモ  
損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

預ふものとするは未成年者心神喪失  
等の事由ある者を保護する上に缺く  
る所ありとし斯く知慮なき者の爲に  
なる者及び全く知慮なき者の爲に  
行爲は其行爲が偶々不法行爲に該  
當するも其行爲は責任を負はざるも  
の爲たり第七百十二條乃至第七  
百十四條參照  
他人の行爲に對する責任者 左  
の三者に區別するを得  
(イ) 監督者の責任第七百十四條  
(ロ) 使用者の責任第七百十五條  
(ハ) 注文者の責任第七百十六條  
何人ニ雖も他人の行爲につきては責  
任を負はざるは例外なき原則なり今  
右に列擧したる所は他人の爲したる  
行爲に對して責任を負ふか如くなれ  
ども然らず究極すれば全く自己の行  
爲に對して責任を負ふものなり  
所有者及び占有者の責任 土地の工  
作物の設置又は保存に瑕疵あるに因

使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス  
前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ク  
ス  
第七百十六條 注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償  
スル責ニ任セス但注文者又ハ指圖ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ  
在ラス  
第七百十七條 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害  
ヲ生ジタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス  
但占有者カ損害ノ發生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲シタルトキハ其損害  
ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス  
前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ適用ス  
前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占  
有者又ハ所有者ハ之ニ對シテ求償權ヲ行使スルコトヲ得  
第七百十八條 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ  
任ス但動物ノ種類及ヒ性質ニ從ヒ相當ノ注意ヲ以テ其保管ヲ爲シタルトキ



りて他人に損害を生じたるべき及び竹木の栽植又は支持に瑕疵あるに因り他人に損害を生じたるべきは其占有者が賠償の責に任じ半馬鶏犬等の動物が他人に損害を加へたるべきは其動物の占有者が賠償の責に任ず第七百十七條及第七百十八條参照以上述ふる如く不法行為は行為者の故意又は過失を必要とするものなり故に自衛の行為は権利の行使に外ならざるが故に之を不法行為と云ふ不能はす依て之が爲め他人に損害を加ふるも賠償責任を負ふものにあらず第七百二十條

ハ此限ニ在ラス  
占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責ニ任ス  
第七百十九條 数人ノ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ  
教唆者及ヒ幫助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス  
第七百二十條 他人ノ不法行為ニ對シ自己又ハ第三者ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得ヌシテ加害行為ヲ爲シタル者ハ損害賠償者ノ責ニ任セス但被害者ヨリ不法行為ヲ爲シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス  
前項ノ規定ハ他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危難ヲ避ケル爲メ其物ヲ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス  
第七百二十一條 胎兒ハ損害賠償者ノ請求權ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス  
第七百二十二條 第四百十七條ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス

て定むるか又賠償は如何なる方法にて爲すか及び其時効は第七百二十二條乃至第七百二十四條に明かにせり

被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得  
第七百二十三條 他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ命スルコトヲ得  
第七百二十四條 不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求權ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

親族編

第四編 親族

民法親族編は親族とは如何なるものなり及び之に因りて如何なる權利義務を生ずるやを一定するものなり

第一章 總則

先づ總則に於ては親族の範圍を一定し次に第二章に於ては戸生家族等家に關する凡ての事項を規定し第三章以下に於ては婚姻親子後見親族會及び親族間の扶養義務等を順次規定せり

第七百二十五條 左ニ掲ケタル者ハ之ヲ親族トス  
一 六親等内ノ血族  
二 配偶者  
三 三親等内ノ姻族  
第七百二十六條 親等ハ親族間ノ世數ヲ算シテ之ヲ定ム

又此親族編は純然たる親族關係の外に之に因つて生ずべき財産關係をも併せて規定せり

親族 如何なる者を親族と爲すかは第七百二十五條以下に之を定む(其一) 血族とは親子兄弟等血統の續きあるものを云ひ其六親等の間柄迄を民法上の親族とす(其二) 配偶者とは妻より見れば夫、夫より見れば妻を云ふ(其三) 姻族とは配偶者の一方を他一方との縁族を云ふ即ち妻につきては夫、夫につきては妻の三等親等の血族を親族とす然れ共夫の親族と妻の親族との相互の間には假令三等親内の者雖も親族に非ず(其四) 養子と養親及び血族との間には養子縁組の日より親族間に於ける同一の親族關係を生ず又「繼父母と繼子」「嫡母と庶子」の關係は第七百二十八條に明かなり養子と養親、繼父母と繼子、嫡母と庶子と

傍系親ノ親等ヲ定ムルニハ其一人又ハ其配偶者ヨリ同始祖ニ過リ其始祖ヨリ他ノ一人ニ下ルマテノ世數ニ依ル

第七百二十七條 養子ト養親及ヒ其血族トノ間ニ於テハ養子縁組ノ日ヨリ血族間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生ズ

第七百二十八條 繼父母ト繼子ト又嫡母ト庶子トノ間ニ於テハ親子間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生ズ

第七百二十九條 姻族關係及ヒ前條ノ親族關係ハ離婚ニ因リテ止ム

夫婦ノ一方カ死亡シタル場合ニ於テ生存配偶者カ其家ヲ去リタルトキ亦同

第七百三十條 養子ノ養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ離婚ニ因リテ止ム

養親カ養家ヲ去リタルトキハ其者及ヒ其實方ノ血族ト養子トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム

養子ノ配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者カ養子ノ縁組ニ因リテ止ムト共ニ養家ヲ去リタルトキハ其者ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム

第七百三十一條 第七百二十九條第二項及ヒ前條第二項ノ規定ハ本家相續、

分家及ヒ廢絶家再興ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第二章 戸主及ヒ家族

第一節 總則 第七百三十二條 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス

第七百三十三條 子ハ父ノ家ニ入ル

父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル

父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス

第七百三十四條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタルトキハ前條第一項ノ規定ハ懷胎ノ始ニ過リテ之ヲ適用ス

出生前ニ復籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百三十五條 家族ノ庶子及ヒ私生子ハ戸主ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ズ

は血統の續きな事勿論なれ共法律が特に之を血族に準じ血族として之を準血族と云ふ而して準血族は三親等迄の間柄を親族とす

戸主 是は家を主宰する者即ち家の長を云ふ 戸主たる身分は相續分家、創立、入夫等に因つて之を得るなり 戸主の權利及義務は第二節に規定あり 茲に家と云ふは家屋を指すにあらず 戸主と家族の關係を云ふ

は血統の續きな事勿論なれ共法律が特に之を血族に準じ血族として之を準血族と云ふ而して準血族は三親等迄の間柄を親族とす

第七百三十二條 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス

第七百三十三條 子ハ父ノ家ニ入ル

父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル

父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス

第七百三十四條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタルトキハ前條第一項ノ規定ハ懷胎ノ始ニ過リテ之ヲ適用ス

出生前ニ復籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百三十五條 家族ノ庶子及ヒ私生子ハ戸主ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ズ

家族

此は戸主の家にて其支配を受ける者を云ふ

家族となるの事項

は第一節規定の外婚姻養子隠居等に依り取得す先づ左に第一節の規定せる場合を説明せん

- 一、嫡出子 父の家に入る者若し父が死亡し居れば死亡當時の父の家に入る(七三三條)
- 二、養子 父が夫又は養子なりし爲に離婚し居るに當り養子たる後生れたる子は婚家又は養家に入る(七三四條)然れ共出生當時父母共に婚家養家を行居る時は子は父の家に入る(同條)
- 三、庶子 父の家に入る者若し出生時父死亡し居れば死亡當時の父の家に入る(七三九條)但し父が家族となる時は戸主の同意なければ其家に入るを得ず、此場合は母の家に入る(七三五條)

庶子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母ノ家ニ入ル

私生子カ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ一家ヲ創立ス

第七百三十六條 女戸主カ夫婚姻ヲ爲シタルトキハ入夫ハ其家ノ戸主ト爲ル

但當事者カ婚姻ノ當時反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百三十七條 戸主ノ親族ニシテ他家ニ在ル者ハ戸主ノ同意ヲ得テ其家族ト爲ルコトヲ得但し其者カ他家ノ家族タルトキハ其家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ニ掲ケタル者カ未成年者ナルトキハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百三十八條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ其配偶者又ハ養親ノ親族ニ非サル自己ノ親族ヲ婚家又ハ養家ノ家族ト爲サント欲スルトキハ前條ノ規定ニ依ル外其配偶者又ハ養親ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

婚家又ハ養家ヲ去リタル者カ其家ニ在ル自己ノ直系卑屬ヲ自家ノ家族ト爲サント欲スルトキ亦同シ

三、私生子及父の家に入るを得ざる庶子

は母の家に入る但し母が家族なれば戸主の同意なき時は子は母の家に入るを得ず此場合は私生子庶子は一家を創立す(同條)

四、女戸主が入夫したる時は入夫は其家の戸主となり女戸主は家族となる(七三六條)

五、親族入籍 第七三七條第七三三條第七四一條等の場合は他家にある親族が戸主の同意を得て其家に入る

六、復籍 此は或家の家族たる身分を失ひし者が再び其家の家族たる身分を得るを云ふ、假しは婚姻養子等の爲他家に入りたるものか離婚縁の爲他家に復歸する如し(七三九條)

離籍 此は戸主が其家族を以て家族たる身分を失はしめ其家より

第七百三十九條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者ハ離婚又ハ離縁ノ場合ニ於テ實家ニ復籍ス

第七百四十條 前條ノ規定ニ因リテ實家ニ復籍スベキ者カ實家ノ廢絶ニ因リテ復籍ヲ爲スコト能ハサルトキハ一家ヲ創立ス但實家ヲ再興スルコトヲ妨ケス

第七百四十一條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ婚家又ハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ同意ヲ爲ササリシ戸主ハ婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ復籍ヲ拒ムコトヲ得

第七百四十二條 離籍セラレタル家族ハ一家ヲ創立ス他家ニ入りタル後復籍ヲ拒マレタル者カ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ亦同シ

第七百四十三條 家族ハ戸主ノ同意アルトキハ他家ヲ相繼シ、分家ヲ爲シ又ハ廢絶シタル本家、分家、同家其他親族ノ家ヲ再興スルコトヲ得但未成年者ハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス



戸主権を行ふ能はざる場合

戸主が未成年者禁治産者なる時行方不明又は無期刑に處せられたる時心神喪失したるに及民法九七八條の場合には戸主は其權利を行ふ能はざるに依り親族會代て戸主権を行ふ親權者後見人あれば然らず

**戸主権喪失** 戸主は廢家、隱居、離縁等の場合に戸主権を失ふ

**隱居** は戸主自ら戸主たる身分を失ふ行為なり隱居したる者は其家族を爲すに左の條件を備ふることを要す

一、滿六十年以上なること

二、完全の能力ある家督相續人が家督相續の單純承認を爲すこと即ち未成年者禁治産者準禁治産者有夫の婦及破産者に非ざる家督相續人が相續を單純に承認せざれば隱居するを得ず

コトヲ得ス

- 一 滿六十年以上去ルコト
  - 二 完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲スコト
- 第七百五十三條 戸主カ疾病、本家ノ相續又ハ再興其他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ爾後家政ヲ執ルコト能サルニ至リタルトキハ前條ノ規定ニ拘ハラス裁所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲スコトヲ得但法定ノ推定家督相續人アラサルトキハ豫メ家督相續人タルヘキ者ヲ定メ其承認ヲ得ルコトヲ要ス
- 第七百五十四條 戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ隱居ヲ爲スコトヲ得
- 戸主カ隱居ヲ爲サシテ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スル場合ニ於テ戸籍吏カ其届出ヲ受理シタルトキハ其戸主ハ婚姻ノ日ニ於テ隱居ヲ爲シタルモノト看做ス
- 第七百五十五條 女戸主ハ年齢ニ拘ハラズ隱居ヲ爲スコトヲ得
- 有夫ノ女戸主カ隱居ヲ爲スニハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但夫ハ正當ノ理由アルニ非サレバ其同意ヲ拒ムコトヲ得ス

故に法定家督相續人が無能力者なる時は戸主は隱居するの途なき

又推定家督相續人なき戸主は指定相續人の届出を爲したる後其者の單純承認を得ざれば隱居するを得ず

三、有夫の女戸主が隱居するには其夫の同意を要す但し夫は不同意を唱ふることを得ず

隱居するには前三箇の要件を要すれ共第七五三條第七五四條の事由ある時は年齢の如何に拘はらず又相續人が相續を承認すること否に拘はらず裁判所の許可を得て隱居することを得

第七百五十六條 無能力者カ隱居ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス

第七百五十七條 隱居ハ隱居者及ヒ其家督相續人ヨリ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス

第七百五十八條 隱居者ノ親族及ヒ檢事ハ隱居届出ノ日ヨリ三ヶ月内ニ第七百五十二條又ハ第七百五十三條ノ規定ニ違反シタル隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

女戸主カ第七百五十五條第二項ノ規定ニ違反シテ隱居ヲ爲シタルトキハ夫ハ前項ノ期間内ニ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第七百五十九條 隱居者又ハ家督相續人カ詐欺又ハ強迫ニ因リテ隱居ノ届出ヲ爲シタルトキハ隱居者又ハ家督相續人ハ其詐欺ヲ發見シ又ハ強迫ヲ免レタル時ヨリ一年内ニ隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但追認ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

隱居者又ハ家督相續人カ詐欺ヲ發見セス又ハ強迫ヲ免レサル間ハ其親族又ハ檢事ヨリ隱居ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但其請求ノ後隱居者又ハ家督相

隱居の届出 隱居届出を戸籍吏が受付たる時隱居したることとなる。此届出には家督相續人の承認書を添ふるを要す但し裁判所の許可を得て隱居する場合は指定相續人あれば此承認書を要す(指定相續人なる時は其者の承認書を要す)

隱居の取消 左の場合には隱居を取



なき時とは第一〇五九條に因て相續財産が國庫の有となりたる時なり  
 婚姻は夫婦關係を創設する法律行為なり。婚姻に因り男は夫女は妻たる身分を取得す  
 婚姻の要件 婚姻を爲すには左の要件を具へざる可らず  
 一、男は満十七歳女は満十五歳に至らざれば婚姻するを得ず  
 二、現に配偶者ある者は重て婚姻するを得ず(重婚は犯罪なり)  
 三、女が再婚するには前婚の解消取消後六ヶ月後を経るを要す之を再婚後六ヶ月後を経るを以てなるか判明せざるに至るを以てなり、故に六ヶ月内と雖既に分娩したる時は再婚するを得るなり  
 四、姦通せし爲離婚又は姦通罪に處せられたる者は相姦者との婚姻するを得ず  
 五、第五六九條第七七〇條第七七一條に規定せる親族の間に於て互に前項ノ規定ヲ適用セス  
 第七百六十八條 姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ス  
 第七百六十九條 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス  
 第七百七十條 直系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス第七百二十九條ノ規定ニ依リ姻族關係カ止ミタル後亦同シ  
 第七百七十一條 養子、其配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系卑屬トノ間ニ於テハ第七百三十條ノ規定ニ依リ親族關係カ止ミタル後ト雖モ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス  
 第七百七十二條 子カ婚姻ヲ爲スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男カ滿三十年女カ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス  
 父母ノ一方カ知ラサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル  
 父母共ニ知ラサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

六、子カ婚姻を爲すには其家に在る父母の同意を得るを要す但し男が満三十歳女が満二十五歳なれば父母の同意を要せず  
 又第七七二條二項の場合に父母の一方の同意を得れば足り、同條三項第七七三條の場合に親族會の同意を得て婚姻す  
 第七七〇條一項第六四一條の場合には父母の同意を要す之に反する婚姻届出を戸籍吏受理すれば有効となり取消すを得ず但し戸主は其者を離籍し又は復籍を拒絶するを得  
 法定推定家督相続人は婚姻に因り他家に入るを得ず(第七四四條)  
 九、婚姻に依り他家に入らんとするものは戸主に非るを要す(第七五四條)  
 以上第一より第六の要件を具へざるに婚姻することを得ず  
 表示スルコト能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
 第七百七十三條 繼父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ爲スコトヲ得  
 第七百七十四條 禁治産者カ婚姻ヲ爲スニハ其後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
 第七百七十五條 婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス  
 前項ノ届出ハ常事者雙方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭ニテ又ハ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
 第七百七十六條 戸籍吏ハ婚姻カ第七百四十一條、第六項第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項、第七百五十四條第一項第七百六十五條乃至第七百七十三條及ヒ前條第二項ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス但婚姻カ第七百四十一條第一項又ハ第七百五十條第一項ノ規定ニ違反スル場合ニ於テ戸籍吏カ注意ヲ爲シタルニ拘ハラズ常事者カ其届出ヲ爲サント欲スルトキハ此限ニ在ラス





他取消前の婚姻關係より生ぜし一切の行為は悉く有効なり  
但し第七七條二項三項の例外あり  
婚姻の效力  
婚姻届出の受理に依る身分を取得す、夫婦の身分よりして自七八八至七九一條の效力を生ずる夫婦間の契約並に愛に溺れ或は感歴せられて爲す場合あるを以て之に完全の效力を附するは危険なり故に何時にても一方より其契約を取消すことを得せしむ(夫婦關係止みたる後は取消すを得ず)  
夫婦間の契約は隨意に取消し得れ共爲めに第三者を害するを得ず假へば夫が妻に財産を贈與し妻が其財産を他人に賣りたる後夫より其贈與を取消すも妻も他人との賣買は無効となり但し利得を妻に返還せざる可らず  
夫婦の財産關係  
夫婦間の財産關係

三 婚姻届出ノ日ヨリ二年ヲ経過シタルトキ  
第七百八十五條 詐欺又ハ強迫ニ因リテ婚姻ヲ爲シタル者ハ其婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得  
前項ノ取消權ハ當事者ガ詐欺ヲ發見シ若クハ強迫ヲ免レタル後三ヶ月ヲ経過シ又ハ追認ヲ爲シタルトキハ消滅ス  
第七百八十六條 婿養子縁組ノ場合ニ於テハ各當事者ハ縁組ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但縁組ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帶シテ婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス  
前項ノ取消權ハ當事者ガ縁組ノ無効ナルコト又ハ其取消アリタルコトヲ知リタル後三ヶ月ヲ経過シ又ハ其取消權ヲ放棄シタルトキハ消滅ス  
第七百八十七條 婚姻ノ取消ハ其效力ヲ既往ニ及ボサズ  
婚姻ノ當時其取消ノ原因ヲ存スルコトヲ知ラザリシ當事者ガ婚姻ニ因リテ財産ヲ得タルトキハ現ニ利益ヲ受ケル限度ニ於テ其返還ヲ爲スコトヲ要ス  
婚姻ノ當時其取消ノ原因ヲ存スルコトヲ知リタル當事者ハ婚姻ニ因リテ得タル利益ノ全部ヲ返還スルコトヲ要ス尙ホ相手方ガ善意ナリシトキハ之ニ

係の如何は各國の民法其規定を異にす我民法は婚姻届出を爲す以前に双方が契約を以て夫婦財産關係を定めたる時は其契約に従ふを本則とせり之を夫婦財産契約と云ふ此契約なきときは第七九條以下の法定財産制に従ふべきものとす  
夫婦財産契約は必ず婚姻届出前に之を爲すべきものにして婚姻届出前に爲さざれば法定財産制に従ふ、婚姻届出後は法定財産關係を變更するの途なき夫婦財産契約は婚姻届出前に爲せば夫婦間に於ては有効なれ共之を第三者又は承繼人に對抗するには婚姻届出前に登記せざる可らず承繼人又は夫の相續者財産買受人等なり尙ほ外國人の夫婦財産契約及夫婦の一方か一方の財産を管理する場合に就ては第七九五條乃至第七七七條を参照すべし  
夫婦法定財産制  
夫婦財産關係に

對シテ損害賠償ノ責ニ任ス  
第二節 婚姻ノ效力  
第七百八十八條 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル  
入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル  
第七百八十九條 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ  
夫ハ妻ヲシテ同居ヲ爲サシムルコトヲ要ス  
第七百九十條 夫婦ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ  
第七百九十一條 妻カ未成年者ナルトキハ成年ノ夫ハ其後見人ノ職務ヲ行ハ  
第七百九十二條 夫婦間ニ於テ契約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス  
第三節 夫婦財産制  
第一款 總 則  
第七百九十三條 夫婦カ婚姻ノ届出前ニ其財産ニ付キ別段ノ契約ヲ爲サザリシトキハ其財産關係ハ次款ニ定ムル所ニ依ル

民法 見 矣

付婚姻届出前に別段の契約を爲さずれば法定財産制に依る左の如し  
 一、夫婦は各別に財産を所有す然れ共夫は妻の財産を用法に従ひて使用収益する権あり、假へば妻の田畑は夫之を耕して米麥を取り妻の金銭は夫之を他人に貸して利息を収益するを得左れば妻は自己の財産を賣却し處分し得るなり  
 以上は夫が戸主たる場合の權利にして若し妻が戸主たる場合には反對に妻が夫の財産を使用収益する権あり  
 二、夫は妻の財産を管理す(八〇一、八〇三、八〇五、八〇六條参照)  
 三、夫は婚姻に因り生ずる一切の費用を負担す、婚姻より生ずる費用は夫婦共同生活に要する衣食住、子の養育費等を云ふ、但し妻が戸主なる時は妻は此費用を負担す然し夫婦は互に扶養の義務あるを以て夫が病氣等の爲生活を立て得ざる

第七百九十四條 夫婦が法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ届出マテニ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
 第七百九十五條 外國人カ夫ノ本國ノ法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ婚姻ノ後日本ノ國籍ヲ取得シ又ハ日本ニ住所ヲ定メタルトキハ一年内ニ其契約ヲ登記スルニ非サレハ日本ニ於テハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
 第七百九十六條 夫婦ノ財産關係ハ婚姻届出ノ後ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス  
 夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ財産ヲ管理スル場合ニ於テ管理ノ失當ニ因リ其財産ヲ危クシタルトキハ他ノ一方ハ自ら其管理ヲ爲サンコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得  
 共有財産ニ付テハ前項ノ請求ト共ニ其分割ヲ請求スルコトヲ得  
 第七百九十七條 前條ノ規定又ハ契約ノ結果ニ依リ管理者ヲ變更シ又ハ共有財産ノ分割ヲ爲シタルトキハ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二款 法定財産制

時は妻に於て婚姻より生ずる費用を負担する結果となる  
 四、日常の家事(假へば米鹽薪炭の購入等)に就きては妻は夫を代理す、故に妻が家事に關して爲したる法律行為は凡て夫其責を負ふ  
 妻の代理權は夫之を制限することを得、然れ共其制限を知らずして取引等を爲したる者即ち善意の第三者には對抗する能はず  
 (我國の法定夫婦財産制は學者之を無共有制と稱す、夫婦の共有をなさざるを以てなり)

第七百九十八條 夫ハ婚姻ヨリ生スル一切ノ費用ヲ負擔ス但妻カ戸主タルトキハ妻之ヲ負擔ス  
 前項ノ規定ハ第七百九十條及ヒ第八章ノ規定ノ適用ヲ妨ケス  
 第七百九十九條 夫又ハ女戸主ハ用方ニ從ヒ其配偶者ノ財産ノ使用及ヒ收益ヲ爲ス權利ヲ有ス  
 夫又ハ女戸主ハ其配偶者ノ財産ノ果實中ヨリ其債務ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス  
 第八百條 第五百九十五條及ヒ第五百九十八條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第八百一條 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス  
 夫カ妻ノ財産ヲ管理スルコト能ハサルトキハ妻自ラ之ヲ管理ス  
 第八百二條 夫カ妻ノ爲メニ借財ヲ爲シ、妻ノ財産ヲ讓渡シ、之ヲ擔保ニ供シ又ハ第六百二條ノ期間ヲ超エテ其貸貸ヲ爲スニハ妻ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス但管理ノ目的ヲ以テ果實ヲ處分スルハ此限ニ在ラス

離婚は婚姻成立後の事由に依り婚姻を解除するを云ふ。彼の離婚は養子縁組を解除するもの又は婚姻

第八百三條 夫が妻の財産を管理する場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ妻ノ請求ニ因リ夫ヲシテ其財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第八百四條 日常ノ家事ニ付テハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス

夫ハ前項ノ代理權ノ全部又ハ一部ヲ否認スルコトヲ得但之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第八百五條 夫が妻の財産を管理シ又ハ妻が夫の代理ヲ爲ス場合ニ於テハ自己ノ爲メニスルト同一ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第八百六條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ夫が妻の財産を管理シ又ハ妻が夫の代理ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第八百七條 妻又ハ夫が婚姻前ヨリ有セル財産及ヒ婚姻中自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トス

夫婦ノ孰レニ屬スルカ分明ナラサル財産ハ夫又ハ女戸主ノ財産ト推定ス

第四節 離婚  
第一款 協議上ノ離婚

の取消は婚姻當時の事由に依り婚姻を解除するものなるに依り此二者ミ離婚ニ混同す可らず。離婚に協議上ノ離婚と裁判上ノ離婚の二あり。協議上ノ離婚は夫婦は何時にても解除することを得。但し第八〇九條第八一〇條の條件を具へざる可らず。協議上ノ離婚は届出を戸籍吏が受理するに因り離婚したることとなる。戸籍吏は違法の届出を受理す可らざるものなれ共若シ之を受理したる時は離婚したることとなる。協議上離婚の場合の子の監護は本來子を監護する者は其家にある父、若シ父なき時は其家に在る母なれ共、幼少の子は實際父に於て監護も得ざる場合もあるへし故に第八一二條は協議上ノ離婚の時子の監護者を協議にて定め得ることとせり。若シ協議なき時は本則に立かへりて子の監督

第八百八條 夫婦ハ其協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得

第八百九條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニハ第七百七十二條及ヒ第七百七十三條ノ規定ニ依リ其婚姻ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百十條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ協議上ノ離婚ニ之ヲ準用ス

第八百十一條 戸籍吏ハ離婚カ第七百七十五條第二項及ヒ第八百九條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非ザレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス

戸籍吏カ前項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ受理シタルトキト雖モ離婚ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケラレルコトナシ

第八百十二條 協議上ノ離婚ヲ爲シタル者カ其協議ヲ以テ子ノ監護ヲ爲スヘキ者ヲ定メサリシトキハ其監護ハ父ニ屬ス

父カ離婚ニ因リテ婚家ヲ去リタル場合ニ於テハ子ノ監護ハ母ニ屬ス

前二項ノ規定ハ監護ノ範圍外ニ於テ父母ノ權利義務ニ變更ヲ生スルコトナ

者を定む

裁判上の離婚 又は夫婦の一方の判決を以て婚姻を解消せしむるを云ふ、即ち夫婦の一方は第八一三條に列挙せる十箇の理由ある時は離婚の訴を起すことを得るなり。但し此十箇の事由あるときは雖も第八一四條の場合に於ては離婚の訴を起し得ざるものなり。離婚の判決確定したる時は茲に離婚したることとなる。此場合には離婚の訴を起したる者は戸籍法第一二條に依り離婚したる旨の届出を爲す義務あり。裁判上離婚に於ける子の監護方に付ても協議上の離婚に於ける第八一三條の規定を準用すへきものなれ共、裁判所の意見に因て之を異なる處分を命ずることを得

第二款 裁判上の離婚

- 第八百十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- 一 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ
- 二 妻カ姦通ヲ爲シタルトキ
- 三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、竊盜、強盜、詐欺取財、受寄財物毀滅物ニ關スル罪若クハ刑法第七十五條第二百六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 六 配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- 七 配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 八 配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ

民法 親族

- 九 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
- 十 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ
- 第八百十四條 前條第一號乃至第四號ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ行爲ニ同意シタルトキハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス
- 前條第一號乃至第七號ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊屬ノ行爲ヲ宥恕シタルトキ亦同シ
- 第八百十五條 第八百十三條第四號ニ掲ケタル處刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ其配偶者ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス
- 第八百十六條 第八百十三條第一號乃至第八號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離婚ノ原因タル事實ヲ知りタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其事實發生ノ時ヨリ十年ヲ經過シタル後亦同シ
- 第八百十七條 第八百十三條第九號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ配偶者ノ生死カ分明ト爲リタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第八百十八條 第八百十三條第十號ノ場合ニ於テ離婚又ハ縁組取消ノ請求アリタルトキハ之ニ附帶シテ離婚ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第八百十九條 第八百十二條ノ規定ハ裁判上ノ離婚ニ之ヲ準用ス但裁判所ハ子ノ利益ノ爲メ其監護ニ付キ之ニ異ナリタル處分ヲ命スルコトヲ得

第四章 親子

第一節 實子

第一款 嫡出子

第八百二十條 妻カ婚姻中ニ懐胎シタル子ハ夫ノ子ト推定ス

婚姻成立ノ日ヨリ二百日後又ハ婚姻ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ三百日以内ニ生レタル子ハ婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定ス

第八百二十一條 第七百六十七條第一項ノ規定ニ違反シテ再婚ヲ爲シタル女

親子

父に實父養父繼父あり、母に實母養母繼母嫡母あり、子に實子養子繼子あり

實子

實子に嫡出子庶子私生子の三あり

嫡出子 婚姻せる男女(正當夫婦)間に生れたる子を嫡出子と云ふ、庶子私生子も後日嫡出子となることあり之を準嫡出子と云ふ(八三六條)

カ分娩シタル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ其子ノ父ヲ定ムルコト能ハサルトキハ裁判所之ヲ定ム

第八百二十二條 第八百二十條ノ場合ニ於テ夫ハ子ノ嫡出ナルコトヲ否認スルコトヲ得

第八百二十三條 前條ノ否認權ハ子又ハ其法定代理人ニ對スル訴ニ依リテ之ヲ行フ但夫カ子ノ法定代理人ナルトキハ裁判所ハ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第八百二十四條 夫カ子ノ出生後ニ於テ其嫡出ナルコトヲ承認シタルトキハ其否認權ヲ失フ

第八百二十五條 否認ノ訴ハ夫カ子ノ出生ヲ知リタル時ヨリ一年以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第八百二十六條 夫カ未成年者ナルトキハ前條ノ期間ハ其成年ニ達シタル時ヨリ之ヲ起算ス但夫カ成年ニ達シタル後ニ子ノ出生ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

夫カ禁治産者ナルトキハ前條ノ期間ハ禁治産ノ取消アリタル後夫カ子ノ出生

嫡出子否認

前段(一)(二)の時期は一應本夫の子なりと推定すれ共實際本夫の子ならざる時は其證據を舉げ嫡出子否認の訴を起し得るなり

嫡出子否認は必ず訴を提起すへきものにして本夫の子ならざりし確證あつて勝訴の判決を受けたる時は其子

は生れたる日より本夫の子ならざりし者となる、此否認の訴は本夫の承認(八二四)出訴期限經過(八二五)八

二六)に依り提起し得ざることをな

私生子

私生子とは私通に因り生れたる子にして父の知れざるものを云ふ。併し實際は父の知れ居る場合にても戸籍上父の知れざる子は私生子なり

庶子

私生子を父が認知したる時は庶子となる。併し父が認知したる子も届出なき間は尙庶子にあらず

私生子認知

私生子は父又は母之を認知するに必要なき如く思はるれば共棄兒其他父の知れざる子あるべきを以て母も亦私生子を認知する場合はあり  
父が私生子を認知すれば庶子となるも母が私生子を認知したりして其は尙私生子なり  
私生子認知に就ては第八二八條乃至第八三五條の規定を参照すべし

生知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

第二款 庶子及ヒ私生子

第八百二十七條 私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得

父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス

第八百二十八條 私生子ノ認知ヲ爲スニハ父又ハ母カ無能力者ナルトキト雖モ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス

第八百二十九條 私生子ノ認知ハ戸籍吏ニ届出ツルニ依リテ之ヲ爲ス

認知ハ遺言ニ依リテモ亦之ヲ爲スコトヲ得

第八百三十條 成年ノ私生子ハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ認知スルコトヲ得

第八百三十一條 父ハ胎内ニ在ル子ト雖モ之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テハ母ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

父又ハ母ハ死亡シタル子ト雖モ其直系卑屬アルトキニ限り之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テ其直系卑屬カ成年者ナルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス

準嫡出子

庶子は其父母が結婚すれば又私生子の父母が結婚を爲し夫婦關係存続中に私生子を認知すれば其時より嫡出子となる  
庶子又は私生子が嫡出子となるを稱して適正と云ふ

第八百三十二條 認知ハ出生ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス但第三者カ既に取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

第八百三十三條 認知ヲ爲シタル父又ハ母ハ其認知ヲ取消スコトヲ得ス

第八百三十四條 子其他ノ利害關係人ハ認知ニ對シテ反對ノ事實ヲ主張スルコトヲ得

第八百三十五條 子、其直系卑屬又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ父又ハ母ニ對シテ認知ヲ求ムルコトヲ得

第八百三十六條 庶子ハ其父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス

婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス

前二項ノ規定ハ子カ既に死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二節 養子

第一款 縁組ノ要件

第八百三十七條 成年ニ達シタル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得

第八百三十八條 尊屬又ハ年長者ハ之ヲ養子ト爲スコトヲ得ス

第八百三十九條 法定ノ推定家督相続人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト爲ス

養子縁組

養子縁組に依て養子は養親の嫡出子たる身分を取  
得し又双方家を異にする場合は養子は養親の家に入る  
俗間にては婚姻を縁組と云ふことあり共民法にて縁組と云ふは養子縁組のことなり

養子縁組を爲すには第八三七條乃至第八四五條の要件を具へ且第七五〇條一項八四一條一項七四四條一項等の要件を具へざる可らず  
 養子縁組も戸籍吏が届出を受附たる時より效力を生ず  
 養子縁組届出が第八三七條乃至第八四六條の規定に違反したるものなれば戸籍吏は之を受理することを得ず、然れ共當事者が強て届出を爲し又は戸籍吏が其届出を受附たる時は縁組は成立す、此場合には後日之を取消するることあるものとす  
 遺言養子 養子は遺言を以て爲すことを得、此場合には遺言者の死亡に依り遺言が效力を生じたる後養子に指名せられたるものが承諾して養子縁組成立す

コトヲ得ス但女婿ト爲ス爲メニスル場合ハ此限ニ在ス  
 第八百四十條 後見人ハ被後見人ヲ養子ト爲スコトヲ得ス其任務カ終了シタル後未タ管理ノ計算ヲ終ハサル間亦同シ  
 前項ノ規定ハ第八百四十八條ノ場合ニハ之ヲ適用セス  
 第八百四十一條 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ爲スコトヲ得ス  
 夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト爲スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル  
 第八百四十二條 前條第一項ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲スコトヲ得  
 第八百四十三條 養子ト爲ルヘキ者カ十五年未滿ナルトキハ其家ニ在ル父母之ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲スコトヲ得  
 繼父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
 第八百四十四條 成年ノ子カ養子ヲ爲シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト爲ルニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百四十五條 縁組又ハ婚姻ニ因リテ他家ニ入リタル者カ更ニ養子トシテ他家ニ入ラント欲スルトキハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但妻カ夫ニ隨ヒテ他家ニ入ルハ此限ニ在ラス  
 第八百四十六條 第七百七十二條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前三條ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第七百七十三條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第八百四十七條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス  
 第八百四十八條 養子ヲ爲サント欲スル者ハ遺言ヲ以テ其意思ヲ表示スルコトヲ得此場合ニ於テハ遺言執行者、養子ト爲ルヘキ者又ハ第八百四十三條ノ規定ニ依リ之ニ代ハリテ承諾ヲ爲シタル者及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ遺言カ效力ヲ生シタル後遲滞ナク縁組ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス  
 前項ノ届出ハ養親ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス  
 第八百四十九條 戸籍吏ハ縁組カ第七百四十一條第一項、第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項及ヒ前十二條ノ規定其他ノ法令ニ違反セザルコトヲ要ス

ト承認スル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス  
 第七百七十六條 但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第八百五十條 外國ニ在ル日本入間ニ於テ縁組ヲ爲サント欲スルトキハ其國  
 ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ第  
 七百七十五條及七前二條ノ規定ヲ準用ス

**第二款 縁組ノ無効及ヒ取消**

第八百五十一條 縁組ハ左ノ場合ニ限リ無効トス  
 一 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ縁組ヲ爲ス意思ナキトキ  
 二 當事者カ縁組ノ届出ヲ爲ササルトキ但其届出カ第七百七十五條第二  
 項及ヒ第八百四十八條第一項ニ掲ケタル條件ヲ缺クニ止マルトキハ縁  
 組ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケラレルコトナシ

第八百五十二條 縁組ハ後七條ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得  
 第八百五十三條 第八百三十七條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ養親又ハ其法定  
 代理人ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但養親カ成年ニ達シタル後

**縁組の無効** 養子縁組は第八五一  
 條の事由あるときは  
 無効とす、無効なりしこと確定すれ  
 ば曾て縁組なかりしことなる  
 縁組の無効は之を届出さる可らず、  
 又無効に付争ある時は人事訴訟手續  
 法に依り出訴するを得

**縁組の取消** は一旦有効に成立し  
 たる縁組を解消する  
 ことなり  
 縁組の取消は第八五三條乃至第八五  
 九條の事由ある場合に取消することを得  
 縁組の取消は取消請求権あるものよ

り裁判所に訴を爲し裁判所の判決に  
 依てのみ取消し得るものとす(八五  
 二條)之一旦成立したる縁組を取消  
 すは事體重大にして又種々の影響あ  
 りはなり  
 取消の判決確定したる時は縁組は取  
 消されたることとなる、此場合には  
 戸籍法に從て取消されたる旨を届出  
 さる可らず縁組の取消は效力を既に  
 に及ぼさず故に養子及養親たりし時  
 に發生せし一切の事項は有效なり但  
 し爲に得たる財産は返還せざる可ら  
 ざる場合あり

六ヶ月ヲ經過シ又ハ追認ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス  
 第八百五十四條 第八百三十八條又ハ第八百三十九條ノ規定ニ違反シタル縁  
 組ハ各當事者、其戸主又ハ親族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得  
 第八百五十五條 第八百四十條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ養子又ハ其實方ノ  
 親族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但管理ノ計算カ終ハリタル後  
 養子カ追認ヲ爲シ又ハ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス  
 追認ハ養子カ成年ニ達シ又ハ能力ヲ回復シタル後之ヲ爲スニ非サレハ其效  
 ナシ  
 養子カ成年ニ達セス又ハ能力ヲ回復セサル間ニ管理ノ計算カ終ハリタル場  
 合ニ於テハ第一項但書ノ期間ハ養子カ成年ニ達シ又ハ能力ヲ回復シタル時  
 ヨリ之ヲ起算ス

第八百五十六條 第八百四十一條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ同意ヲ爲サザリ  
 シ配偶者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其配偶者カ縁組アリタ  
 ルコトヲ知りタル後六ヶ月ヲ經過シタルトキハ追認ヲ爲シタルモノト看做ス  
 第八百五十七條 第八百四十四條乃至第八百四十六條ノ規定ニ違反シタル縁



**縁組の效力** 養子は養親の嫡出子とみなす。又双方家を異にする場合は養子は養親の家に入る。養子の相続の順位に就ては年齢の如何に拘はらず第九七〇條二項第九七三條に依て定まる。

組ハ同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得同意力詐欺又ハ強迫ニ因リタルトキ亦同シ

第七百八十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百五十八條 婿養子縁組ノ場合ニ於テハ各當事者ハ婚姻ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ縁組ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但婚姻ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帶シテ縁組ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス

前項ノ取消權ハ當事者カ婚姻ノ無効ナルコト又ハ其取消アリタルコトヲ知リタル後六ヶ月ヲ經過シ又ハ其取消權ヲ拋棄シタルトキハ消滅ス

第八百五十九條 第七百八十五條及ヒ第七百八十七條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス但第七百八十五條第二項ノ期間ハ之ヲ六ヶ月トス

**第三款 縁組ノ效力**

第八百六十條 養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得ス

第八百六十一條 養子ハ縁組ニ因リテ養親ノ家ニ入ル

**第四款 離縁**

第八百六十二條 縁組ノ當事者ハ其協議ヲ以テ離縁ヲ爲スコトヲ得

**離縁** 養子縁組を解除すること。俗に離婚のこと。縁組を云ふ。民法に離縁と云ふは養子縁組解除のことなり

離縁には協議上の離縁、一方行為の離縁、裁判上の離縁の三あり

一、協議上の離縁 養子と養親協議し、協議上の離縁なり。若し養子が十五歳未満なるときは第八四三條及第八四六條一項に掲げたる者即父母後見人親族會等が養親と協議して離縁す。又廿五歳未満の養親又は養子が離縁を爲すには第八四四條に掲げたる者の同意を受ることを要す。尙廿五歳以下の者の離縁は第七七二條二項三項第七七三條の規定に従ひ父母の一方又は親族會、後見人等の同意を得て離縁す

協議上の離縁は届出を戸籍吏が

養子カ十五年未満ナルトキハ其離縁ハ養親ト養子ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲ス權利ヲ有スル者トノ協議ヲ以テ之ヲ爲ス

養親カ死亡シタル後養子カ離縁ヲ爲サント欲スルトキハ戸主ノ同意ヲ得之ヲ準用ス

第八百六十三條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離縁ヲ爲スニハ第八百四十四條ノ規定ニ依リ其縁組ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百七十二條第二項、第三項及ヒ第七百七十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百六十四條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ協議上ノ離縁ニ之ヲ準用ス

第八百六十五條 戸籍吏ハ離縁カ第七百七十五條第二項、第八百六十二條及ヒ第八百六十三條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス

戸籍吏カ前項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ受理シタルトキト雖モ離縁ハ之カ爲

受附たる時に離縁したることを  
 なる。此届出は民法戸籍法の規  
 定に従て爲す戸籍吏は其届出が  
 法令に適合することを認めたる  
 上之を受附くきものなれ共若し  
 法令違反の届出を受附たる時は  
 尙離縁成立す

二、  
 一方行爲の離縁。に二あり(一)  
 養親死亡の後は養子のみの意思  
 にて離縁するを得れども必ず養  
 家の戸主の同意を要す、(二)夫  
 歸さも離縁となり又は養子か同  
 一養親の他の養子と結婚したる  
 場合に妻か養子となり養家を去  
 るときは夫は自己の意思のみに  
 依り離縁して妻と共に養家を去  
 り又は妻と離縁して獨り養家に  
 止まることを爲し得るなり(八  
 七六條)

三、  
 裁判上の離縁。第八六六條に  
 列擧せる事由ある時は訴を起し

メニ其效力ヲ妨ケラレルコトナシ  
 第八百六十六條 縁組ノ當事者ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離縁ノ訴ヲ提起スル  
 コトヲ得

- 一 他ノ一方ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 二 他ノ一方ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- 三 養親ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 四 他ノ一方カ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 五 養子ニ家名ヲ濱シ又ハ家産ヲ傾クヘキ重大ナル過失アリタルトキ
- 六 養子カ逃亡シテ三年以上復歸セサルトキ
- 七 養子ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
- 八 他ノ一方カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮  
 辱ヲ加ヘタルトキ
- 九 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離婚アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ  
 爲シタル場合ニ於テ離婚若クハ婚姻ノ取消アリタルトキ

第八百六十七條 養子カ滿十五年ニ達セサル間ハ其縁組ニ付キ承諾權ヲ有ス

て離縁の判決を受けることを得  
 此の原告たり被告たる者は養親  
 又は養子なれ共養子が滿十五歳  
 に達せざる時は養子縁組に承諾  
 權を有する者(第八四三條第八  
 四六條一項の父母後見人親族會  
 等)代て原告となり又は被告と  
 なる

裁判上の離縁は離縁の判決確定  
 したる時離縁したることとなる  
 此場合には戸籍法に従て届出を  
 爲すべきものとす

第八六六條列擧の事由あり離  
 縁も第八六八條以下の場合に於て  
 離縁の訴訟を起し得ざることをあ  
 り

次に養子が戸主となりたるときは之  
 を離縁するを得ず  
 離縁したる養子と實家たる養  
 子は實家に復籍し、實家に於て有せ

ル者ヨリ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得  
 第八百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第八百六十八條 第八百六十六條第一號乃至第六號ノ場合ニ於テ當事者ノ一  
 方カ他ノ一方又ハ其直系尊屬ノ行爲ヲ宥恕シタルトキハ離縁ノ訴ヲ提起ス  
 ルコトヲ得ス

第八百六十九條 第八百六十六條第四號ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ他ノ一  
 方ノ行爲ニ同意シタルトキハ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第八百六十六條第四號ニ掲ケタル刑ニ處セラレタル者ハ他ノ一方ニ同一ノ  
 事由アルコトヲ理由トシテ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第八百七十條 第八百六十六條第一號乃至第五號及ヒ第八號ノ事由ニ因ル離  
 縁ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離縁ノ原因タル事實ヲ知りタル時  
 ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ其事實發生ノ時ヨリ十  
 年ヲ經過シタル後亦同シ

第八百七十一條 第八百六十六條第六號ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ養親カ養子  
 ノ復歸シタルコトヲ知りタル時ヨリ二年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコ

し身分を回復す、但し爲に第三者の取得せし權利を害するを得ず(八七五條)

トナ得ス其復歸ノ時ヨリ十年ヲ經過シタル後亦同シ  
第八百七十二條 第八百六十六條第七號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ養子ノ生死カ分明ト爲リタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス  
第八百七十三條 第八百六十六條第九號ノ場合ニ於テ離婚又ハ婚姻取消ノ請求アリタルトキハ之ニ附帶シテ離婚ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
第八百六十六條第九號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ當事者カ離婚又ハ婚姻ノ取消アリタルコトヲ知リタル後六ヶ月ヲ經過シ又ハ離婚請求ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス  
第八百七十四條 養子カ戸主ト爲リタル後ハ離婚ヲ爲スコトヲ得ス但隱居ヲ爲シタル後ハ此限ニ在ラス  
第八百七十五條 養子ハ離婚ニ因リ其實家ニ於テ有セシ身分ヲ回復ス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス  
第八百七十六條 夫婦カ養子ト爲リ又ハ養子カ養親ノ他ノ養子ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ妻カ離婚ニ因リテ養家ヲ去ルヘキトキハ夫ハ其選擇ニ從ヒ離婚又ハ離婚ヲ爲スコトヲ要ス

110K

親權

親權ニ對して有する權利なり親權を有する者は父なるを普通とすれ共父が知れざる時死亡したる時家を去りたる時親權を行ふ能はざることは母が親權を行ふ但し繼父母、嫡母(庶子の父の配偶者)が親權を行ふ時は後見の規定に從ふ  
親權に服従する子は其家に在る未成年の子にして他家に在る子は親權に服せず但し父又は母と同居家に在るも生計を父母に仰かず獨立の生活する成年の子は親權に服せず  
親權の效力 親權は父又は母が其の子に對して有する權利及義務なれ共彼の扶養の權利(及義務)同意權又は法定代理人云々等は親權の外に父母が子に對し有する權利義務なり親權は成年の子に對しては單に懲戒

第五章 親權

第一節 總則

第八百七十七條 子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス  
父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ  
第八百七十八條 繼父、繼母又ハ嫡母カ親權ヲ行フ場合ニ於テハ次章ノ規定ヲ準用ス

第二節 親權ノ效力

第八百七十九條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ保護及ヒ教育ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ  
第八百八十條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母カ指定シタル場所ニ其居所ヲ定ムルコトヲ要ス但第七百四十九條ノ適用ヲ妨ケス  
第八百八十一條 未成年ノ子カ兵役ヲ出願スルニハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス  
第八百八十二條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範圍内ニ於テ白ラ其子ヲ懲

権を有するに過ぎざれば未成年なる子に對しては左の權利を有す(併し親権は子の心身財産を保護するが爲に設けられたるものなれば父又は母は子に對し親権行使の權利を有するに共に親権行使の義務を負ふ)

一、親権者は未成年の子を監護する權利義務あり(八七九條)

二、親権者は未成年の子を教育する權利義務を負ふ(同條)

三、居所指定權 親権者は未成年の子の居所を指定する權利を有す、子は親権者たる父又は母の指定する居所に居る義務を負ふ併し戸主にも家族の居所を指定する權利あるを以て若し親権者が戸主に在らざる時は戸主の指定する居所を親権者の指定する居所と異なる場合を生ぜん此場合には親権者の居所指定強制權の爲戸主の指定せる居所に居ら

戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得  
子ヲ懲戒場ニ入ルル期間ハ六ヶ月以下ノ範圍内ニ於テ裁判所之ヲ定ム但此期間ハ父又ハ母ノ請求ニ因リ何時ニテモ之ヲ短縮スルコトヲ得

第八百八十三條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非サレハ職業ヲ營ムコトヲ得ス  
父又ハ母ハ第六條第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第八百八十四條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ財産ヲ管理シ又其財産ニ關スル法律行為ニ付キ其子ヲ代表ス但其子ノ行為ヲ目的トスル債務ヲ生スヘキ場合ニ於テハ本人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百八十五條 未成年ノ子ガ其配偶者ノ財産ヲ管理スヘキ場合ニ於テハ親權ヲ行フ父又ハ母之ニ代ハリテ其財産ヲ管理ス

第八百八十六條 親權ヲ行フ母カ未成年ノ子ニ代ハリテ左ニ掲ケタル行為ヲ爲シ又ハ子ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 營業ヲ爲スコト

さるることゝなる然れ共子は戸主の指定權違背の爲め離籍せらるへし

四、兵役出願に付ての許可權 第八八條參照

五、懲戒權 不行跡なる子を匡正する爲父又は母の有する權利にして叱責及毆打する等之なり。又裁判所ノ許可ヲ得テ子を懲戒室に入ることを得(八八二條)親權者は未成年の子に對して懲戒權を有す

六、職業許可權 未成年の子は親權者ノ許可ヲ得れば職業を營むことを得(八八三條一項)職業には營業と營業にあらざるものあり

七、財産の管理及び財産に關する法律行為に付ての代表權財産の管理は未成年の子の有する財産に付保存改良利用を目的とする

二 借財又ハ保證ヲ爲スコト

三 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル權利ノ喪失ヲ目的トスル行為ヲ爲スコト

四 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル和解又ハ仲裁契約ヲ爲スコト

五 相續ヲ拋棄スルコト

六 贈與又ハ遺贈ヲ拒絶スルコト

第八百八十七條 親權ヲ行フ母カ前條ノ規定ニ違反シテ爲シ又ハ同意ヲ與ヘタル行為ハ子又ハ其法定代理人ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得此場合ニ於テハ第十九條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ハ第二百一一條乃至第二百六條ノ適用ヲ妨ケス

第八百八十八條 親權ヲ行フ父又ハ母ト其未成年ノ子ト利益相反スル行為ニ付テハ父又ハ母ハ其子ノ爲メニ特別代理人ヲ選任スルコトヲ親族會ニ請求スルコトヲ要ス

父又ハ母カ數人ノ子ニ對シテ親權ヲ行フ場合ニ於テ其一人ト他ノ子トノ利益相反スル行為ニ付テハ其一方ノ爲メ前項ノ規定ヲ準用ス

凡ての行為なり。又財産に付法律行為の代表は未成年の子が財産に關して爲す凡ての法律行為を代理するを云ふ故に親権者を財産に關する法律行為に付未成年者の法定代理人と云ふ（八八四條）

八、 財産の管理に付ては本章に詳細の規定あり

九、 身分に關する事項の代表權 未成年者の身分に關する事項に付ては一切の代理を爲す權なし只第八三五條第二三條八九五條等特に法律に規定ある場合にのみ代表權あり

十、 同意權 未成年の子が財産に關する行為を爲すに付同意する權を有す（第四條八八四條） 未成年の子が其配偶者（ツレアヒ）の財産を管理すべき場合に

第八百八十九條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ自己ノ爲メニスルト同一ノ注意ヲ以テ其管理權ヲ行フコトヲ要ス

母ハ親族會ノ同意ヲ得テ爲シタル行為ニ付テモ其責ヲ免ルルコトヲ得ス但母ニ過失ナカリシトキハ此限ニ在ラス

第八百九十條 子カ成年ニ達シタルトキハ親權ヲ行ヒタル父又ハ母ハ遲滯ナク其管理ノ計算ヲ爲スコトヲ要ス但其子ノ養育及ヒ財産ノ管理ノ費用ハ其子ノ財産ノ收益ト之ヲ相殺シタルモノト看做ス

第八百九十一條 前條但書ノ規定ハ無償ニテ子ニ財産ヲ與フル第三者カ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ其財産ニ付テハ之ヲ適用セス

第八百九十二條 無償ニテ子ニ財産ヲ與フル第三者カ親權ヲ行フ父又ハ母ヲシテ之ヲ管理セシメサル意思ヲ表示シタルトキハ其財産ハ父又ハ母ノ管理ニ屬セサルモノトス

前項ノ場合ニ於テ第三者カ管理ヲ指定セザリシトキハ裁判所ハ子、其親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其管理ヲ委任ス

第三者カ管理ヲ指定セシトキト雖モ其管理者ノ權限カ消滅シ又ハ之ヲ改

ハ親權者代りて其財産を管理す（第八八五條）

未成年者が戸主たるときは其親權者代りて戸主權を行ひ、又未成年者が子を生み其子に對して親權を有する場合には未成年者の親權者が代りて親權を行使す（八九五條）

母カ親權を行ふ場合 母カ親權者たるるときも前段列擧の權利義務を有す然れ共第八八六條に掲ぐる行為を爲すときは母ハ親族會の同意を得るを要す

任スル必要アル場合ニ於テ第三者カ更ニ管理ヲ指定セザルトキ亦同シ

第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百九十三條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ父又ハ母カ子ノ財産ヲ管理スル場合及ヒ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百九十四條 親權ヲ行ヒタル父若クハ母又ハ親族會員ト其子トノ間ニ財産ノ管理ニ付テ生シタル債權ハ其管理權消滅ノ時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

子カ未成年ニ達セサル間ニ管理權カ消滅シタルトキハ前項ノ期間ハ其子カ成年ニ達シ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第八百九十五條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ其未成年ノ子ニ代ハリテ戸主權及ヒ親權ヲ行フ

第三節 親權ノ喪失

第八百九十六條 父又ハ母カ親權ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其親權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

第八百九十七條 親權ヲ行フ父又ハ母カ管理ノ失當ニ因リテ其子ノ財産ヲ危

は如何なる場合にも子より起すを得  
 若し父が親権喪失の宣告を受けたる  
 きは其家に在る母親権者なる。其  
 家に親権を行ふ親なきときは未成年  
 の子は後見に附す次に八七九條の事  
 由あれば親権者は親権の一部たる財  
 産管理権喪失宣告を下さる  
 而して親権又は財産管理権喪失宣告  
 の原因止みたる時は第八九八條に因  
 り其宣告を取消さる  
**後見** には未成年者の爲の後見、禁  
 治産者の爲の後見の二あり。  
**後見** は未成年者禁治産者を保護し其  
 財産を管理し且之を代表する爲の制  
 度なり  
**後見の開始** 又は後見に附せらる  
 云ふ、即ち第九〇〇條の場合に後見  
 開始す  
**後見の機關** 後見人、後見監督人  
 親族會、裁判所の四

カシタルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其管理權ノ喪失ヲ  
 宣告スルコトヲ得  
 父カ前項ノ宣告ヲ受ケタルトキハ管理權ハ家ニ在ル母之チ行フ  
 第八百九十八條 前二條ニ定メタル原因力止ミタルトキハ裁判所ハ本人又ハ  
 其親族ノ請求ニ因リ失權ノ宣告ヲ取消スコトヲ得  
 第八百九十九條 親權ヲ行フ母ハ財産ノ管理ヲ辭スルコトヲ得  
**第六章 後見**  
**第一節 後見ノ開始**  
 第九百條 後見ハ左ノ場合ニ於テ開始ス  
 一 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者ナキトキ又ハ親權ヲ行フ者カ管理權  
 ナラセサルトキ  
 二 禁治産ノ宣告アリタルトキ  
**第二節 後見ノ機關**  
**第一款 後見人**  
 第九百一條 未成年者ニ對シテ最後ニ親權ヲ行フ者ハ遺言ヲ以テ後見人ヲ指

なり。親族會は後見人及び後見監督  
 人を選任し監督する者にして裁判所  
 は後見人後見監督人及親族會を監督  
 す  
**後見人** 如何に事務多忙なるも後見  
 人は一人に限る左の場合に  
 一、親權者の遺言 第九〇一條に  
 依り親權者が遺言を以て後見人  
 を指定したる時は其者は未成年  
 者の後見人となる  
 二、親權を行ふ父又は母は第九〇二  
 條に依り禁治産の宣告を受けた  
 子の後見人となる  
 三、被後見人が家族にして前掲一、  
 二の場合に後見人となる者なき  
 時は戶主は其家族の後見人とな  
 る(九〇三條)  
 四、一、二、三の場合に於て後見人とな  
 る者なき時は親族會に於て後  
 見人を選定す

定スルコトヲ但管理權ヲ有セサル者ハ此限ニ在ラス  
 親權ヲ行フ父ノ生前ニ於テ母カ豫メ財産ノ管理ヲ辭シタルトキハ父ハ前項  
 ノ規定ニ依リテ後見人ノ指定ヲ爲スコトヲ得  
 第九百二條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ禁治産者ノ後見人ト爲ル  
 妻カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ夫其後見人ト爲ル夫カ後見人タラサル  
 トキハ前項ノ規定ニ依ル  
 夫カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ妻其後見人ト爲ル妻カ後見人タラサル  
 トキ又ハ夫カ未成年者ナルトキハ第一項ノ規定ニ依ル  
 第九百三條 前二條ノ規定ニ依リテ家族ノ後見人タル者アラサルトキハ戶主  
 其後見人ト爲ル  
 第九百四條 前三條ノ規定ニ依リテ後見人タル者アラサルトキハ後見人ハ親  
 族會之チ選任ス  
 第九百五條 母カ財産ノ管理ヲ辭シ、後見人カ其任務ヲ辭シ、親權ヲ行ヒタル  
 父若クハ母カ家ヲ去リ又ハ戶主カ隱居ヲ爲シタルニ因リ後見人ヲ選任スル  
 必要ヲ生シタルトキハ其父、母又ハ後見人ハ遲滞ナク親族會ヲ招集シ又ハ

又親族會は第九〇五條の事由ある時に後見人を選任す  
 後見辭任 婦女は何時にも後見を  
 〇七條の事由あるにあらざれば後見  
 を辭任するを得ず  
 外國にては後見を辭するに親族會  
 又は裁判所の許可を必要とすれ共我  
 國民法は斯る規定を設けざるに依り  
 第九〇七條の事由あれば後見人一人  
 の意思を以て辭任することを得るも  
 のとす

後見人たる資格なき者 第九〇  
 八條に  
 掲ぐる事由ある者は後見人たる資格  
 なし。故に遺言者の指定親族會の選  
 任又は法律の規定せる順序に依り後  
 見人となるべき者の第九〇八條  
 の事由あれば後見人となる事を得  
 ず、又後見人となりたる後第九〇八  
 條の事由生ずれば後見人は當然其資  
 格を失ふ

其招集ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス  
 第九百六條 後見人一人タルコトヲ要ス  
 第九百七條 後見人ハ婦女ヲ除ク外左ノ事由アルニ非サレハ其任務ヲ辭スル  
 コトヲ得ス  
 一 軍人トシテ現役ニ服スルコト  
 二 被後見人ノ住所ノ市又ハ郡以外ニ於テ公務ニ従事スルコト  
 三 自己ヨリ先ニ後見人タルヘキ者ニ付キ本條又ハ次條ニ掲ケタル事由  
 ノ存セシ場合ニ於テ其事由カ消滅シタルコト  
 四 禁治産者ニ付テハ十年以上後見ヲ爲シタルコト但配偶者、直系血族  
 及ヒ戸主ハ此限ニ在ラス  
 五 此他正當ノ事由  
 第九百八條 左ニ掲ケタル者ハ後見人タルコトヲ得ス  
 一 未成年者  
 二 禁治産者及ヒ準禁治産者  
 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者

格を失ふ  
 保佐人 心神喪失者、聾者(ソウボ) 第九〇  
 九條に  
 保調する爲に保佐人を附す(民法第  
 一一條一二條人事訴訟手續法第六七  
 條乃至六九條)  
 保佐人には後見の規定を準用するを  
 以て保佐人の資格、保佐人の就職辭  
 任其他後見人の規定を應用せらる

後見監督人 之を置かざるも可  
 我國の民法は成へく裁判所の干渉を  
 少からしむる爲必ず之を置くを要す  
 べきなり  
 後見監督人には未成年者の後見監督  
 人ニ禁治産者の後見監督人あり

四 裁判所ニ於テ免職セラレタル法定代理人又ハ保佐人  
 五 破産者  
 六 被後見人ニ對シテ訴訟ヲ爲シ又ハ爲シタル者及ヒ其配偶者並ニ直系  
 血族  
 七 行方ヲ知レサル者  
 八 裁判所ニ於テ後見ノ任務ニ堪ヘサル事跡、不正ノ行爲又ハ著シキ不  
 行跡アリト認めタル者  
 第九百九條 前七條ノ規定ハ保佐人ニ之ヲ準用ス  
 保佐人又ハ其代表スル者ト準禁治産者トノ利益相反スル行爲ニ付テハ保佐  
 人ハ臨時保佐人ノ選任ヲ親族會ニ請求スルコトヲ要ス

第二款 後見監督人  
 第九百十條 後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者ハ遺言ヲ以テ後見監督人ヲ指定  
 スルコトヲ得  
 第九百十一條 前條ノ規定ニ依リテ指定シタル後見監督人ナキトキハ法定後  
 見人又ハ指定後見人ハ其事務ニ著手スル前親族會ヲ招集テ裁判所ニ請求シ

後見監督人は(二)第九〇一條に依り後見人を指定し得る権利ある親権者か遺言を以て指定し又(三)第九一一條以下の法則に依り親族會に於て選任するものとす

後見監督人の職務

は第九一五條に列挙せり

一 讀其意義を了解し得れば(三)に「必要なる處分」あるは後見事務に付必要なる處分なり又(四)に後見人或被後見人の利益相反するときは假へば後見人或被後見人の間に訴訟の起りたる場合の如きを指したるなり

後見監督人ヲ選任セシムルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ親族會ハ其後見人ヲ免職スルコトヲ得  
親族會ニ於テ後見人ヲ選任シタルトキハ直チニ後見監督人ヲ選任スルコトヲ要ス

第九十二條 後見人就職シ後後見監督人ノ缺ケタルトキハ後見人ハ遲滞ナク親族會ヲ招集シ後見監督人ヲ選任セシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第九十三條 後見人ノ更迭アルトキハ親族會ハ後見監督人ヲ改選スルコトヲ要ス但前後見監督人ヲ再選スルコトヲ妨ケス

新後見人カ親族會ニ於テ選任シタル者ニ非サルトキハ後見監督人ハ遲滞ナク親族會ヲ招集シ前項ノ規定ニ依リテ改選ヲ爲サシムルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ後見人ノ行爲ニ付キ之ヲ連帶シテ其責ニ任ス

第九十四條 後見人ノ配偶者直系血族又ハ兄弟姉妹ハ後見監督人タルコトヲ得ス  
第九十五條 後見監督人ノ職務在ノ如シ

一 後見人ノ事務ヲ監督スルコト

二 後見人ノ缺ケタル場合ニ於テ遲滞ナク其後任者ノ任務ニ就クコトヲ督促シ若シ後任者ナキトキハ親族會ヲ招集シテ其選任ヲ爲サシムルコトヲ得

三 急迫ノ事情アル場合ニ於テ必要ナル處分ヲ爲スコト

四 後見人又ハ其代表スル者ト被後見人トノ利益相反スル行爲ニ付キ被後見人ヲ代表スルコト

第九十六條 第六百四十四條、第九百七條及ヒ第九百八條ノ規定ハ後見監督人ニ之ヲ準用ス

第二節 後見ノ事務

第九十七條 後見人ハ遲滞ナク被後見人ノ財産ノ調査ニ着手シ一个月内ニ其調査ヲ終ハリ且其目録ヲ調製スルコトヲ要ス但此期間ハ親族會ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得

財産ノ調査及ヒ其目録ノ調製ハ後見監督人ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スニ非サルハ其效ナシ

後見の事務

第九一七條以下は後見事務に關する細則

第九一七條以下は後見の事務に關する細則

第九一七條以下は後見の事務に關する細則

第九一七條以下は後見の事務に關する細則



育を爲すこと、(ハ)未成年者の居所を指定すること、(ニ)未成年者が懲戒すること、(ホ)未成年者が職業を営むを許否すること、(ヘ)未成年者の配偶者の財産を管理すること、但未成年者の後見人は未成年者を懲戒場に入れ、營業を許否し又は取消し、親権者の定めたる教育の方法又は居所を變更する等の場合には親族會の同意を要す(九二二條)

二、未成年者の後見人は未成年者の財産を管理し又財産に関する法律行為に付未成年者を代表す(九二二條)、故に後見人は財産に関する法律行為に付き未成年者の法定代理人なり

三、未成年者の後見人は一切代理する權なし、只月主權又は親權の代理

後見人カ前二項ノ規定ニ從ヒ財産ノ目錄ヲ調製セサルトキハ親族會ハ之ヲ免黜スルコトヲ得

第九百十八條 後見人ハ目錄ノ調製ヲ終ハルマテハ急迫ノ必要アル行爲ノミヲ爲ス權限ヲ有ス但之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第九百十九條 後見人カ被後見人ニ對シ債權ヲ有シ又ハ債務ヲ負フトキハ財産ノ調査ニ著手スル前ニ之ヲ後見監督人ニ申出ツルコトヲ要ス

後見人カ被後見人ニ對シ債權ヲ有スルコトヲ知リテ之ヲ申出テサルトキハ其債權ヲ失フ

後見人カ被後見人ニ對シ債務ヲ負フコトヲ知リテ之ヲ申出テサルトキハ親族會ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得

第九百二十條 前三條ノ規定ハ後見人就職ノ後被後見人カ包括財産ヲ取得シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九百二十二條 未成年者ノ後見人ハ第八百七十九條乃至第八百八十三條及ヒ第八百八十五條ニ定メタル事項ニ付キ親權ヲ行フ父又ハ母ト同一ノ權利義務ヲ有ス但親權ヲ行フ父又ハ母カ定メタル教育ノ方法及居所ヲ變更シ、

(九三四條)其他第八三五條八二二條等特別ノ規定ある場合に限り未成年者を代表す

尚ほ後見人カ未成年者を代表して月主權又は親權を行ふ場合に付ては第九三四條一項第九一七條乃至第九三三條を参照す(九三三條)

次に親權者カ親權の一部たる財産管理權を有せざるが爲め後見人を附したるときは其後見人は財産に関する權限のみを有す(九三五條)

第二、禁治産者の爲の後見人の事務左の如し

一、禁治産者の後見人は禁治産者の資力に應じて其療養看護を力むること(第九三三條一項)

第七、(四條)療養は禁治産者は心神喪失せるを以て其治療を爲すことなり、看護は禁治産者の身體財産に危害なき様に注

未成年者ヲ懲戒場ニ入レ、營業ヲ許可シ、其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第九百二十二條 禁治産者ノ後見人ハ禁治産者ノ資力ニ應シテ其療養看護ヲ力ムルコトヲ要ス

禁治産者ヲ瘋癲病院ニ入レ又ハ私宅ニ監置スルト否トハ親族會ノ同意ヲ得テ後見人ニ之ヲ定ム

第九百二十三條 後見人ハ被後見人ノ財産ヲ管理シ又其財産ニ關スル法律行為ニ付キ被後見人ヲ代表ス

第八百八十四條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九百二十四條 後見人ハ其就職ノ初ニ於テ親族會ノ同意ヲ得テ被後見人ノ生活、教育又ハ療養看護及ヒ財産ノ管理ノ爲メ毎年費スヘキ金額ヲ豫定スルコトヲ要ス

前項ノ豫定額ハ親族會ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但已ムコトヲ得サル場合ニ於テ豫定額ヲ超ユル金額ヲ支出スルコトヲ妨ケス

第九百二十五條 親族會ハ後見人及ヒ被後見人ノ資力其他ノ事情ニ依リ被後

見人ノ財産中ヨリ相當ノ報酬ヲ後見人ニ與フルコトヲ得但後見人カ被後見人ノ配偶者、直系血族又ハ戸主ナルトキハ此限ニ在ラス  
 第九百二十六條 後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ有給ノ財産管理者ヲ使用スルコトヲ得但第百六條ノ適用ヲ妨ケス  
 第九百二十七條 親族會ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ爲メニ受取リタル金錢カ何種ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカヲ定ムルコトヲ要ス後見人カ被後見人ノ爲メニ受取リタル金錢カ親族會ノ定メタル額ニ達スルモ相當ノ期間内ニ之ヲ寄託セサルトキハ其法定利息ヲ拂フコトヲ要ス  
 第九百二十八條 指定後見人及ヒ選定後見人ハ毎年少クトモ一回被後見人ノ財産ノ狀況ヲ親族會ニ報告スルコトヲ要ス  
 第九百二十九條 後見人カ被後見人ニ代ハリテ營業者クハ第十二條第一項ニ掲ゲケル行爲ヲ爲シ又ハ未成年者ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但元本ノ領收ニ付テハ此限ニ在ラス  
 第九百三十條 後見人カ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對スル第三者ノ權利

二、禁治産者ノ後見人ハ禁治産者ノ財産を管理し又財産に關する法律行爲に付禁治産者を代表す(九二三條)故に後見人ハ財産に關する法律行爲に付禁治産者ノ法定代理人なり  
 禁治産者に代りて後見人が營業を營み又は民法第十二條一項の行爲を爲すには親族會の同意を得るを要す(九二九條)  
 三、身分に關する事項に付ては後見人に一切の代理權なし只戸主權の行使(第九三四條)及第八三五條第八二三條人事訴訟手續法第九四條一項等特に法律に規定せる

ものに限り禁治産者を代表す尙ほ後見人が禁治産者を代表して戸主權を行ふには第九三四條一項の制限あり

ヲ讓受ケタルトキハ被後見人ハ之ヲ取消スコトヲ得此場合ニ於テハ第十九條ノ規定ヲ準用ス  
 前項ノ規定ハ第百二十一條乃至第百二十六條ノ適用ヲ妨ケス  
 第九百三十一條 後見人ハ親族會ノ同意ヲ得ルニ非サレハ被後見人ノ財産ヲ貸借スルコトヲ得ス  
 第九百三十二條 後見人カ其任務ヲ曠クスルトキハ親族會ハ臨時管理人ヲ選任シ後見人ノ責任ヲ於テ被後見人ノ財産ヲ管理セシムルコトヲ得  
 第九百三十三條 親族會ハ後見人ヲシテ被後見人ノ財産ヲ管理及返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得  
 第九百三十四條 被後見人カ戸主ナルトキハ後見人ハ之ニ代リテ其權利ヲ行フ但家族ヲ離籍シ、其復籍ヲ拒ミ又ハ家族カ分家ヲ爲シ若クハ廢絶家ヲ再興スルコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
 後見人ハ未成年者ニ代ハリテ親權ヲ行フ但第九百十七條乃至第九百二十一條及前十條ノ規定ヲ準用ス  
 第九百三十五條 親權ヲ行フ者カ管理權ヲ有セサル場合ニ於テハ後見人ハ財

民法 親族

産三關スル權限ヲミチ有ス  
第九百三十六條 第六百四十四條、第八百八十七條、第八百八十九條第二項及  
七 第八百九十三條ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス

第四節 後見ノ終了

後見ノ終了 被後見人死亡、未成年者か成年となりたるとき、禁治産者か禁治産ノ宣告を取消されたる時に於て後見は終了す。即ち後見ノ終了は後見に附する必要なきに至りたることを云ふ。第九三七條以下は後見人ノ任務終了に關する規定なり。(後見ノ終了は後見人ノ任務終了とは相異なる。)

後見人ノ任務終了 後見人たること失ふを云ふ、後見人ノ任務は左の場合に終了す

- 一、後見ノ終了
- 二、後見人ノ死亡、免職、辭任
- 三、後見人カ民法第九〇八條ノ缺格者となりたるとき

第九百三十八條 後見ノ計算ハ後見監督人ノ立會ヲ以テ之ヲ爲ス  
後見人ノ更迭アリタル場合ニ於テハ後見ノ計算ハ親族會ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第九百三十九條 未成年者カ成年ニ達シタル後後見ノ計算ノ終了前ニ其者ト後見人又ハ其相續人トノ間ニ爲シタル契約ハ其者ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得其者カ後見人又ハ其相續人ニ對シテ爲シタル單獨行爲亦同シ

第九百四十一條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス

第九百四十二條 第八百九十四條ニ定メタル時效ハ後見人後見監督人又ハ親族會員ト被後見人トノ間ニ於テ後見ニ關シテ生シタル管轄ニ之ヲ準用ス

第九百四十三條 前條第一項ノ規定ハ保佐人又ハ親族會員ト準禁治産者トノ間ニ之ヲ準用ス

第七章 親族會

第九百四十四條 本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ親族會ヲ開クヘキ場合ニ於テハ會議ヲ要スル事件ノ本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、

四、戸主なるか爲後見人となり居たる者か隠居其他の事由に由り戸主の身分を失ひたるとき

○後見人は任務終了したるときは其旨を戸籍吏に届出さる可らず但し後見人の死亡に依り任務終了したるときは後見監督人より届出るものとす

後見人の管理計算 後見人の任務

第九三七條以下の規定に従ひ後見中の財産管理に關する計算を爲さざる可らず

此計算は後見人自ら爲すべきものなれ共後見人死亡のときは後見人の相續人に於て計算すべきものとす

管理計算の期間は二月内なれ共親族會はこの期間を伸ばすことを得

親族會は未成年者保護の爲又は家族の重大なる事項に就き協議判斷する機關なり

親族會を開く場合

民法の規定に依り親族會を開くべき事あるときは限り之を開く

(一)無能力者の爲(二)第七七三條八八九條八四六條八六三條七五一條九七五條九八二條九八五條等に於て親族會を開く

親族會招集

親族會は第九四四條の者の請求に因り裁判所招集す。但し無能力者の爲の親族會は一度裁判所の招集たる會が永續するに依り其後は本人法定代理人後見監督人保佐人より招集す

親族會員

(一)親族又は縁故ある者(二)第九〇一條に依り後見人を指定し得る親権者は無能力者の爲遺言を以て會員を選定するを得。後見人後見監督人保佐人及第九八八條の者を會員に選定するを得

檢事ハ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ招集ス。第九百四十五條 親族會員ハ三人以上トシ親族其他本人又ハ其家ニ縁故アル者ノ中ヨリ裁判所之ヲ選定ス。後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者ハ遺言ヲ以テ親族會員ヲ選定スルコトヲ得第九百四十六條 遺隔シ地ニ居住スル者其他正當ノ事由アル者ハ親族會員タルコトヲ辭スルコトヲ得

後見人ハ後見監督人及保佐人ハ親族會員タルコトヲ得ス。第九百八條ノ規定ハ親族會員ニ之ヲ準用ス

第九百四十七條 親族會ノ議事ハ會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス。會員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ付キ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第九百四十八條 本人ハ家主ノ家ニ在ル父母ノ配偶者、本家並ニ分家ノ家主、後見人、後見監督人及保佐人ハ親族會ニ於テ其意見ヲ述フルコトヲ得。親族會ヲ招集ハ前項ニ掲ケタル者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第九百四十九條 無能力者ノ爲メニ設ケラル親族會ハ其者ノ無能力ヲ止ムマテ繼續ス此親族會ハ最初ヲ招集シ攝捨ヲ除ク外本人ハ其法定代理人、後見

監督人、保佐人又ハ會員之ヲ招集ス。第九百五十條 親族會ニ缺員ヲ生シタルトキハ會員ハ補缺員ノ選定ヲ裁判所

ニ請求スルコトヲ要ス。第九百五十二條 親族會ノ決議ニ對シテハ一個月内ニ會員又ハ第九百四十四條ニ掲ケタル者ヨリ其不服ヲ裁判所ニ訴フルコトヲ得

第九百五十二條 親族會カ決議ヲ爲スコト能ハサルトキハ會員ハ其決議ニ代ハルヘキ裁判ヲ爲スコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得。第九百五十三條 第六百四十四條ノ規定ハ親族會員ニ之ヲ準用ス

第八章 扶養ノ義務

第九百五十四條 直系血族及兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ。夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊屬ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同シ。第九百五十五條 扶養ノ義務ヲ負フ者數人アル場合ニ於テハ其義務ヲ履行スヘキ者ノ順序左ノ如シ

- 第一 配偶者
第二 直系卑屬

親族會議事

親族會員に選定されたる者が離隔の地に居り其他正當事由あれば離任するを得。親族會議事は出席會員に於て會員の過半數(半分以上)に達せざれば決するを得ず。出席せる會員ニ雖も自己に利害關係ある事項に付ては議決の數に入るを得ず

親族會の決議

親族會の決議は執行する者は總會議に列席し意見を述べるを得。又第九四八條に掲げたる會員外の者も會議に列席し意見を述べるを得。牛敗及決議を以て任命したる者なり決議に不服ある者は一ヶ月内に訴を起すを得。會員外の者より起訴するには會員全體を被告とする。會員の缺席等の爲議決するを得ざれば會員の決議に代るヘキ裁判を請求するを得。其手續は非訟事件手續法に依る



る能はされ共兄弟姉妹は其義務を免  
 第九百六十一條 扶養義務者ハ其選擇ニ從ヒ扶養權利者ヲ引取リテ之ヲ養ヒ  
 又ハ之ヲ引取ラズシテ生活ノ資料ヲ給付スルコトヲ要ス但正當ノ事由アル  
 トキハ裁判所ハ扶養權利者ノ請求ニ因リ扶養ノ方法ヲ定ムルコトヲ得  
 第九百六十二條 扶養ノ程度又ハ方法ヲ判決ニ因リテ定マリタル場合ニ於テ  
 其判決ノ根據ト爲リタル事情ニ變更ヲ生シタルトキハ當事者ハ其判決ノ變  
 更又ハ取消ヲ請求スルコトヲ得  
 第九百六十三條 扶養ヲ受ケル權利ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス  
 第五編 相続  
 第一章 家督相続  
 第一節 總則  
 第九百六十四條 家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス  
 一 戸主ノ死亡、隱居又ハ國籍喪失  
 二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ  
 三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚  
 第九百六十五條 家督相続ハ被相続人ノ住所ニ於テ開始ス

る能はされ共兄弟姉妹は其義務を免  
 第九百六十一條 扶養義務者ハ其選擇ニ從ヒ扶養權利者ヲ引取リテ之ヲ養ヒ  
 又ハ之ヲ引取ラズシテ生活ノ資料ヲ給付スルコトヲ要ス但正當ノ事由アル  
 トキハ裁判所ハ扶養權利者ノ請求ニ因リ扶養ノ方法ヲ定ムルコトヲ得  
 第九百六十二條 扶養ノ程度又ハ方法ヲ判決ニ因リテ定マリタル場合ニ於テ  
 其判決ノ根據ト爲リタル事情ニ變更ヲ生シタルトキハ當事者ハ其判決ノ變  
 更又ハ取消ヲ請求スルコトヲ得  
 第九百六十三條 扶養ヲ受ケル權利ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス  
 第五編 相続  
 第一章 家督相続  
 第一節 總則  
 第九百六十四條 家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス  
 一 戸主ノ死亡、隱居又ハ國籍喪失  
 二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ  
 三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚  
 第九百六十五條 家督相続ハ被相続人ノ住所ニ於テ開始ス

移轉するを原則とす、但し多少の例  
 外あり、(第九八六條乃至第九九一條  
 参照)  
 家督相続の回復。 相続人にあらず  
 る者が相続を爲したるに依り正當相  
 續權ある者より其回復を請求するを  
 相続の回復と云ふ。第九六五條は此  
 回復權に特別の時効を設けたるな  
 り、此時効經過後は訴訟を起すも時  
 効の抗辯に依り敗訴となる  
 家督相続人 家督相続も一の私權  
 上は法律の定むる順位に従ひ家督相  
 續人たることを得る權利あり  
 然れ共民法は第九六九條の一より五  
 に至る事由ある者は家督相続人たる  
 を許さず若し之等の者に相続せしむ  
 る時は公益を害するを以てなり  
 次に胎内に在る兒は人にあらずを  
 以て民法第一條に依り相続權を有す  
 る能はされ共第九八八條は相続開

第九百六十六條 家督相続回復ノ請求權ハ家督相続人又ハ其法定代理人カ相  
 續權侵害ノ事實ヲ知リタル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ  
 消滅ス相続開始ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ  
 第九百六十七條 相続財産ニ關スル費用ハ其財産中ヨリ之ヲ支辨ス但家督相  
 續人ノ過失ニ因ルモノハ此限ニ在ラス  
 前項ニ掲ケタル費用ハ遺留分權利者カ贈與ノ減殺ニ因リテ得タル財産ヲ以  
 テ之ヲ支辨スルコトヲ要セス  
 第二節 家督相続人  
 第九百六十八條 胎兒ハ家督相続ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス  
 前項ノ規定ハ胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ之ヲ適用セス  
 第九百六十九條 左ニ掲ケタル者ハ家督相続人タルコトヲ得ス  
 一 故意ニ被相続人又ハ家督相続人ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ  
 死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者  
 二 被相続人ノ殺害セラレタルコトヲ知リテ之ヲ告發又ハ告訴セザリシ  
 者但其者ニ是非ノ辨別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若クハ直系

始の時胎内に宿り居る兒は既に生れたる者を見做し家督相續人ならしむ、但し其兒が死體にて生れたる場合は相續開始の時より相續人ならざりしことなる

法定家督相續人

家督相續人に法定家督相續人選定家督相續人の三あり法定家督相續人は法律の規定に依り當然家督相續人となるべき者を云ふ、第一被相續人の直系卑族、第二被相續人の直系尊族の二あり被相續人の直系卑族が家督相續人となる場合は直系卑族なく又は指定相續人なきときは最後に相續人となるものにして第八二九條以下に之を規定せり

血族ナリシトキハ此限ニ在ラス

- 三 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人カ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者
  - 四 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人チシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ之ヲ取消サシメ又ハ之ヲ變更セシメタル者
  - 五 相續ニ關スル被相續人ノ遺言書ヲ偽造、變造、毀滅又ハ藏匿シタル者
- 第九百七十條 被相續人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相續人ト爲ル
- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
  - 二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
  - 三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス
  - 四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
  - 五 前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

の卑族中何れが先に相續すべきやを定めざる可らず、即ち第九七九條乃至第九七四條は此順位を規定したるなり就て熟讀すへし

代承相續

假へは甲に長男乙、次男丙あり又乙に丁なる男子(甲の孫にあたる)ありて乙は甲の家督相續人たりし所乙が甲より先に死亡したりせんか丁なる孫は父の地位に代り丙に先て祖父の家督相續人となる之を代承相續と云ふ

推定家督相續人の廢除

廢除は從來の廢嫡の意にして被相續人が法定推定家督相續人の相續權を失はしむる方法を云ふ、廢除は第九七五條の原因又は正當の事由ありて親族會の同意を得之を爲すことを得

第九七五條の原因に依り相續人を廢除せんとするには必ず被相續人原告

ニス 第八百三十六條ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル物ハ家督相續ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス

第九百七十一條 前條ノ規定ハ第七百三十六條ノ適用ヲ妨ケス  
第九百七十二條 第七百三十七條及ヒ第七百三十八條ノ規定ニ依リテ家族ト爲リタル直系卑屬ハ嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑屬ナキ場合ニ限リ第九百七十條ニ定メタル順序ニ從ヒテ家督相續人ト爲ル

第九百七十三條 法定ノ推定家督相續人ハ其姉妹ノ爲メニスル養子縁組ニ因リテ其相續權ヲ害セラルルコトナシ  
第九百七十四條 第九百七十條及ヒ第九百七十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人タルヘキ者カ家督相續ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ第九百七十條及ヒ第九百七十二條ニ定メタル順序ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ家督相續人ト爲ル

第九百七十五條 法定ノ推定家督相續人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相續人

こなり相續人を被告として人事訴訟を起さる可らず假令双方の同意あれば起訴して裁判所の判決を受けられは廢除するを得ず

**遺言廢除** 被相續人が遺言を以て相續人を廢除するときは遺言執行者より廢除の訴を起して廢除の判決を受けるものとす

**廢除の取消** 相續人廢除の判決を原因の止みたるときは九七七條に依り廢除取消の訴を起すことを得又九七五條の第一に掲げる事由に依り廢除したるときは其廢除原因止まるに依りても被相續人より廢除の取消を訴ふることを得

廢除の取消は既に相續開始の後には請求するを得ず

次に廢除又は廢除取消の訴訟中に相續開始したるときは其裁判の確定するまで戸主の權利を行ひ遺產の管理

ハ其推定家督相續人の廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

- 一 被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト
- 二 疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト
- 三 家名ニ汚辱ヲ及ボスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト
- 四 浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト

此他正當ノ事由アルトキハ被相續人ハ親族會ノ同意ヲ得テ其廢除ヲ請求スルコトヲ得

第九百七十六條 被相續人カ遺言ヲ以テ推定家督相續人ヲ廢除スル意思ヲ表示シタルヘキハ遺言執行者ハ其遺言カ效力ヲ生シタル後遲滞ナク裁判所ニ廢除ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テ廢除ハ被相續人ノ死亡ノ時ニ溯リテ其效力ヲ生ス

第九百七十七條 推定家督相續人廢除ノ原因止ミタルトキハ被相續人又ハ推定家督相續人ハ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第九百七十五條 第一項第一號ノ場合ニ於テハ被相續人ハ何時ニテモ廢除ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

を爲す者を定めざる可らず即ち第九七八條は之に關する規定なり

**指定家督相續人** 隱居又は死亡にこそき法定推定家督相續人なきときは被相續人は家督相續人を指定することを得之を指定家督相續人と云ふ

相續人を指定したる後法定の推定家督相續人あるに至りたるときは其指定は無効なる假令は甲が死なせんとするに依り相續人を指定したるに後甲の病氣回復し一子を生みたるもさの如し相續人の指定は何時にても之を取消すことを得

相續人の指定又は取消は戸籍吏に届出たるこそき效力を生ず

又被相續人は遺言を以て相續人を指定し又は取消すことを得

**推定家督相續人** 種は第九八二條の父母又は親族會にて選定するもの

前二項ノ規定ハ相續開始ノ後ハ之ヲ適用セス

前條ノ規定ハ廢除ノ取消ニ之ヲ適用ス

第九百七十八條 推定家督相續人ノ廢除又ハ其取消ノ請求アリタル後其裁判確定前ニ相續開始シタルトキハ裁判所ハ親族、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ戸主權ノ行使及ヒ遺產ノ管理ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得廢除ノ遺言アリタルトキ亦同シ

裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ヲ準用ス

第九百七十九條 法定ノ推定家督相續人ナキトキハ被相續人ハ家督相續人ヲ指定スルコトヲ得此指定ハ法定ノ推定家督相續人アルニ至リタルトキハ其效力ヲ失フ

家督相續人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ規定ハ死亡又ハ隱居ニ因ル家督相續ノ場合ニノミ之ヲ適用ス

第九百八十條 家督相續人ノ指定及ヒ其取消ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス



第二種は第九八五條に依り親族會にて選定するものなり  
 一 父母又は親族會にて選定する相続人  
 又指定家督相続人もなきときは第九八二條の順序に依り被相続人の家族中より相続人を選定す之を選定する者は父又は母父母共にあらざれば親族會なり  
 尊族の相続順 直系卑族中に家督相続人及第二種の選定相続人なきときは被相続人の直系尊族の其家にある者が相続人となる、之を第二種の法定家督相続人とす

第九百八十一條 被相続人カ遺言ヲ以テ家督相続人ノ指定又ハ其取消ヲ爲ス意思ヲ表示シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ效力ヲ生シタル後遲滞シク之ヲ戸籍吏ニ届出シルコトヲ要ス此場合ニ於テ指定又ハ其取消ハ被相続人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス  
 第九百八十二條 法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相続人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス  
 第一 配偶者但家女ナルトキ  
 第二 兄弟  
 第三 姉妹  
 第四 第一號ニ該當セサル配偶者  
 第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬  
 第九百八十三條 家督相続人ヲ選定スヘキ者ハ正當ノ事由アル場合ニ限り裁判所ノ許可ヲ得テ前條ニ掲ケタル順序ヲ變更シ又ハ選定ヲ爲ササルコトヲ得

り親族會カ相続人を選定す、之を第二種の選定相続人と云ふ

**家督相続の效力** 家督を相続したる者は前戸主の有せし財産権其他一切の権利及び義務を受つぐ、但し恩給年金夫權親權の如き前戸主の一身に專屬する權利

第九百八十四條 第九百八十二條ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ家ニ在ル直系尊屬中親等ノ最モ近キ者家督相続人ト爲ル但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス  
 第九百八十五條 前條ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ親族會ハ被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス  
 前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相続人タルヘキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス  
 親族會ハ正當ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得  
**第三節 家督相続ノ效力**  
 第九百八十六條 家督相続人ハ相続開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ權利義務ヲ承繼ス但前戸主ノ一身ニ專屬セルモノハ此限りニ在ラス  
 第九百八十七條 系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有權ハ家督相続ノ特權ニ屬ス

及義務は受つかず  
家の系譜器具墳墓等は必ず家督相続  
人に移轉す之れ家の系統祭祀等を絶  
たざらしめんが爲なり

財產留保 隠居者入夫婚姻の女戸主  
は財産の幾部を留保して

相續人の遺留分(七章)を害せざる範  
圍内自己の財産を爲すことを得  
次に隠居者及入夫婚姻の女戸主の債  
権者は其辨濟を新戸主に請求するも  
隠居者又は入夫婚姻前の女戸主に請  
求するも隨意なり

國籍喪失者の家督相続 前戸主  
人たる國籍を失ひし爲家督を相續し  
たる者は戸主權及第九八七條の特權  
のみを受つても之す之國籍喪失者  
は自己の意思に依り戸主權を失ひた  
るものなるに依り財産の處分も其意  
思に任する方至當なればなり

第九百八十八條 隠居者及入夫婚姻ヲ爲ス女戸主ハ確定日附アル證書ニ依  
リテ其財産ヲ留保スルコトヲ得但家督相続人ノ遺留分ニ關スル規定ニ違反  
スルコトヲ得ス

第九百八十九條 隠居又ハ入夫婚姻ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テハ前戸主ノ  
債權者ハ其前戸主ニ對シテ辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ得

入夫婚姻ノ取消又ハ入夫ノ離婚ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テハ入夫カ戸主  
タリシ間ニ負擔シタル債務ノ辨濟ハ其入夫ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ家督相続人ニ對ズル請求ヲ妨ケス

第九百九十條 國籍喪失者ノ家督相続人ハ戸主權及ヒ家督相続ノ特權ニ屬ス  
ル權利ノミチ承繼ス但遺留分及ヒ前戸主カ特ニ指定シタル相續財産ヲ承繼  
スルコトヲ妨ケス

國籍喪失者カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル權利ヲ有スル場合ニ  
於テ一年内ニ之ヲ日本人ニ讓渡ササルトキハ其權利ハ家督相続人ニ歸屬ス

第九百九十一條 國籍喪失ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テハ前戸主ノ債權者ハ  
家督相続人ニ對シテハ其受ケタル財産ノ限度ニ於テノミ辨濟ノ請求ヲ爲ス

遺産相續 是は家族の死亡に因り其  
遺産を相續するを云ふ  
(故に戸主死亡の時は遺産相續なる  
ものなり)

遺産相續人は其家族の財産及債務を  
承繼す  
又遺産相續回復、胎兒の遺産相續等  
に付第九九三條を參照すべし

遺産相續人 法に因て一定し居れり  
左の如し

一、親等の異なる者の間に於ては其  
近き者を先にす、故に子と孫ある  
るときは子か遺産相續人となる

二、親等同じき者は同順位に相續人  
となる、故に子三人あるときは

三人とも相續人となる

三、遺産相續にも代承相續あり(第  
九九五條)假へば甲なる家族に

乙丙二人の子あり乙に丁なる子  
(即ち甲の孫)あり而して乙は

甲及び丁に先て死亡したる後甲子  
圓の遺産を遺して死亡したりし  
せば丁と丙との二人各五百圓つ

第三章 遺産相續

第一節 總則

第九百九十二條 遺産相續ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス

第九百九十三條 第九百六十五條乃至第九百六十八條ノ規定ハ遺産相續ニ之  
ヲ準用ス

第二節 遺産相續人

第九百九十四條 被相續人ノ直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ遺産相續人ト爲ル

一 親等ノ異リタル者ノ間ニ在リテハ其近き者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産相續人ト爲ル

第九百九十五條 前條ノ規定ニ依リテ遺産相續人タルヘキ者カ相續ノ開始前  
ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其  
直系卑屬ハ前條ノ規定ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ遺産相續人ト爲ル

第九百九十六條 前二條ノ規定ニ依リテ遺産相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於  
テ遺産相續ヲ爲スヘキ者ノ順位左ノ如シ

四、つな相續す

前一二三の相續人なきときは直系尊属又は戸主に於て家族の遺産を相續す

遺産相續人の廢除

遺産相續人を推定するに當り被相續人を遺待し又は重大の侮辱を加へたるときは被相續人は推定遺産相續人を廢除し得るものとす

第一 配偶者

第二 直系尊属

第三 戸主

前項第二號ノ場合ニ於テハ第九百九十四條ノ規定ヲ準用ス

第九百九十七條 左ニ掲ケタル者ハ遺産相續人タルコトヲ得ス

- 一 故意ニ被相續人又ハ遺産相續ニ付キ先順位若クハ同順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者

- 二 第九百六十九條第二號乃至第五號ニ掲ケタル者

第九百九十八條 遺留分ヲ有スル推定遺産相續人カ被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキハ被相續人ハ其推定遺産相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第九百九十九條 被相續人ハ何時ニテモ推定遺産相續人廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第一千條 第九百七十六條及ヒ第九百七十八條ノ規定ハ推定遺産相續人ノ廢除及ヒ其取消ニ之ヲ準用ス

第三節 遺産相續ノ效力

第一款 總則

第一千條 遺産相續人ハ相續開始ノ時ヨリ被相續人ノ財産ニ屬セシ一切ノ權利義務ヲ承繼ス但被相續人ノ一身ニ專屬セシモノハ此限ニ在ラス

第一千二條 遺産相續人數人アルトキハ相續財産ハ其共有ニ屬ス

第一千三條 各共同相續人ハ其相續分ニ應ジテ被相續人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二款 相續分

第一千四條 同順位ノ相續人數人アルトキハ其各自ノ相續分ハ相續分ノ二分ノ一トス

第一千五條 第九百九十五條ノ規定ニ依リテ相續人タル直系尊属ノ相續分ハ其直系尊属力受クヘカリシモノニ同シ但直系尊属數人アルトキハ其各自ノ直系尊属力受クヘカリシ部分ニ付キ前條ノ規定ニ從ヒテ其相續分ヲ定ム

第一千六條 被相續人ハ前二條ノ規定ニ拘ハラズ遺言ヲ以テ共同相續人ノ相續分ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得但被相續人又ハ

一旦廢除ノ判決を受けたる後之を取消す請求其他に付家督相續ノ規定を準用せらる

遺産相續の效力

遺産を相續せし者は死亡者か財産を有せし一切の權利及義務を受つたが如く但し慰給年金の如き死亡者の一身に專屬せし權利義務は之を受つたが如く

遺産相續人數人ありは各相續人は相續分の割合に死亡者の權利義務を受つ

遺産相續人ありて未だ遺産を分つて居ざる間は相續人は共有に屬す

遺産相續人の遺産を相続するに各自の相續分を有する

遺産相續人の遺産を相続するに各自の相續分を有する

遺産相續人の遺産を相続するに各自の相續分を有する

遺産相續人の遺産を相続するに各自の相續分を有する

遺産相續人の遺産を相続するに各自の相續分を有する

遺産相續人の遺産を相続するに各自の相續分を有する

第三者ハ遺留分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス  
被相続人カ共同相続人中ノ一人者クハ數人ノ相続分ヲ定メ又ハ之ヲ定  
メシメタルトキハ他ノ共同相続人ノ相続分ハ前二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定  
ム  
第七條 共同相続人中被相続人ヨリ遺留分受ケ又ハ婚姻ノ養子縁組ノ分家  
廢絶家再興ノ爲メ若クハ生計ノ資本トシテ贈與ヲ受ケタル者アルトキハ被  
相続人ハ相続開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ價額ニ其贈與ノ價額ヲ加ヘタル  
モノヲ相続財産ト看做シ前二條ノ規定ニ依リテ算定シタル相続分ノ中ヨリ  
其遺留分ハ贈與ノ價額ヲ控除シ其殘額ヲ以テ其者ノ相続分トス  
遺留分又ハ贈與ノ價額カ相続分ノ價額ニ等シク又ハ之ニ超セルトキハ受遺者  
又ハ受贈者ハ其相続分ヲ受ケルコトヲ得ス  
被相続人カ前二條ノ規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思表示  
ハ遺留分ニ關スル規定ニ反セザル範圍内ニ於テ其效力ヲ有ス  
第八條 前條ニ據ケタル贈與ノ價額ハ受贈者ノ行爲ニ因リ其目的タル財産  
カ滅失シ又ハ其價額ノ増減アリタルトキハ雖モ相続開始ノ當時仍ホ原狀ニ

共同相続人カ遺產を  
分割せざる間は相続  
財產は共有に屬すれども共有は數人  
にて同一物を所有するものなるに依  
り不利益多し故に各相続人は共有の  
原則に依り何時にても相続財產の分  
割を請求する權利あり分割の方法  
には現物にて分割する物(假へば一  
町の田を五反つゝ二人に分割する如  
心)と現物を賣り其代金を分割する  
を得るものもあり然れ共分割の方  
法を被相続人カ遺言に依り指定した  
る場合には其遺言に從て分割す  
又被相続人は相続財產を五年間分割

遺産の分割

共同相続人カ遺產を  
分割せざる間は相続  
財產は共有に屬すれども共有は數人  
にて同一物を所有するものなるに依  
り不利益多し故に各相続人は共有の  
原則に依り何時にても相続財產の分  
割を請求する權利あり分割の方法  
には現物にて分割する物(假へば一  
町の田を五反つゝ二人に分割する如  
心)と現物を賣り其代金を分割する  
を得るものもあり然れ共分割の方  
法を被相続人カ遺言に依り指定した  
る場合には其遺言に從て分割す  
又被相続人は相続財產を五年間分割

テ存スルモノト看做シテ之ヲ定ム  
第九條 共同相続人ノ一人カ分割前ニ其相続分ヲ第三者ニ讓渡シタルトキ  
ハ他ノ共同相続人ハ其價額及ビ費用ヲ償還シテ其相続分ヲ讓受ケルコトヲ  
得  
前項ニ定メタル權利ハ一ヶ月内ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス  
第十條 被相続人ハ遺言ヲ以テ分割ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第  
三者ニ委託スルコトヲ得  
第十一條 被相続人ハ遺言ヲ以テ相続開始ノ時ヨリ五年ヲ超エサル期間内  
分割ヲ禁スルコトヲ得  
第十二條 遺産ノ分割ハ相続開始ノ時ニ過リテ其效力ヲ生ス  
第十三條 各共同相続人ハ相続開始前ヨリ存スル事由ニ付キ他ノ共同相続  
人ニ對シ賣主ト同シク其相続分ニ應ジテ擔保ノ責ニ任ス  
第十四條 各共同相続人ハ其相続分ニ應ジテ他ノ共同相続人カ分割ニ因リテ  
受ケタル債權ニ付キ分割ノ當時ニ於ケル債務者ノ資力ヲ擔保ス

第三款 遺産ノ分割

す可らすこの遺言を爲すことを得  
而して第一〇一二條以下は相続財産  
分割の效力及び各共同相続財産が他  
の共同相続人に對する擔保義務を規  
定したるなり  
(次に民法が相続に關し多くの場合  
に被相続人の遺言に従ふことを規  
定したるは畢竟相続に付ては被相  
続人の意思を重んずべきものなれ  
はなり)

**相続の承認と放棄**

承認とは相続を承認すること  
を云ふ、放棄とは相続を承認せざる  
ことを云ふ  
從來の慣例は相続を爲す順位に在る  
者は必ず相続せざる可らず且つ先人  
の權利義務は全部受つべきものと  
せり、然れ共斯くては相続人は先人  
の負債多きに拘はらず悉く之を受つ  
べき自己の財産を以て其債務を辨済し

辨済期ニ在ラサル債權及ヒ停止條件附債權ニ付テハ各共同相続人ハ辨済チ  
爲スヘキ時ニ於ケル債務者ノ資力ヲ擔保ス

第一千五百條 擔保ノ責任ニ共同相続人中償還チ爲ス資力ナキ者アルトキ  
ハ其償還スルコト能ハサル部分ハ求償者及ヒ他ノ資力アル者各其相続分ニ  
應ジテ之ヲ分擔ス但求償者ニ過失アルトキハ他ノ共同相続人ニ對シテ分擔  
ヲ請求スルコトヲ得ス

第一千十六條 前三條ノ規定ハ被相続人カ遺言ヲ以テ別段ノ意思表示シタル  
トキハ之ヲ適用セス

**第三章 相続ノ承認及ヒ放棄**

**第一節 總則**

第一千十七條 相続人ハ自己ノ爲メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨ  
リ三個月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ放棄ヲ爲スコトヲ要ス但此期間ハ  
利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得  
被相続人ハ承認又ハ放棄ヲ爲ス前ニ相続財産ノ調査ヲ爲スコトヲ得  
第一千十八條 相続人カ承認又ハ放棄ヲ爲サシテ死亡シタルトキハ前條第一

途には相続したる爲め破産するの悲  
運に立至ることあらん、茲に於て新  
民法は相続順位にある者も相続開始  
後三ヶ月内は相続を承認し又は放棄  
し得ることとなり尙ほ承認には單  
純承認(何等の條件なしに承認する  
こと)限定承認(相続に因て得る財  
産の有だけにて被相続人の債務を辨  
済すること)として相続を承認するこ  
と)の二あり

相続の承認と放棄は家督相続なる遺  
産相続なるに拘はらず之を爲し得  
るなり  
然れ共第一種の法定家督相続人(第  
九七〇條乃至第九七四條)は相続の  
放棄を許さず、又隱居者の家督相続  
人には限定承認を許さず  
次に一旦相続を承認又は放棄したる  
者は後日之を取消すを許さず、然れ  
共第二編の規定に反し(假しは無能  
力者が獨斷にて承認放棄を爲したる

項ノ期間ハ其者ノ相続人カ自己ノ爲ニ相続ノ開始アリタルコトヲ知リタル  
時ヨリ之ヲ起算ス

第一千十九條 相続人カ無能力者ナルトキハ第一千十七條第一項ノ期間ハ其法定  
代理人カ無能力者ノ爲メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ之ヲ  
起算ス

第一千二十條 法定家督相続人ハ放棄ヲ爲スコトヲ得ス但第九百八十四條ニ掲  
ケタル者ハ此限ニ在ラス

第一千二十一條 相続人ハ其固有財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相続財産ヲ  
管理スルコトヲ要ス但承認又ハ放棄ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ何時ニテモ相続財産ノ保存ニ必  
要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七條乃至第二十九條ノ規  
定ヲ準用ス

第一千二十二條 承認及ヒ放棄ハ第一千十七條第一項ノ期間内ト雖モ之ヲ取消ス  
コトヲ得ス

如き)又は第四編の規定に反し(假  
へば母が親族會の同意なくして子の  
相続の承認放棄を爲したる如し)て  
爲したるときは之を取消すことを得  
(第一〇二二條)

單純承認

とは相続人が何等の條件  
なく相続を承認するを云  
ふ、故に被相続人の有せし權利義務  
は其まゝ相続人に移轉す。但し恩給  
年金、親類、大權の如き被相続人の一  
身に專屬する權利義務は移轉せず  
單純承認は相続人が其旨を明示し  
るときは無論、假へ明示せざるも第  
一〇二四條列挙の事由あるときは單  
純承認を爲したるものと見做さる  
(家督相続と遺産相続とに拘はらず)

前項ノ規定ハ第一編及ヒ前編ノ規定ニ依リテ承認又ハ拋棄ノ取消ヲ爲ス  
トナ妨ケス但共取消權ハ追認ヲ爲スコトヲ得ル時ヨリ六ヶ月間之ヲ行ハサ  
ルトキハ時數ニ因リテ消滅ス承認又ハ拋棄ノ時ヨリ十年ヲ經過シタルトキ  
亦同シ

第二節 承認

第一款 單純承認

第一千二十三條 相続人カ單純承認ヲ爲シタルトキハ無限ニ被相続人ノ權利義  
務ヲ承繼ス  
第一千二十四條 左ニ掲ケタル場合ニ於テハ相続人ハ單純承認ヲ爲シタルモノ  
ト看做ス  
一 相続人カ相続財産ノ全部又ハ一部ヲ處分シタルトキ但保存行為及ヒ  
第六百二條ニ定メタル期間ヲ超テサル貸貸ヲ爲スハ此限ニ在ラス  
二 相続人カ第一千七條第一項ノ期間内ニ根定承認又ハ拋棄ヲ爲ササリ  
シトキ  
三 相続人カ限定承認又ハ拋棄ヲ爲シタル後ト雖モ相続財産ノ全部若ク

限定承認

被相続人の負債を被相続  
人の財産額まで引受るこ  
とにして相続を承認するを限定承認  
と云ふ、假へば被相続人甲の負債五  
百圓財産三百圓ありとすれば相続人  
乙五百圓の負債中三百圓だけ辨濟す  
る條件を以て相続を承認する如き之  
なり限定承認を爲したる相続人が被  
相続人に對し債權を有し、廢りしとき  
は相続財産の内より計算して辨濟し  
受くることを得、又被相続人に對し  
債務を負ひ居たるときは相続財産の  
内へ債務額を拂込まざる可らず(第  
一〇二七條)

限定承認の方式

限定承認は多く  
の人に利害關係  
を及ぼすに付承認の方法を嚴確にせ

第二款 限定承認

第一千二十五條 相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ノ限度ニ於テノミ被相続人  
ノ債務及ヒ遺贈ヲ辨濟スヘキコトヲ留保シテ承認ヲ爲スコトヲ得  
第一千二十六條 相続人カ限定承認ヲ爲サント欲スルトキハ第一千七條第一項  
ノ期間内ニ財産目録ヲ調製シテ之ヲ裁判所ニ提出シ限定承認ヲ爲ス旨ヲ申  
述スルコトヲ要ス  
第一千二十七條 相続人カ限定承認ヲ爲シタルトキハ其被相続人ニ對シテ有セ  
シ權利義務ハ消滅セサリシモノト看做ス  
第一千二十八條 限定承認者ハ其固有財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相続財  
産ノ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス  
第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及ヒ第七千  
二十一條第二項、第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

さる可らず故に限定承認を爲すに於  
 三ヶ月内に財産目録(相続開始の時  
 の全財産の価額及負債の總額を明細  
 に列記したる目録)を調成し此目録  
 書を添へて區裁判所に限定承認を爲  
 す旨を申出へきものとす(第一〇二  
 六條)

第一千二十九條 限定承認者ハ限定承認ヲ爲シタル後五日內一切ノ相續債權  
 者及ビ受遺者ニ對シ限定承認ヲ爲シタルコト及ビ一定ノ期間內ニ其請求ノ  
 申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得  
 ス

第七十九條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一千三十條 限定承認者ハ前條第一項ノ期間満了ノ後ハ限定承認者ハ相續財産  
 者ニ對シテ辨濟ヲ拒ムコトヲ得

第一千三十一條 第一千二十九條第一項ノ期間満了ノ後ハ限定承認者ハ相續財産  
 者ニ對シテ其期間內ニ申出テタル債權者其他知ラザル債權者ニ各其債權額ノ割  
 合ニ應ジテ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス但優先債權者有スル債權者ノ權利ヲ害スル  
 コトヲ得ス

第一千三十二條 限定承認者ハ辨濟期ニ至ラザル債權ト雖モ前條ノ規定ニ依リ  
 テ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

第一千三十三條 限定承認者ハ前二條ノ規定ニ依リテ各債權者ニ辨濟ヲ爲シタ  
 ル後ニ非サレバ受遺者ニ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス

第一千三十四條 前三條ノ規定ニ從ヒテ辨濟ヲ爲スニ付キ相續財産ノ賣却ヲ必  
 要トスルトキハ限定承認者ハ之ヲ賣買ニ付スルコトヲ要ス但裁判所ニ於テ  
 選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒ相續財産ノ全部又ハ一部ノ價額ヲ辨濟シテ  
 其賣買ヲ止ムルコトヲ得

第一千三十五條 相續債權者及ビ受遺者ハ自己ノ費用ヲ以テ相續財産ノ賣買又  
 ハ鑑定ニ參加スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二百六十四條第二項ノ規定ヲ準  
 用ス

第一千三十六條 限定承認者ガ第一千二十九條ニ定メタル公告者クハ催告者ヲ爲ス  
 コトヲ怠リ又ハ同條第一項ノ期間內ニ或債權者若クハ受遺者ニ辨濟ヲ爲シ  
 タルニ因リ他ノ債權者若クハ受遺者ニ辨濟ヲ爲スコト能ハサルニ至リタル  
 トキハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ヌ第一千三十條乃至第一千三  
 十三條ノ規定ニ違反シテ辨濟ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ情ヲ知リテ不當ニ辨濟ヲ受ケタル債權者又ハ受遺者ニ對スル

**相續の拋棄** 相續人が相續を受諾せず即ち相續せざることを拋棄と云ふ。被相續人の負債多きときは相續人は相續したるが爲に自己の財産をまて拂出を爲し依り民法は従來の慣例に反し財産の拋棄又は限定承認を爲す相續人の與又相續人に拘はらず之を爲し得れば第一種の家督相續人には相續を承認し得る者に之を拋棄することを得ず

他ノ債權者又ハ受遺者ノ求償ヲ妨ケス  
 第七百二十四條ノ規定ハ前二項ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス  
 第七百三十七條 第一千二十九條第一項ノ期間内ニ申出テサリシ債權者及ヒ受遺者ニシテ限定承認者ニ知レザリシ者ハ殘餘財産ニ付テノミ其權利ヲ行フコトヲ得但相續財産ニ付キ特別擔保ヲ有スル者ハ此限ニ在ラズ

**第三節 拋棄**

第一千三十八條 相續ノ拋棄ヲ爲サント欲スル者ハ其旨ヲ裁判所ニ申述スルコトヲ要ス  
 第一千三十九條 拋棄ハ相續開始ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス  
 數人ノ遺産相續人アル場合ニ於テ其一人カ拋棄ヲ爲シタルトキハ其相續分ハ他ノ相續人ノ相續分ニ應ジテ之ニ歸屬ス  
 第一千四十條 相續ノ拋棄ヲ爲シタル者ハ其拋棄ニ因リテ相續人ト爲リタル者カ相續財産ノ管理ヲ始ムルコトヲ得ルマテ自己ノ財産ニ於ケルト同ノ注意ヲ以テ其財産ノ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス  
 第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第二項、第二項及ヒ第七千

其地ノ區域判所ニ三ヶ月内ニ拋棄する旨ヲ申述セシム

**財産分離**

相續を爲すときは相續人の財産と被相續人の財産とを分離し被相續人に債權ある者も相續人に債權ある者も共に其相續人に對し債權を請求し得るものなり。故に被相續人に財産少くして負債多きときは相續人の債權者損失を蒙り又相續人に負債多くして財産少かりしときは被相續人の債權者損失を蒙るることとなる。茲に於て民法は財産を分離する制度を設け相續人の財産と被相續人の財産を分離するを得ることとせり。財産分離は債權者を保護する爲の制度なるを以て分離を請求し得る者は被相續人の債權者(相續債權者)及び相續人の債權者なり。第一〇四一條より第一〇四九條迄は被相續人の債權者(即ち相續債權者)

第二十一條第二項、第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

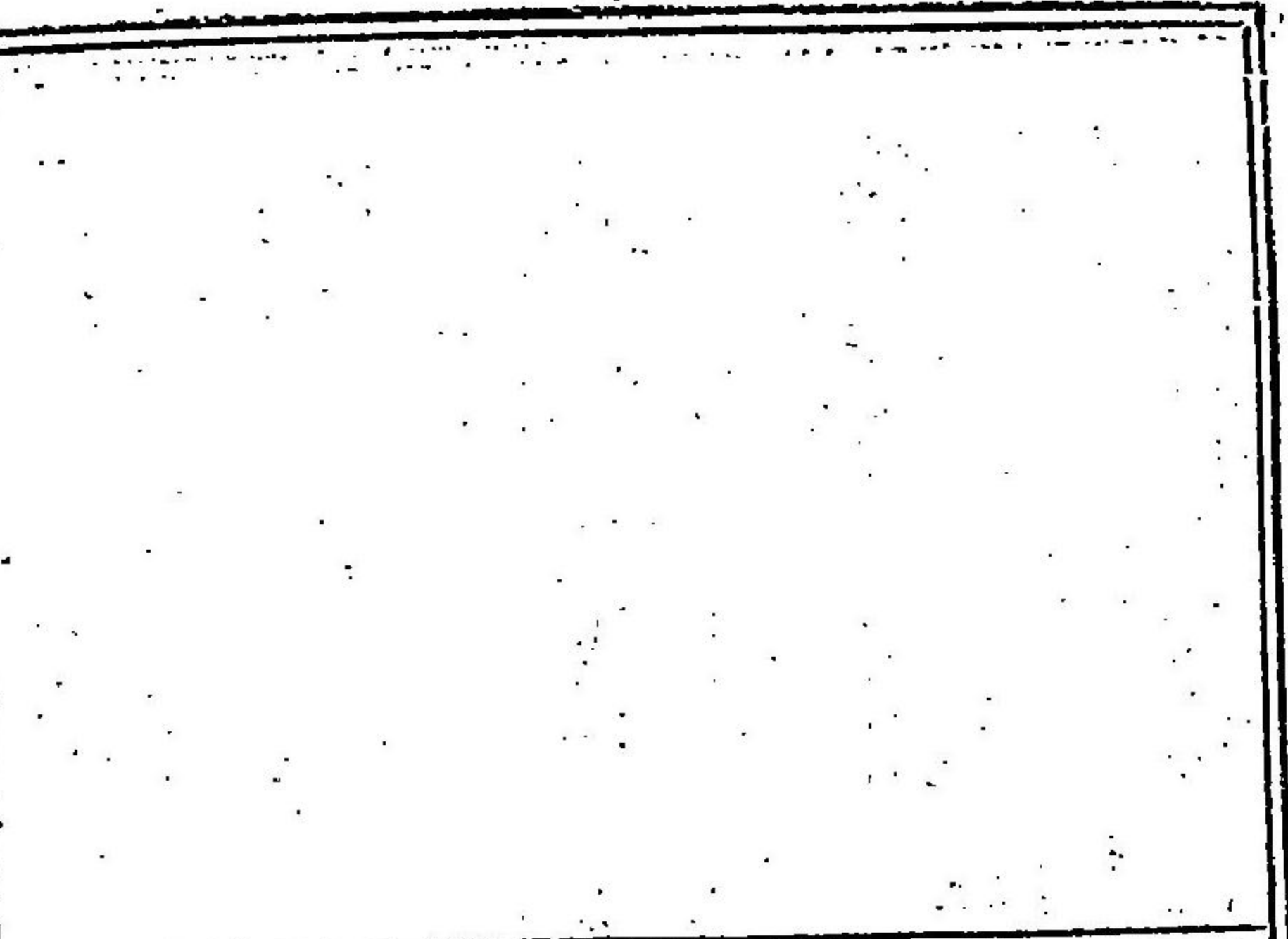
**第四章 財産ノ分離**

第一千四十一條 相續債權者又ハ受遺者ハ相續開始ノ時ヨリ三ヶ月内ニ相續人ノ財産中ヨリ相續財産ヲ分離セシムコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得其期間満了ノ後ト雖モ相續財産カ相續人ノ固有財産ト混合セサル間亦同シ  
 裁判所カ前項ノ請求ニ因リテ財産ノ分離ヲ命シタルトキハ其請求ヲ爲シタル者ハ五日内ニ他ノ相續債權者及ヒ受遺者ニ對シ財産分離ノ命令アリタルコト及ビ一定ノ期間内ニ配當加入ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス  
 第一千四十二條 財産分離ノ請求ヲ爲シタル者及ヒ前條第二項ノ規定ニ依リテ配當加入ノ申出ヲ爲シタル者ハ相續財産ニ付キ相續人ノ債權者ニ先チテ辨濟ヲ受ケ  
 第一千四十三條 財産分離ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ相續財産ノ管理ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得  
 裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七條乃至第二十九條ノ規



及遺贈を受くる者より財産分離の請求を爲すに就ての規定にして且つ財産分離の場合財産管理方法債権者の配當加入手續等を規定したるなり、又第一〇五〇條は相續人の債権者より財産分離の請求を爲すに就ての規定なり、財産分離の請求は裁判所に之を爲すものなれ共相手方とするものは相續人なり、彼の限定承認と財産分離とは其趣旨相似たれ共限定承認は相續人を保護する爲の制度にして財産分離は被相續人の債権者又は相續人の債権者を保護する爲の制度なり

定テ準用ス  
第千四十四條 相續人ハ單純承認ヲ爲シタル後ト雖モ財産分離ノ請求アリタルトキハ爾後其固有財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相續財産ノ管理ヲ爲スコトヲ要ス但裁判所ニ於テ管理人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス  
第六百四十五條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條第一項第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第千四十五條 財産ノ分離ハ不動産ニ付テハ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
第千四十六條 第三百四十四條ノ規定ハ財産分離ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第千四十七條 相續人ハ第千四十一條第一項及ヒ第二項ノ期間満了前ニハ相續債権者及ヒ受遺者ニ對シテ辨濟ヲ拒ムコトヲ得  
財産分離ノ請求アリタルトキハ相續人ハ第千四十一條第二項ノ期間満了ノ後相續財産ヲ以テ財産分離ノ請求又ハ配當加入ノ申出ヲ爲シタル債権者及ヒ受遺者ニ各其債権ノ割合ニ應ジテ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス但優先權ヲ有スル債権者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス



第千三十二條乃至第千三十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第千四十八條 財産分離ノ請求ヲ爲シタル者及ヒ配當加入ノ申出ヲ爲シタル者ハ相續財産ヲ以テ全部ノ辨濟ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ限り相續人ノ固有財産ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得此場合ニ於テハ相續人ノ債権者ハ其者ニ先チテ辨濟ヲ受クルコトヲ得  
第千四十九條 相續人ハ其固有財産ヲ以テ相續債権者若クハ受遺者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ之ニ相當ノ擔保ヲ供シテ財産分離ノ請求ヲ防止シ又ハ其效力ヲ消滅セシムルコトヲ得但相續人ノ債権者カ之ニ因リテ損害ヲ受クヘキコトヲ證明シテ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス  
第千五十條 相續人カ限定承認ヲ爲スコトヲ得ル間又ハ相續財産カ相續人ノ固有財産ト混合セサル間ハ其債権者ハ財産分離ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
第三百四十四條、第千二十七條、第千二十九條乃至第千三十六條、第千四十三條乃至第千四十五條及ヒ第千四十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但第千二十九條ニ定メタル公告及ヒ催告ハ財産分離ノ請求ヲ爲シタル債権者之ヲ爲スコトヲ要ス

相續人の曠缺

相續人の曠缺の云ふ。即ち家督相續の場合に於ては法定相續人なく指定又は選定の相續人なきときは相續人あることの分明ならざるものとす。遺産相續は法定相續人のみ相續するものなるに依り法定相續人あることの不明なるときは相續人の曠缺なり。相續人の曠缺即ち相續人あることの不明ならざる場合とては被相續人に對し債權を有する者又は債務を有する者あるに依り之を其儘に放任し置くを得ず。然りし雖被相續人は既に死亡し其跡を受つくる者なければ債權者は辨濟を請求するの途なし。茲に於て民法は相續人曠缺の場合には相續財産を一の法人と見做して被相續人の債權者債務者間に清算を爲さしむることとせり而して相續財産を法人と見做したれば之を代表するもの

第五章 相續人の曠缺

第一千五百一十一條 相續人アルコト分明ナラサルトキハ相續財産ハ之ヲ法人トス  
第一千五百一十二條 前條ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ相續財産ノ管理人ヲ選任スルコトヲ要ス  
裁判所ハ遲滞ナク管理人ノ選任ヲ公告スルコトヲ要ス  
第一千五百一十三條 第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ相續財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス  
第一千五百一十四條 管理人ハ相續債權者又ハ受遺者ノ請求アルトキハ之ニ相續財産ノ狀況ヲ報告スルコトヲ要ス  
第一千五百一十五條 相續人アルコト分明ナルニ至リタルトキハ法人ハ存立セザリシモノト看做ス但管理人カ其權限内ニ於テ爲シタル行為ノ效力ヲ妨ケズ  
第一千五百一十六條 管理人ノ代理權ハ相續人カ相續ノ承認ヲ爲シタル時ニ於テ消滅ス  
前項ノ場合ニ於テハ管理人ハ遲滞ナク相續人ニ對シテ管理ノ計算ヲ爲スコトヲ要ス

あらざる可らざるを以て其地の區域判所は利害關係人檢事等の請求に依り相續財産管理人を選任するものとす。此管理人は法人たる相續財産を代理して債權者債務者間の清算を爲す任務を負ふ。右の場合には第一〇五二條第二項第一〇五七條一項第一〇五八條に依り三回の公告を爲すものとす。然るに尙ほ相續人なきときは清算に依り残りし財産は國庫の所有となる。若し相續人あることの分明なるに至りたれば初めより相續財産は法人たるらざりしこととなる。然れ共清算は無効ならす。相續人曠缺の爲清算して尙残りし財産は無主物なるに依り國庫の所有となる。

遺言

遺言は人の最終の意思表示にして其人の死後效力を生ずる

第一千五百一十七條 第一千五百一十二條第二項ニ定メタル公告アリタル後二个月内ニ相續人アルコト分明ナルニ至ラサルトキハ管理人ハ遲滞ナク一切ノ相續債權者及ヒ受遺者ニ對シテ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス  
第一千五百一十八條 前條第一項ノ期間満了ノ後仍ホ相續人アルコト分明ナラサルトキハ裁判所ハ管理人又ハ檢事ノ請求ニ因リ相續人アラハ一定ノ期間内ニ其權利ヲ主張スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ一年ヲ下ルコトヲ得ス  
第一千五百一十九條 前條ノ期間内ニ相續人タル權利ヲ主張スル者ナキトキハ相續財産ハ國庫ニ歸屬ス此場合ニ於テハ第一千五百一十六條第二項ノ規定ヲ準用ス  
相續債權者及ヒ受遺者ハ國庫ニ對シテ其權利ヲ行フコトヲ得ス

第六章 遺言 第一節 總則

ものなり、遺言は相続に關しての爲すにあらざれば民法は便宜上相続編中に之を規定したり遺言は無能力者にも之を爲さしめざる可らず故に民法は十五歳以上の男女は遺言を爲すを得るものとせば法定代理人(父母後見人補佐人夫)の同意なく附断に遺言し得ることせり  
遺言は遺言するときに遺言の能力あれば足り後に遺言能力を失ふも其效力に妨げなし  
遺言に依り人に財産を興ふるを遺贈と云ふ  
遺言は其人の死後に效力を發生するものなるに依り之を明かに爲し置くの必要あり故に民法は遺言の方式を定めたり  
又後見人被後見人間には權力關係あるを以て遺言を爲すには第一〇六六條の制限あり

第一千六十條 遺言ハ本法ニ定メタル方式ニ從フニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス  
第一千六十一條 滿十五年ニ達シタル者ハ遺言ヲ爲スコトヲ得  
第一千六十二條 第四條、第九條、第十三條及第十四條ノ規定ハ遺言ニハ之ヲ適用セズ  
第一千六十三條 遺言者ハ遺言ヲ爲ス時ニ於テ其能力ヲ有スルコトヲ要ス  
第一千六十四條 遺言者ハ包括又ハ特定ノ名義ヲ以テ其財産ノ全部又ハ一部ヲ處分スルコトヲ得但遺留分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス  
第一千六十五條 第九百六十八條及第九百六十九條ノ規定ハ受遺者ニ之ヲ準用ス  
第一千六十六條 被後見人又後見人ノ計算終了前ニ後見人又ハ其配偶者若ハ直系卑屬ノ利益ト爲シ遺言ヲ爲シタルトキハ其遺言ハ無効トス  
前項ノ規定ハ直系血族、配偶者又ハ兄弟姉妹カ後見人タル場合ニハ之ヲ適用セズ  
第二節 遺言ノ方式

二五四

遺言の方式 遺言は人の死後に效力を發生するものなるを以て其趣旨等に付て疑を生ずることあり且重大なる事柄なるに依り民法は遺言方式を定めたり此方式に従はざる遺言は其効なし  
遺言の方式には普通方式特別方式の二あり

遺言の普通方式 遺言は自筆證書、公正證書に依り爲すを普通とす

自筆證書に依る方式は第一〇六八條、公正證書に依る方式は第一〇六九條、秘密證書に依る方式は第一〇七〇條乃至第一〇七二條に従て作成するを要す  
又禁治産者か本心に復し居る時遺言を爲すには醫師二人以上立會の上心神衰失の状況にあらざりし時遺言したることの證明ある遺言證書を作らざる可らず(第一〇七三條)

第二款 普通方式

第一千六十七條 遺言ハ自筆證書、公正證書又ハ秘密證書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス但特別方式ニ依ルコトヲ許ス場合ハ此限ニ在ラス  
第一千六十八條 自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ遺言者其全文、日附及ヒ氏名ヲ自署シ之ニ捺印スルコトヲ要ス  
自筆證書中ノ挿入、削除其他ノ變更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ニ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルニ非サレハ其効ナシ  
第一千六十九條 公正證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス  
一 證人二人以上ノ立會アルコト  
二 遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公證人ニ口授スルコト  
三 公證人カ遺言者ノ口述ヲ筆記シ之ヲ遺言者及ヒ證人ニ讀聞カスコト  
四 遺言者及ヒ證人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後各自之ニ署名捺印スルコト但遺言者カ署名スルコト能ハサル場合ニ於テハ公證人其事由ヲ附記シテ署名ニ代フルコトヲ得

民法 相続

二五五

遺言の證人立會人

遺言の證人立會人は、遺言の成立を保證するものにして、後日紛争を生じたる時に唯一の證明となるものなり故に十分信用ある者をして遺言の證人立會人たらしめざる可らず、即ち第一〇七三條列擧の者は、證人又は立會人たることを得ずませり

五 公證人カ其證書ハ前四號ニ掲ケタル方式ニ從ヒテ作りタルモノナル旨ヲ附記シテ之ニ署名、捺印スルコト

第千七十條 秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス

一 遺言者カ其證書ニ署名、捺印スルコト

二 遺言者カ其證書ヲ封シ證書ニ用非タル印章ヲ以テ之ニ封印スルコト

三 遺言者カ公證人一人及ヒ證人二人以上ノ前ニ封書ヲ提出シテ自己ノ遺言書ナル旨及ヒ其筆者ノ氏名、住所ヲ申述スルコト

四 公證人カ其證書提出ノ日附及ヒ遺言者ノ申述ヲ封紙ニ記載シタル後遺言者及ヒ證人ト共ニ之ニ署名、捺印スルコト

第千六十八條第二項ノ規定ハ秘密證書ニ依ル遺言ニ之ヲ準用ス

第千七十一條 秘密證書ニ依ル遺言ハ前條ニ定メタル方式ニ缺クルモノアルモ第千六十八條ノ方式ヲ具備スルトキハ自筆證書ニ依ル遺言トシテ其效力ヲ有ス

第千七十二條 言語ヲ發スルコト能ハサル者カ秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲ス場合ニ於テハ遺言者ハ公證人及ヒ證人ノ前ニ於テ其證書ハ自己ノ遺言書ナ

ル旨並ニ其筆者ノ氏名、住所ヲ封紙ニ自書シテ第千七十條第一項第三號ノ申述ニ代フルコトヲ要ス

公證人ハ遺言者カ前項ニ定メタル方式ヲ踐ミタル旨ヲ封紙ニ記載シテ申述ノ記載ニ代フルコトヲ要ス

第千七十三條 禁治產者カ本心ニ復シタル時ニ於テ遺言ヲ爲スニハ醫師二人以上ノ立會アルコトヲ要ス

遺言ニ立會ヒタル醫師ハ遺言者カ遺言ヲ爲ス時ニ於テ心神喪失ノ狀況ニ在ラサリシ旨ヲ遺言書ニ附記シテ之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス但秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲ス場合ニ於テハ其封紙ニ右ノ記載及ヒ署名、捺印ヲ爲スコトヲ要ス

第千七十四條 左ニ掲ケタル者ハ遺言ノ證人又ハ立會人タルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治產者及ヒ準禁治產者
- 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- 四 遺言者ノ配偶者

五 推定相続人、受遺者及び其配偶者並ニ直系血族  
六 公證人ト家ヲ同シケル者及ヒ公證人ノ直系血族並ニ筆生、雇人

第七十五條 遺言ハ二人以上同一ノ證書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二款 特別方式

特別方式 遺言は第一款の普通方式に依る可きものなれ共既に死亡に迫り居る際又は其他の事情に依り普通方式に従ふを得ざるにあり、故に民法は遺言の特別方式を規定したり

死亡に迫りたる際の遺言 口頭にて爲すことを得、此場合は証人三名の立會を要し其口授を筆記し署名捺印し裁判所の確認を要する等第一〇七六條を参照すべし

傳染病の爲交通遮断の場合

第一〇七七條参照

第七十七條 傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮断シタル場所ニ在ル者ハ警察官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

第七十八條 從軍中ノ軍人及ヒ軍屬ハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得若シ將校及ヒ相當官カ其場所ニ在ラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十九條 從軍中疾病、傷疾其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル軍人及ヒ軍屬ハ證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭ニテ遺言ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ從ヒテ爲シタル遺言ハ證人其趣旨ヲ筆記シテ之ニ署名、捺印シ且證人ノ一人又ハ利害關係人ヨリ遲滞ナク理事又ハ主理ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其效ナシ

第八十條 艦船中ニ在ル者ハ軍艦及ヒ海軍所屬ノ艦船ニ於テハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ將校又ハ相當官カ其艦船中ニ在ラサルトキハ準士官又ハ

第八十一條 從軍中ノ軍人軍屬ハ疾病傷疾の爲病院に在るとき、同條二項、第三項の三方式あり

從軍中の軍人軍屬の遺言

從軍中ニハ交戦範圍の中に在るときは勿論共又遠征其他法律命令の規定に依り從軍を認むる場合を云ふ、軍人ニハ陸海軍の將官佐尉官下士官、軍屬ニハ總監軍吏主計理事其他陸海軍に職を奉ずる文官を云ふ、從軍中の軍人軍屬の遺言方式には、第一單に從軍中の遺言(一〇七八條)第二從軍中の軍人軍屬が疾病傷疾の爲病院に在るとき、同條二項、第三項の三方式あり

艦船中に在る者の遺言 三場合

に於て各方式を異にする  
第一軍艦及海軍所屬の艦船に在る者、第二軍艦船難の場合の三に區別し各場合に於て遺言の方式を異にする(第一〇八〇條第一〇八一條)  
次に普通方式と特別方式とに拘はらず遺言は裁判所の確認を経るを要するものあるに注意すべし

遺言特別事由の除去

假へば病氣にて死に瀕せし時又は從軍等の如き特別事由ありし爲特別方式に依り遺言を爲したるに其後病氣輕快となり又は從軍より歸隊したる等其事事由除去したるときは前の遺言は六ヶ月効力を維持し得れ共六ヶ月後は効力を失ふ

下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
第千八十一條 第千七十九條ノ規定ハ艦船遭難ノ場合ニ之ヲ準用ス但海軍ノ所屬ニ非サル船舶中ニ在ル者カ遺言ヲ爲シタル場合ニ於テハ其確認ハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第千八十二條 第千七十七條、第千七十八條及ヒ第千八十條ノ場合ニ於テハ遺言者、筆者、立會人及ヒ證人ハ各自遺言書ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第千八十三條 第千七十七條乃至第千八十一條ノ場合ニ於テ署名又ハ捺印スルコト能ハサル者アルトキハ立會人又ハ證人ハ其事由ヲ附記スルコトヲ要ス

第千八十四條 第千六十八條第二項及ヒ第千七十三條乃至第千七十五條ノ規定ハ前八條ノ規定ニ依ル遺言ニ之ヲ準用ス

第千八十五條 前九條ノ規定ニ依リテ爲シタル遺言ハ遺言者カ普通方式ニ依リテ遺言ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ六ヶ月間生存スルトキハ其効力ナシ

第千八十六條 日本ノ領事ノ駐在スル地ニ在ル日本人カ公正證書又ハ秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲サント欲スルトキハ公證人ノ職務ハ領事之ヲ行フ

遺言の効力

遺言は遺言者死亡の時より効力を生ず。假へば日廢除の判決を要すれ共遺言は尙遺言者死亡當時より効力を生ず但し條件附遺言は條件成就せざれば効力を生ぜず

遺贈

遺贈とは遺言を以て財産を人に與ふるを云ふ。第一〇八八條以下十八ヶ條は凡て遺贈に関する遺言の効力を規定したるものなり。遺贈に依り人に財産を與ふる者を遺贈者ト云ひ其財産を受る者を受遺者ト云ふ

遺贈は左の如く區別するを得

一、單純遺贈 即ち普通の遺贈にして甲か乙に田何反を遺贈する如き之なり

二、有期の遺贈 期限を定め其期限の到来する迄は遺贈を執行せざるを云ふ。假へば甲か乙に家屋を贈與したるも甲の死亡後五

第三節 遺言ノ効力

第千八十七條 遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ其効力ヲ生ズ

遺言ニ停止條件ヲ附シタル場合ニ於テ其條件カ遺言者ノ死亡後ニ成就シタルトキハ遺言ハ條件成就ノ時ヨリ其効力ヲ生ズ

第千八十八條 受遺者ハ遺言者ノ死亡後何時ニテモ遺贈ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得

遺贈ノ拋棄ハ遺言者ノ死亡ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ズ

第千八十九條 遺贈義務者其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ遺贈ノ承認スルハ拋棄ヲ爲スヘキ旨ヲ受遺者ニ催告スルコトヲ得若シ受遺者カ其期間内ニ遺贈義務者ニ對シテ其意思ヲ表示セサルトキハ遺贈ヲ承認シタルモノト看做ス

第千九十條 受遺者カ遺贈ノ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ死亡シタルトキハ其相續人ハ自己ノ相續權ノ範圍内ニ於テ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第千九十一條 遺贈ノ承認及ヒ拋棄ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

年を経て乙の所有と爲さしむる旨を定むる如き之なり

三、條件付遺贈 假へば甲が其子に對し子の死後汝が中學校を卒業し得れば金千圓を遺與すへしと云ふ如し(停止條件) 又假へば甲が其子乙に對し汝に金千圓を遺贈す然れ共若し飲酒を始めたるときは之を取わぐへしと云ふ如き(解除條件)之なり

四、負擔付遺贈 假へば甲が乙に對し汝が金千圓を丙に與ふれば汝に何所の田五反を與ふへしと云ふが如し

受遺者は遺贈者の死亡後其の遺贈を受諾するや又は拋棄するやの意思を表示せざる可らず然れ共受遺者か之を拋棄する旨を表示せざれば承諾したるものと推定す(第一〇八條、第一〇八九條)

第一千九十二條 遺贈の承認及ヒ拋棄ニ之ヲ準用ス

第一千九十二條 包括受遺者ハ遺產相繼人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第一千九十三條 受遺者ハ遺贈カ辨濟期ニ至ラサル間ハ遺贈義務者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得停止條件付遺贈ニ付キ其條件ノ成否未定ノ間亦同シ

第一千九十四條 受遺者ハ遺贈ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ル時ヨリ果實ヲ取得スルコトヲ得

第一千九十五條 遺贈義務者カ遺言者ノ死亡後遺贈ノ目的物ニ付キ費用ヲ出タシタルトキハ第二百九十九條ノ規定ヲ準用ス

第一千九十六條 遺贈ハ遺言者ノ死亡後受遺者カ死亡シタルトキハ其效力ヲ生ゼス

停止條件付遺贈ニ付テハ受遺者カ其條件ノ成就前ニ死亡シタルトキ亦同シ但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

其他第一〇九二條以下は受遺者の權利義務遺贈與の種類に依りて効力の如何を規定したるなり就て参照すへし

第一千九十七條 遺贈カ其效力ヲ生ゼサルトキ又ハ拋棄ニ因リ其效力ナキニ至リタルトキハ受遺者カ受ケヘカリシモノハ相繼人ニ歸屬ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千九十八條 遺贈ハ其目的タル權利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ相繼財產ニ屬セサルトキハ其效力ヲ生ゼス但其權利カ相繼財產ニ屬セサルコトアルニ拘ハラズ之ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト認ムヘキトキハ此限ニ在ラズ

第一千九十九條 相繼財產ニ屬セサル權利ヲ目的トスル遺贈カ前條但書ノ規定ニ依リテ有效ナルトキハ遺贈義務者ハ其權利ヲ取得シテ之ヲ受遺者ニ移轉スル義務ヲ負フ若シ之ヲ取得スルコト能ハサルカ又ハ之ヲ取得スルニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキハ其價額ヲ辨償スルコトヲ要ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千百條 不特定物ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ受遺者カ追奪ヲ受ケタルトキハ遺贈義務者ハ之ニ對シテ賣主ト同シク擔保ノ責ニ在リ

前項ノ場合ニ於テ物ニ瑕疵アリタルトキハ遺贈義務者ハ瑕疵ナキ物ヲ以テ

之三代フルコトヲ要ス

第一千一百條 遺言者カ遺贈ノ目的物ノ滅失若クハ變造又ハ其占有ノ喪失ニ因リ第三者ニ對シテ債金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其權利ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

遺贈ノ目的物カ他ノ物ト附合又ハ混和シタル場合ニ於テ遺言者カ第二百四十三條乃至第二百四十五條ノ規定ニ依リ合成物又ハ混和物ノ單獨所有者又ハ共有者ト爲リタルトキハ其全部ノ所有權又ハ共有權ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

第一千一百二條 遺贈ノ目的タル物又ハ權利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ第三者ノ權利ノ目的タルトキハ受遺者ハ遺贈義務者ニ對シ其權利ヲ消滅セシムヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得ス但遺言者カ其遺言ニ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

第一千一百三條 債權ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ遺言者カ辨濟ヲ受ケ且其受取リタル物カ尙ホ相續財産中ニ存スルトキハ其物ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

金錢ヲ目的トスル債權ニ付テハ相續財産中ニ其債權額ニ相當スル金錢ナキトキト雖モ其金額ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

第一千一百四條 質擔附遺贈ヲ受ケタル者ハ遺贈ノ目的ノ價額ヲ超エサル限度ニ於テノミ其負擔シタル義務ヲ履行スル責ニ任ス

受遺者カ遺贈ノ擔擔ヲ爲シタルトキハ負擔ノ利益ヲ受クヘキ者自ラ受遺者ト爲ルコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千一百五條 負擔附遺贈ノ目的ノ價額カ相續ノ限定承認又ハ遺留分回復ノ訴ニ因リテ減少シタルトキハ受遺者ハ其減少ノ割合ニ應ジテ其負擔シタル義務ヲ免ル但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第四節 遺言ノ執行

遺言ノ執行

遺言者ノ死亡後第一に遺言證書を裁判所に提出して検認を経る可らず、検認を請求する者は遺言書保管者又は遺言書を発見したる相続人なり

第一千一百六條 遺言書ノ保管者ハ相續ノ開始ヲ知リタル後遲滯ナク之ヲ裁判所に提出シテ其検認ヲ請求スルコトヲ要ス遺言書ノ保管者ナキ場合ニ於テ相續人カ遺言書ヲ発見シタル後亦同シ

民法 相續



要せず。第一〇七六條第一〇七九條  
 第一〇八一條に依り一旦裁判所又は  
 理事主理の承認を経たる者も尙ほ檢  
 認を得ざる可らず第一〇七七條参照  
**遺言執行者** 遺言者は死亡したる  
 後なるに依り自ら遺  
 言を執行し得ざるや無論なり故に遺  
 言を執行する者なる可らず  
 遺言者は遺言を以て執行者を定め又  
 執行者を定むることを他人に委託す  
 ることを得此場合に於て執行者に指  
 定せられたる者は之を承諾するや否  
 やを遺言者の死亡後に相續人に對し  
 確答せざる可らず  
 若し遺言者が執行者を指定せず又指  
 定せられたる者が拒絕する等の爲め  
 執行者なきときは裁判所は相續人債  
 權者等利害關係ある者の請求に依り  
 遺言執行者を選任すへきものとす  
 遺言執行者は死亡したる遺言者又は  
 裁判所より委任したる代理人に於  
 て封印アル遺言書ハ裁判所ニ於テ相續人又ハ其代理人ノ立會テ以テスルニ非  
 サレハ之ヲ開封スルコトヲ得ス  
 第一千七百七條 前條ノ規定ニ依リテ遺言書ヲ提出スルコトヲ怠リ其檢認ヲ經ス  
 シテ遺言ヲ執行シ又ハ裁判所外ニ於テ其開封ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ  
 過料ニ處セラル  
 第一千八百八條 遺言者ハ遺言ヲ以テ一人又ハ數人ノ遺言執行者ヲ指定シ又ハ其  
 指定ヲ第三者ニ委託スルコトヲ得  
 遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク其指定ヲ爲シテ之ヲ相續人  
 ニ通知スルコトヲ要ス  
 遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者カ其委託ヲ辭セントスルトキハ遲滯ナ  
 グ其旨ヲ相續人ニ通知スルコトヲ要ス  
 第一千九百九條 遺言執行者カ就職ヲ承諾シタルトキハ直チニ其任務ヲ行フコト  
 ヲ要ス  
 第一千百十條 相續人其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ就職ヲ  
 承諾スルヤ否ヲ確答スヘキ旨ヲ遺言執行者ニ催告スルコトヲ得若シ遺言

て、相續人に代り遺言執行に關する  
 一切の任務を負ふものなるを以て民  
 法は遺言執行者は相續人の代理人と  
 見做す旨規定したり(第一一八條)  
 而して第一〇三條以下は遺言執行  
 者は如何なる任務を負ふや如何なる  
 権限を有するや其任務の終了如何等  
 のことを規定したり就て参照すへし

執行者カ其期間内ニ相續人ニ對シテ確答ヲ爲ササルトキハ就職ヲ承諾シタ  
 ルモノト看做ス  
 第一千百一十一條 無能力者及ヒ破産者ハ遺言執行者タルコトヲ得ス  
 第一千百一十二條 遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ利  
 害關係人ノ請求ニ因リ之ヲ選任スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リテ選任シタル遺言執行者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ就  
 職ヲ拒ムコトヲ得ス  
 第一千百一十三條 遺言執行者ハ遲滯ナク相續財産ノ目錄ヲ調製シテ之ヲ相續人  
 ニ交付スルコトヲ要ス  
 遺言執行者ハ相續人ノ請求アルトキハ其立會テ以テ財産目錄ヲ調製シ又ハ  
 公證人ヲシテ之ヲ調製セシムルコトヲ要ス  
 第一千百一十四條 遺言執行者ハ相續財産ノ管理其他遺言ノ執行ニ必要ナル一切  
 ノ行為ヲ爲ス權利義務ヲ有ス  
 第六百四十四條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ遺言執行者  
 ニ之ヲ準用ス

第一千十五條 遺言執行者アル場合ニ於テハ相續人ハ相續財産ヲ處分シ其他遺言ノ執行ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第一千十六條 前三條ノ規定ハ遺言カ特定財産ニ關スル場合ニ於テハ其財産ニ付テノ之ヲ適用ス

第一千十七條 遺言執行者ハ之ヲ相續人ノ代理人ト看做ス

第一千十八條 遺言執行者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシムルコトヲ得ス但遺言者カ其遺言ニ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

遺言執行者カ前項但書ノ規定ニ依リ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシムル場合ニ於テハ相續人ニ對シ第五百五條ニ定メタル責任ヲ負フ

第一千十九條 數人ノ遺言執行者アル場合ニ於テハ其任務ノ執行ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

各遺言執行者ハ前項ノ規定ニ拘ハラス保存行爲ヲ爲スコトヲ得

第一千二十條 遺言執行者ハ遺言ニ報酬ヲ定メタルトキニ限り之ヲ受ケルコトヲ得

遺言の取消  
遺言者は其生存中何時にても取消すことを得  
又第一二二九條の協合には相

トヲ得  
裁判所ニ於テ遺言執行者ヲ選任シタルトキハ裁判所ハ事情ニ依リ其報酬ヲ定ムルコトヲ得

遺言執行者カ報酬ヲ受ケヘキ場合ニ於テハ第六百四十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ヲ準用ス

第一千二十一條 遺言執行者カ其任務ヲ怠リタルトキ其他正當ノ事由アルトキハ利害關係人ハ其解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

遺言執行者ハ正當ノ事由アルトキハ就職ノ後ト雖モ其任務ヲ辭スルコトヲ得

第一千二十二條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ遺言執行者ノ任務ヲ終了シタル場合ニ之ヲ準用ス

第一千二十三條 遺言ノ執行ニ關スル費用ハ相續財産ノ負擔トス但之ニ因リテ遺留分ヲ減スルコトヲ得ス

第五節 遺言ノ取消  
遺言者ハ何時ニテモ遺言ノ方式ニ從ヒテ其遺言ノ全部又ハ

遺言の取消を裁判所に請求するに得  
 遺言者が遺言を取消すには明示を要し  
 明示の取消を爲すには遺言の方式と  
 同じく自筆證書公正證書秘密證書等  
 遺言に要する方式に従て取消の意思  
 を表示せざる可らず(第一二四條)  
 遺言の取消は(一)前の遺言は取  
 消したることなる、假へば或物件  
 を長男に與ふる旨遺言したる者が生  
 存中其物件を次男に與へ又は他へ賣  
 却したる如く遺言後の生前處分其他  
 の法律行為に依て遺言は取消したる  
 ことなる(第一二五條)(二)遺言  
 者が遺言書を毀滅し又は遺贈物件を  
 毀滅したるときは遺言は取消したる  
 ことなる  
 次に相続人より遺言の取消を裁判所  
 に請求し得る場合あり(第二三條)

一部を取消スルコトヲ得  
 第一千二百二十五條 前ノ遺言ト後ノ遺言ト抵觸スルトキハ其抵觸スル部分ニ付  
 テハ後ノ遺言ヲ以テ前ノ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス  
 前項ノ規定ハ遺言ト遺言後ノ生前處分其他ノ法律行為ト抵觸スル場合ニ之  
 ナ準用ス  
 第一千二百六條 遺言者カ故意ニ遺言書ヲ毀滅シタルトキハ其毀滅シタル部  
 分ニ付テハ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス遺言者カ故意ニ遺贈ノ目的物ヲ  
 毀滅シタルトキ亦同シ  
 第一千二百七條 前三條ノ規定ニ依リテ取消サレタル遺言ハ其取消ノ行為カ  
 取消サレ又ハ效力ヲ生ゼサルニ至リタルトキト雖モ其效力ヲ回復セス但  
 行為ガ詐欺又ハ強迫ニ因ル場合ハ此限ニ在ラス  
 第一千二百八條 遺言者ハ其遺言ノ取消權ヲ拋棄スルコトヲ得ス  
 第一千二百九條 負擔附遺贈ヲ受ケタル者カ其負擔シタル義務ヲ履行セサル  
 トキハ相続人ハ相當ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナ  
 キトキハ遺言ノ取消ヲ裁判所に請求スルコトヲ得

遺留分

遺留分とは相続人の爲す可き受継し置  
 かる可き財産を云  
 ふ、則ち相続人は被相続人の負債を  
 受つぎ又相続に因り戸主となりし者  
 は家族を養ふ義務を負ふを以て之を  
 保護する爲被相続人をして他の人に  
 多額の遺贈又は贈與を爲さしめしめ  
 んが爲に遺留分制を設けたるなり  
 一、家督相続人の遺留分(イ)法定  
 家督相続人たる直系卑屬は被相  
 相続人の遺産の半額(ロ)其他の家  
 督相続人は被相続人の遺産の三  
 分の一を遺留分とす  
 二、遺産相続人の遺留分(イ)直系  
 卑屬は被相続人の財産の半額、  
 (ロ)配偶者又は直系尊屬は被相  
 相続人の財産の三分の一を遺留分  
 とす

遺留分の算定

遺留分は相続開始  
 の時の被相続人の  
 財産と贈與財産とを合し其内より負

第七章 遺留分

第一千三十條 法定家督相続人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産  
 ノ半額ヲ受ケ  
 此他家督相続人ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ケ  
 第一千三十一條 遺産相続人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ  
 半額ヲ受ケ  
 遺産相続人タル配偶者又ハ直系尊屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ三分  
 ノ一ヲ受ケ  
 第一千三十二條 遺留分ハ被相続人カ相続開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ價額  
 ニ其贈與シタル財産ノ價額ヲ加ヘ其中ヨリ債務ノ全額ヲ控除シテ之ヲ算定  
 ス  
 條件附權利又ハ存続期間ノ不確定ナル權利ハ裁判所に於テ選定シタル鑑定  
 人ノ評價ニ從ヒ其價額ヲ定ム  
 家督相続ノ特權ニ屬スル權利ハ遺留分ノ算定ニ關シテハ其價額ヲ算入セス  
 第一千三十三條 贈與ハ相続開始前一年間ニ爲シタルモノニ限り前條ノ規定

債を引去りて其残額に對し算定す  
 (第一三三條參照)  
**遺贈及贈與の減殺** 被相続人の遺贈又は第一三三條の贈與の爲め相續人の遺留分を減少するときは相續人は其遺贈又は贈與の額の減殺を請求することを得(必しも裁判所に請求するを要せず)  
 此減殺請求は相續人のみ之を爲し得るものにして債權者其他の者より請求する權利なし  
 其減殺の方法は先づ遺贈より始むべきものなり遺贈を受ける者數人あるときは遺贈額の割合に應じ減殺す遺贈の減殺を爲して尙ほ相續人の遺留分に不足あるときは次に贈與の減殺を爲す但し贈與は相續開始より一年前に爲したるとき及び相續人の遺留分を減少するを知らず爲したる遺贈(第一三三條)にあらざれば減殺すを得ず  
 二依リテ其價額ヲ算入ス一年前ニ爲シタルモノト雖モ當事者雙方カ遺留分權利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ之ヲ爲シタルトキ亦同シ  
 第一千三十四條 遺留分權利者及ヒ其承繼人ハ遺留分ヲ保全スルニ必要ナル限度ニ於テ遺贈及ヒ前條ニ掲ケタル贈與ノ減殺ヲ請求スルコトヲ得  
 第一千三十五條 條件附權利又ハ存續期間ノ不確定ナル權利ヲ以テ贈與又ハ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ其贈與又ハ遺贈ノ一部ヲ減殺スヘキトキハ遺留分權利者ハ第一千三十二條第二項ノ規定ニ依リテ定メタル價額ニ從ヒ直チニ其殘部ノ價額ヲ受贈者又ハ受遺者ニ給付スルコトヲ要ス  
 第一千三十六條 贈與ハ遺贈ヲ減殺シタル後ニ非サルハ之ヲ減殺スルコトヲ得ス  
 第一千三十七條 遺贈ハ其目的ノ價額ノ割合ニ應ジテ之ヲ減殺ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ  
 第一千三十八條 贈與ノ減殺ハ後ノ贈與ヨリ始メ順次ニ前ノ贈與ニ及ブ  
 第一千三十九條 受贈者ハ其返還スヘキ財産ノ外尙ホ減殺ノ請求アリタル日以後ノ果實ヲ返還スルコトヲ要ス

殺するを得ず。贈與を受けし者數人ある時は後の贈與より順次に前の贈與を減殺す又第一一四二條の不相當の對價を以て爲したる有償行爲假へば田一町歩を金百圓にて賣渡したる如きは之を贈與と見做さる  
 減殺の爲の現物返還 遺贈又は贈與を受けたる者が遺言執行者又は相續人より減殺せられたるときは現物にて返還するを本則とすれ共或は既に其物を他に譲渡したる場合あるへく或は質權抵當權地上權等を設定したる場合あるへく殊に一部の返還を請求せられたるときは現物を分割し得ざる場合もあるへし故に民法は減殺せられたる者よりは現物相當の代金を支拂ふて現物返還を拒むことを得せしめたり  
 減殺の請求は長く之を放任し置くを得せしむべき性質のものにあらざ故に第一一四五條は  
 第一千四十條 減殺ヲ受ケヘキ受贈者ノ無資力ニ因リテ生シタル損失ハ遺留分權利者ノ負擔ニ歸ス  
 第一千四十一條 負擔附贈與ハ其目的ノ價額中ヨリ負擔ノ價額ヲ控除シタルモノニ付キ其減殺ヲ請求スルコトヲ得  
 第一千四十二條 不相當ノ對價ヲ以テ爲シタル有償行爲ハ當事者雙方カ遺留分權利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ爲シタルモノニ限リ之ヲ贈與ト看做ス此場合ニ於テ遺留分權利者カ其減殺ヲ請求スルコトキハ其對價ヲ返還スルコトヲ要ス  
 第一千四十三條 減殺ヲ受ケヘキ受贈者カ贈與ノ目的ヲ他人ニ讓渡シタルトキハ遺留分權利者ニ其價額ヲ辨償スルコトヲ要ス但讓受人カ讓渡ノ當時遺留分權利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リタルトキハ遺留分權利者ハ之ニ對シテモ減殺ヲ請求スルコトヲ得  
 前項ノ規定ハ受贈者カ贈與ノ目的ノ上ニ權利ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス  
 第一千四十四條 受贈者及ヒ受遺者ハ減殺ヲ受ケヘキ限度ニ於テ贈與又ハ遺

一年の特別時数を設けたり、又例令遺贈贈與あることを知らざりし場合も相續開始の時より十年後は減殺を主張するを許さすことせり

贈ノ目的ノ價額ヲ遺留分權利者ニ辨償シテ返還ノ義務ヲ免ルルコトヲ得前項ノ規定ハ前條第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第千四百四十五條 減殺ノ請求權ハ遺留分權利者カ相續ノ開始及ヒ減殺スハキ贈與又ハ遺贈アリタルコトヲ知りタル時ヨリ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス相續開始ノ時ヨリ十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第千四百四十六條 第九百九十五條、第千四條、第千五條、第千七條及ヒ第千八條ノ規定ハ遺留分ニ之ヲ準用ス

附 則(三十五年法律第三十七號)

本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ本家ニ在ル直系卑屬カ意思能力ヲ有セサルトキハ法定代理人之ニ代ハリ民法第七百三十七條第一項ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲ル手續ヲ爲スコトヲ得  
本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ直系卑屬ニシテ民法第七百三十七條ノ規定ニ依リ分家ノ家族ト爲リタル者ニ付テハ同法第九百七十二條ノ規定ヲ適用セズ但第三者カ既に取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

### 民法施行法

(明治三十一年六月二十二日法律第十一號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル民法施行法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 民法施行法

##### 第一章 通則

第一條 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス

第二條 民法ニ於テ破産ト稱スルハ民事ニ付テハ家資分散ヲ謂フ

第三條 身代限ノ處分ヲ受ケタル者ハ其債務ヲ完済スルマテハ之ヲ破産者ト看做ス

第四條 證書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ對シ其

作成ノ日ニ付キ完全ナル證據力ヲ有セス

第五條 證書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス

一 公正證書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス

二 登記所又ハ公證人役場ニ於テ私署證書ニ日附アル印章ヲ捺捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス

三 私署證書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス

四 確定日附アル證書中ニ私署證書ヲ引用シタルトキハ其證書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署證書ノ確定日附トス

五 官廳又ハ公署ニ於テ私署證書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其證書ノ確定日附トス

第六條 私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ

公證人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官吏又ハ公證人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモハ及ビ件名ヲ記載シ其證書ニ登簿番號ヲ記入シ帳簿及ヒ證書ニ日附アル印章ヲ捺捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト證書トニ割印ヲ爲スコトヲ要ス證書カ數紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ每紙ノ綴目又ハ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 確定日附簿ニ登簿番號ヲ印刷シ請求順ヲ以テ前條ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス

確定日附簿ニハ地方裁判所長其紙數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺シ且職印ヲ以テ每紙ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第八條 私署證書ニ確定日附簿ニ附スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス

- 第九條 左ノ法令ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 一 明治五年第二百九十五號布告
  - 二 明治六年第十一號布告
  - 三 同年第二十八號布告
  - 四 同年第四十號布告
  - 五 同年第六十二號布告
  - 六 同年第七十七號布告
  - 七 同年第二百五十五號布告代人規則
  - 八 同年第二百五十二號布告
  - 九 同年第三百六號布告動產不動產書入金銀貸借規則
  - 十 同年第三百六十二號布告出訴期限規則
  - 十一 明治七年第二十七號布告
  - 十二 明治八年第六號布告
  - 十三 同年第六十三號布告

- 第十四 同年第三百二號布告金銀貸借請人證人擔保規則
- 第十五 同年第四百四十八號布告建物書入規則及ヒ建物賣買讓渡規則
- 十六 明治九年第七十五號布告
- 十七 同年第九十九號布告
- 十八 明治十年第五十號布告
- 十九 明治十四年第七十三號布告
- 二十 明治十七年第二十號布告
- 二十一 明治二十三年法律第九十四號財產委讓法
- 二十二 同年勅令第二百十七號辨濟提供規則
- 明治六年第十八號布告地所賣入書入規則ハ第十一條ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 第十條 (三十九年法律第十三號ヲ以テ削除)
- 第十一條 本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二章 總則編ニ關スル規定

第七二條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十一條ニ掲ケタル原因ノ爲メニ後見人ヲ附シタル者ハ其施行ノ日ヨリ禁治產者又ハ準禁治產者ト看做ス

後見人ハ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治產又ハ準禁治產ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條 後見人其他民法第七條ニ掲ケタル者カ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治產又ハ準禁治產ノ請求ヲ爲カザルシトキハ其期間經過ノ後ハ前條第一項ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ期間内ニ禁治產又ハ準禁治產ノ請求アリタルモ裁判所ニ於テ之ヲ却下シタルトキハ抗告期間經過ノ後、若シ抗告アリタルトキハ最後ノ抗告棄却ノ時ヨリ又訴ニ於テ禁治產又ハ準禁治產ノ宣告ヲ取消シタルトキハ其判決確定ノ日ヨリ前條第一項ノ規定ヲ適用セズ

第十四條 刑法第十條第三號、第三十五條、第三十六條、

刑法附則第四十一條、陸軍刑法第十八條第四號及海軍刑法第九條第四號、第二十二條ハ之ヲ削除ス  
 刑法第五十五條中「行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但」ノ二十三字及ヒ陸軍刑法第三十二條中「第三十五條第三十六條」ノ十字ハ之ヲ削除ス  
 第十五條 民法施行ノ日ニ於テ刑事禁治産者タル者ハ其施行ノ日ヨリ能力ヲ回復ス  
 第十六條 民法施行前ヨリ刑事禁治産者ノ財産ヲ管理スル者ハ刑事禁治産者又ハ刑事禁治産者カ定メタル他ノ管理者カ其財産ヲ管理スルコトヲ得ルマテ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス  
 前項ノ場合ニ於テ管理者ハ民法第三百三條ニ定メタル權限ヲ有ス但刑事禁治産者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス  
 第十七條 民法第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ民法施行前ニ住所又ハ居所ヲ去リタル者ニ付テモ亦之ヲ適用ス  
 民法施行前ヨリ不在者ノ財産ヲ管理スル者ハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其管理ヲ繼續ス  
 第十八條 民法第三十條及ヒ第三十一條ノ規定ハ民法施行前ヨリ生死分明ヲラサル者ニモ亦之ヲ適用ス  
 民法施行前既ニ民法第三十條ノ期間ヲ經過シタル者ニ付テハ直チニ失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ失踪者ハ民法ノ施行ト同時ニ死亡シタルモノト看做ス  
 第十九條 民法施行前ヨリ獨立ノ財産ヲ有スル社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス  
 前項ノ法人ノ代表者ハ民法第三十七條又ハ第三十九條ニ掲ケタル事項其他社員又ハ寄附者カ定メタル事項ヲ

記載シタル書面ヲ作り民法施行ノ日ヨリ三個月内ニ之ヲ主務官廳ニ差出タシ其認可ヲ請フコトヲ要ス此場合ニ於テ主務官廳ハ其書面カ民法其他ノ法令ニ反スルトキ又ハ公益ノ爲メ必要ト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトヲ要ス  
 前項ノ規定ニ從ヒテ認可ヲ得タル書面ハ定款又ハ寄附行為ト同一ノ效力ヲ有ス  
 第二十條 法人ノ代表者カ前條第二項ノ規定ニ從ヒ主務官廳ノ認可ヲ得タルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス  
 一 民法第四十六條第一項第一號乃至第三號及ヒ第五號乃至第八號ニ掲ケタル事項  
 二 主務官廳ノ認可ノ年月日  
 前項ノ期間ハ主務官廳ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス  
 第一項ノ規定ニ從ヒテ爲シタル登記ハ民法第四十六條第一項ニ定メタル登記ト同一ノモノト看做ス  
 第二十一條 第十九條第一項ノ法人カ財産目錄又ハ社員名簿ヲ備ヘサルトキハ民法施行ノ後遲滞ナク之ヲ作ルコトヲ要ス  
 第二十二條 法人ノ代表者カ前條三條ノ規定ニ反シ認可ヲ受ケ登記ヲ爲シ又ハ財産目錄若クハ社員名簿ヲ作ルコトヲ怠リタルトキハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル  
 第二十三條 第十九條第一項ノ法人カ其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ認可ノ條件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタルトキハ主務官廳ハ其解散ヲ命スルコトヲ得  
 第二十四條 民法ノ規定ニ依リ法人ニ關シテ登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十五條 主務官廳カ正當ノ理由ナクシテ法人ノ設立許可ヲ取消シ又ハ其解散ヲ命ジタルトキハ其法人ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條 法人ノ清算人カ民法第七十九條及七十八條第一項ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所ガ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條 剝奪公權者及ヒ停止公權者ハ法人ノ理事、監事又ハ清算人タルコトヲ得ス

第二十八條 民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、祠堂及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セス

第二十九條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過シタル債權ハ時效ニ因リテ消滅シタルモノト看做ス

第三十條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過セサル債權ニ付テハ民法中時效ニ關スル規定ヲ適用ス

第三十一條 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴期限カ民法ニ定メタル時效ノ期間ヨリ長キトキハ舊法ノ規定ニ從フ但シ其殘期カ民法施行ノ日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時效ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適用ス

第三十二條 前條但書ノ規定ハ舊法ニ出訴期限ナキ權利ニ之ヲ適用ス

第三十三條 前三條ノ場合ニ於テ民法中時效ノ中斷及ヒ停止ニ關スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第三十四條 第三十條乃至第三十二條ノ規定ハ時效期間ノ性質ヲ有セサル法定期間ニ之ヲ適用ス

第三章 物權編ニ關スル規定

第三十五條 慣習上物權ト認メタル權利ニシテ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ後ハ民法其他ノ附

律ニ定ムルモノニ非サレハ物權タル效力ヲ有セス

第三十六條 民法ニ定メタル物權ハ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル效力ヲ有ス

第三十七條 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依リ登記スヘキ權利ハ從來登記ナクシテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシモノト雖モ民法施行ノ日ヨリ一年內ニ之ヲ登記スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十八條 民法施行前ヨリ占有又ハ準占有ヲ爲ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用ス

第三十九條 民法施行前ヨリ動産ヲ占有スル者カ民法第九十二條ノ條件ヲ具備スル下キハ民法ノ施行ト同時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス

第四十條 遺失物ハ明治九年第五十六號布告遺失物取扱規則第二條ニ依リ榜示ヲ爲シタル後一年內ニ其所有者ノ知レザレトキハ民法施行前ニ其榜示ヲ爲シタルトキト雖モ拾得者其所有權ヲ取得ス但シ遺失物ニ付テハ明治八年第六十六號布告內國船難破及漂流物取扱規則ノ規定ニ從ス

第四十一條 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ニ至ルマテ遺失物ト同一ノ手續ニ依リテ公告ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 民法施行前ヨリ民法第二百四十二條乃至第二百四十六條ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取得スヘカリシ狀況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時ニ民法ノ規定ニ從ヒテ所有權ヲ取得ス但シ第三者カ正當ニ取得シタル權利ヲ妨ケス

第四十三條 共有者カ民法施行前ニ於テ五年ヲ超ユル期間内共有物ノ分割ヲ爲ササル契約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超ユサル範圍内ニ於テ



其效力ヲ有ス  
 第四十四條 民法施行前ニ設定シタル地上權ニシテ存續期間ノ定ナキモノニ付キ當事者カ民法第二百六十八條第二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以上民法施行ノ日ヨリ五十年以下ノ範圍内ニ於テ其存續期間ヲ定ム  
 地上權者カ民法施行前ヨリ有シタル建物又ハ竹木アルトキハ地上權ハ其建物ノ朽廢又ハ其竹木ノ伐採期ニ至ルマテ存續ス  
 地上權者カ前項ノ建物ニ修繕又ハ變更ヲ加ヘタルトキハ地上權ハ原建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス  
 第四十五條 (二十四年法律第三十九號ヲ以テ廢止)  
 第四十六條 民法第二百七十五條及第二百七十六條ノ期間ハ民法施行前ヨリ同條ニ定メタル事實カ始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ起算ス

第四十七條 民法施行前ニ設定シタル永小作權ハ其存續期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其效力ヲ存ス但其期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十年ニ短縮ス  
 民法施行前ニ期間ヲ定メシテ設定シタル永小作權ノ存續期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス  
 民法施行前ニ永久存續スヘキモノトシテ設定シタル永小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年内ニ所有者ニ於テ相當ノ償金ヲ拂ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ此權利ヲ拋棄シ又ハ一年内ニ此權利ヲ行使セザルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相當ノ代價ヲ拂ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス(二十三年法律第七十一號ヲ以テ本項追加)  
 第四十八條 民法ノ規定ニ從ヘバ民法施行前ヨリ先取特

權ヲ有スヘカリシ債權者ハ其施行ノ日ヨリ先取特權ヲ有ス  
 第四十九條 民法第三百七十條ノ規定ハ民法施行前ニ抵當權ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニモ亦之ヲ適用ス  
 第五十條 民法第三百七十四條ノ規定ハ民法施行前ニ設定シタル抵當權ニモ亦之ヲ適用ス但民法施行ノ日ヨリ一年内ニ特別ノ登記ヲ爲シタル利息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以テ抵當權ヲ行フコトヲ得  
 第五十一條 民事訴訟法第六百四十九條第二項及第三項ヲ改メテ左ノ三項トス  
 不動産ノ上ニ存スル一切ノ先取特權及ヒ抵當權ハ賣却ニ因リテ消滅ス  
 留置權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競落人ハ其留置權ヲ以テ擔保スル債權ヲ辨濟スル責ニ任ス

質權カ不動産ノ上ニ存スル場合ニ於テハ競落人ハ其質權ヲ以テ擔保スル債權及ヒ質權者ニ對シテ優先權ヲ有スル者ノ債權ヲ辨濟スル責ニ任ス  
 第四章 債權編三關スル規定  
 第五十二條 明治十年第六十六號布告利息制限法第三條ハ之ヲ削除ス  
 第五十三條 民法施行前ヨリ債務ヲ負擔スル者カ其施行ノ後ニ至リ債務ヲ履行セザルトキハ民法ノ規定ニ從ヒ不履行ノ責ニ任ス  
 前項ノ規定ハ債權者カ債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス  
 第五十四條 民事訴訟法第七百三十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム  
 民法第四百十四條第二項及第三項ノ場合ニ於テハ第一審ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ民法ノ規定ニ從ヒテ決

定ヲ爲ス  
 第五十五條 民事訴訟法第七百三十四條ノ左ノ如ク改ム  
 債務ノ性質カ強制履行ヲ許ス場合ニ於テ第一審ノ受訴  
 裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ相當ノ期間ヲ定メ債務  
 者カ其期間内ニ履行ヲ爲ササルトキハ其遲延ノ期間ニ  
 應シ一定ノ賠償ヲ爲スヘキコト又ハ直チニ損害ノ賠償  
 ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ要ス  
 第五十六條 金錢ヲ目的トスル債務ヲ負擔シタル者カ氏  
 法施行前ヨリ其履行ヲ怠リタルトキハ損害賠償ノ額ハ  
 其履行ノ日以後ハ民法第四百四條ニ定メタル利率ニ依  
 リテ之ヲ定ム但民法第四百十九條第一項但書ノ適用ヲ  
 妨ケス  
 第五十七條 指圖證券、無記名證券及民法第四百七十  
 一條ニ掲ケタル證券ハ公示催告ノ手續ニ依リテ之ヲ無  
 効ト爲スコトヲ得

第五十八條 民法施行前ニ發生シタル債務ト雖モ相殺ニ  
 因リテ之ヲ免ルルコトヲ得  
 雙方ノ債務カ民法施行前ヨリ互ニ相殺ヲ爲スニ適シク  
 ルトキハ相殺ノ意思表示ハ民法施行ノ日ニ遡リテ其効  
 カヲ生ス  
 第五十九條 民法第六百五條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シ  
 タル不動産ノ貸借ニモ亦之ヲ適用ス  
 第六十條 第四十五條ノ規定ハ外國人又ハ外國法人ニ士  
 地ヲ貸借シタル場合ニ之ヲ適用ス  
 第六十一條 刑法附則第五十四條乃至第六十條ハ之ヲ削  
 除ス  
**第五章 親族編ニ關スル規定**  
 第六十二條 民法施行ノ際家族タル者ハ民法ノ規定ニ依  
 リテ家族タルコトヲ得サル者ト雖モ之ヲ家族トス  
 家族ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ戶主權ニ

親族  
 第六十三條 民法ノ規定ニ依リテ父又ハ母ノ家ニ入ルヘ  
 キ者ト雖モ民法施行ノ際他家ニ在ル者ニハ其規定ヲ適  
 用セズ  
 第六十四條 民法施行前ニ隱居者又ハ家督相續人カ詐欺  
 又ハ強迫ニ因リ隱居ヲ爲シ又ハ相續ヲ承認シタルトキ  
 ハ民法第七百五十九條ノ規定ニ依リテ之ヲ取消スコト  
 ヲ得但第三十二條及七十四條ノ適用ヲ妨ケズ  
 民法第七百六十條ノ規定ハ民法施行前ニ家督相續人ノ  
 債權者ト爲リタル者ニモ亦之ヲ適用ス  
 第六十五條 民法施行前ニ爲シタル婚姻又ハ養子縁組カ  
 其當時ノ法律ニ依リテ無効ナルトキト雖モ民法ノ規定  
 ニ依リテ有效ナルヘキトキハ民法施行ノ日ヨリ有效トス  
 第六十六條 民法第七百六十七條第一項ノ期間ハ前婚カ  
 民法施行前ニ解消シ又ハ取消サレタルトキト雖モ其解

消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス  
 第六十七條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依リテ婚  
 姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキトキハ其婚姻又  
 ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得但其實効ハ既ニ民法  
 ニ定メタル期間ヲ經過シタルモノナルトキハ此限ニ在  
 ラズ  
 第六十八條 民法施行前ニ爲シタル婚姻又ハ養子縁組ト  
 雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル效力ヲ生ス  
 第六十九條 民法施行前ニ婚姻ヲ爲シタル者カ夫婦ノ財  
 産ニ付キ別段ノ契約ヲ爲サザラシトキハ其財產關係ハ  
 民法施行ノ日ヨリ法定財產制ニ依ル  
 民法施行前ニ夫婦カ其財產ニ付キ契約ヲ爲シタルトキ  
 ハ其契約ハ婚姻届出ノ後ニ爲シタルモノト雖モ其效力  
 ヲ存ス但其實効カ法定財產制ニ異ナルトキハ民法施行  
 ノ日ヨリ六個月内ニ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ

夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
 第七十條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依リ離婚  
 又ハ離婚ノ原因タルヘキトキハ夫婦又ハ養子縁組ノ當  
 事者ノ一方ハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得  
 第六十七條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第七十一條 嫡出ノ推定及ヒ否認ニ關スル民法ノ規定ハ  
 民法施行前ニ懐胎シタル子ニモ亦之ヲ適用ス  
 第七十二條 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ  
 父又ハ母ノ親權ニ服ス  
 第七十三條 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事實ニ據リ  
 テ親權又ハ管理權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得  
 第七十四條 民法第九百條第一號ノ場合ニ於テ民法施行  
 ノ際未成年者ノ後見人タル者アルトキハ其後見人ハ民  
 法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其任務ヲ行フ  
 第七十五條 民法第九百條第一號ノ場合ニ於テ民法施行  
 ノ際未成年者カ後見人ヲ有セザルトキハ民法ニ定メタ  
 ル者其後見人ト爲ル  
 第七十六條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十一條ニ揭  
 ケタル原因ノ爲メニ後見人ヲ附シタル者アル場合ニ於  
 テ後見人其他民法第七條ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リ禁  
 治産ノ宣告アリタルトキハ後見人ハ其宣告ノ時ヨリ民  
 法ノ規定ニ從ヒテ後見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告  
 アリタルトキハ保佐人ノ任務ヲ行フ  
 第七十七條 民法施行前ニ未成年又ハ民法第七條若クハ  
 第十一條ニ掲ケタル原因ニ非サル事由ノ爲メニ選任シ  
 タル後見人ノ任務ハ民法施行ノ日ヨリ終了ス  
 未成年者ノ後見人又ハ民法第七條若クハ第十一條ニ掲  
 ケタル原因ノ爲メニ選任シタル後見人カ民法第九百八  
 條ニ該當スルトキ亦同シ  
 第七十八條 民法第九百三十七條及ヒ第九百四十條乃至

第九百四十二條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 民法第九百三十八條ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ  
 準用ス  
 第七十九條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ  
 後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人ヲ選任セシムル爲  
 メ遲滯ナク親族會ヲ召集テ裁判所ニ請求スルコトヲ要  
 ス若シ之ニ違反シタルトキハ親族會ハ其後見人ヲ免職  
 スルコトヲ得  
 第八十條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ後  
 見人ノ任務ヲ行フ者ハ遲滯ナク被後見人ノ財産ヲ調査  
 シ其目錄ヲ調製スルコトヲ要ス  
 民法第九百十七條第二項、第三項、第九百十八條及ヒ  
 第九百十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第八十一條 民法第九百三十四條及ヒ第九百二十七條ノ  
 規定ハ後見人カ第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依  
 リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス  
 第八十二條 民法第九百三十條ノ規定ハ後見人カ民法施  
 行前ニ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對スル第三者ノ  
 權利ヲ讓受ケタル場合ニモ亦之ヲ適用ス  
 第八十三條 後見人カ民法施行前ヨリ被後見人ノ財産ヲ  
 賃借セルトキハ後見監督人ヲ選任セシムル爲メ召集シ  
 タル親族會ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス若シ親族會カ同  
 意ヲ爲サザリシトキハ賃借借ハ其效力ヲ失フ  
 第六章 相續編ニ關スル規定  
 第八十四條 民法施行前ニ民法第九百六十九條及ヒ第九  
 百九十七條ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタル者ト雖モ相續人  
 タルコトヲ得ス  
 第八十五條 民法第九百七十四條及ヒ第九百九十五條ノ  
 規定ハ相續人タルヘキ者カ民法施行前ニ死シ又ハ其相  
 續權ヲ失ヒタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十六條 相續人廢除ノ原因タル事實方民法施行前ニ生シタルトキト雖モ廢除ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 相續人廢除ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ廢除シタル家督相續人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十八條 家督相續人指定ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ指定シタル家督相續人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十九條 民法第九百八十九條ノ規定ハ民法施行前ニ前戶主ノ債權者ト爲リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第九十條 民法第七條及ヒ第八條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル贈與ニモ亦之ヲ適用ス

第九十一條 相續ノ承認、拋棄及ヒ財產ノ分離ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相續ニハ之ヲ適用セス

第九十二條 相續人曠缺ノ場合ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相續ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ

適用ス

第九十三條 相續財產ノ管理人方民法第五十七條ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所方民法第五十八條ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十四條 遺言ノ成立及ヒ取消ニ付テハ其當時ノ法律ヲ適用シ其效力ニ付テハ遺言者ノ死亡ノ時ノ法律ヲ適用ス

第九十五條 民法第三百三十二條乃至第三百三十六條及ヒ第三百三十八條乃至第三百四十五條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル贈與ニモ亦之ヲ適用ス

立木に關する件

立木とは如何又立木に關する法律關係は如何に設定するやに就て從來より種々の疑ありしが明治四十二年四月法律第二十號を以て立木に關する法律制定公布され立木の性質及法律關係につきては一に此法律による可き事となれり

立木の意義 第一條は立木とは如何に定めたり立木とは之を不動産と看做さる土地より伐り採りて材木となしたるをさきは最早立木にあらず從て動産なり

立木の所有權 立木は土地と離れ目的なきことを得るやば從來最も困難なる問題なりしが本法第二條によりて疑を容るゝ餘地なきこととなり、之により普通の土地家屋等の

立木ニ關スル件 (明治四十二年四月)

第一條 本法ニ於テ立木ト稱スルハ一筆ノ土地又ハ一筆ノ土地ノ一部分ニ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團ニシテ其ノ所有者カ本法ニ依リ所有權保存ノ登記ヲ受ケタルモノヲ謂フ

第二條 立木ハ之ヲ不動産ト看做ス

立木ノ所有者ハ土地ト分離シテ立木ヲ讓渡シ又ハ之ヲ以テ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得

土地所有權又ハ地上權ノ處分ノ效力ハ立木ニ及ハス

第三條 立木ノ所有者ハ立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テモ當事者ノ協定シタル施業方法ニ依リ其ノ樹木ヲ採取スルコトヲ妨ケス

第四條 立木ヲ目的トスル抵當權ハ前條ノ規定ニ依リ採取ノ場合ヲ除クノ外其ノ樹木カ土地ヨリ分離シタル後ト雖其ノ樹木ニ付之ヲ行フコトヲ得

抵當權者ハ債權ノ期限ノ到來前ト雖前項ノ樹木ヲ賣買スルコトヲ得但シ其

不動産と同じく立木を獨立して讓渡し又は抵當に入ることを得、其立木のある土地の所有權又は地上權に對して處分するも立木の權利に影響を及ぼさず

**立木の抵當** 立木に抵當權を設定したるときは其立木を採取することを得然れども元來立木なるものを原形を變ずるは抵當權の目的物を毀損することとなる故當事者に於て協定したる方法によらざるべからず

**抵當權の實行** 立木に對する抵當權の實行に關し如何なる方法手續を採るべきかは第四條に之を定め、土地と立木と共に同一人の所有なるときは其土地又は立木のみが抵當權の目的となり居る場合に其抵當權を實行し目的物を競賣に付せんとするには其土地の上へ地上權を設定したるものと見做さ

ノ競落代金の之供託スヘキ  
樹木ノ所有者ハ競賣ヲ爲スヘキ地ノ區裁判所ニ相當ノ擔保ヲ供託シテ競賣ノ免除ヲ申立ツルコトヲ得  
樹木ノ所有者ハ抵當權者ニ對シテ一箇月以上ノ期間ヲ定メ競賣ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ抵當權者カ其期間内ニ競賣ヲ爲ササルトキハ其樹木ニ付抵當權ヲ行フコトヲ得ス

第一項ノ規定ハ民法第九十二條乃至第九十四條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス  
第五條 立木カ土地ノ所有者ニ屬スル場合ニ於テ其ノ土地又ハ立木ノミカ抵當權ノ目的タルトキハ抵當權設定者ハ競賣ノ場合ニ付地上權ヲ設定シタルモノト看做ス但シ其ノ存續期間及地代ハ當事者ノ請求ニ依リ地方ノ慣習ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム  
第六條 立木カ地上權者ニ屬スル場合ニ於テ其地上權又ハ立木ノミカ抵當權ノ目的タルトキハ抵當權設定者ハ競賣ノ場合ニ付地上權ノ存續期間内ニ於テ其ノ土地ノ貸借借爲シタルモノト看做ス但シ其存續期間及借賃ニ付テハ前條但書ノ規定ヲ準用ス

此地上權の存續期間及地代は裁判所が當事者の請求により地方の慣習を斟酌して定むべきものとす、若し立木カ地上權者に屬し其立木のみが抵當權の目的たるときは抵當權設定者は其競賣の場合に如何なる權利を有するものと見做さるべきか其存續期間及借賃は如何に定むべきか第六條による此第六條は土地の賃借人に屬する立木が抵當權の目的となり居る場合に其立木が競賣されるべきにも用ひらる

前項ノ場合ニ於テ地上權ノ存續期間ノ定ナキトキハ其期間ハ當事者又ハ賃借人ノ請求ニ依リ地方ノ慣習ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム  
民法第九百四條及第六百十三條ノ規定ハ第一項ノ貸借借ニ之ヲ適用セス  
第七條 前條ノ規定ハ轉貸ヲナスコトヲ得ル土地ノ賃借人ニ屬スル立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ之ヲ準用ス  
第八條 地上權者又ハ土地ノ賃借人ニ屬スル立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ地上權者又ハ賃借人ハ抵當權者ノ承諾アルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シ又ハ契約ヲ解除スルコトヲ得ス  
第九條 立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ其ノ所有者カ樹木ヲ運搬ノ爲シテ使用スル權利ヲ有スルトキハ其立木ノ競落人ハ其ノ權利ヲ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相當ノ對價ヲ支拂フヘシ  
前項ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利ニ之ヲ準用ス  
第十條 第二條第三項及第三條乃至第九條ノ規定ハ先取特權ニ之ヲ準用ス  
第十一條 土地又ハ地上權カ賃借ノ目的タル場合ニ於テハ其ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所有權保存ノ登記ヲ爲スコトヲ得ス

立木

九條の規定する所なり  
 土地又ハ地上権カ質權ノ目的タル場合ニ其立木につきて所有權保全の登記をなすことを得ず  
 立木登記簿ニ用紙を用ふることをし其記入方及記入事項等の詳細は第十四條に規定する  
 登記申請の方式 第十五條の規定有權保全の登記を申請するに其登記につきて利害の干渉を有する者あるときは申請書に其利害關係人の承諾書又は承諾に代るべき裁判の謄本を添ふることを要す  
 既登記の土地の立木 既に登記地の上に生立する樹木につきての所有權保全の登記申請に關して第十八條の規定する所なり  
 第十二條 各登記所ニ立木登記簿ヲ備フ  
 第十三條 立木登記簿ハ一箇ノ立木ニ付一用紙ヲ備フ  
 第十四條 立木登記簿ハ其用紙ヲ登記番號欄、表題部及甲乙ノ二區ニ分チ表題部ニ表示欄表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄順位番號欄ヲ設ケ登記番號欄ニハ各立木ニ付登記簿ニ始テ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス表示欄ニハ立木ノ表示ヲナシ及其變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス  
 甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス  
 乙區事項欄ニハ先取特權及抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス  
 順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス  
 第十五條 登記ノ申請書ニハ不動産登記法第三十六條ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ  
 一 樹木カ一筆ノ土地ノ一部分ニ生立スル場合ニ於テハ其部分ノ位置及

條第十九條に詳細規定あり  
 變更登記 立木又は土地の分合滅失第一號及第二號に列記されたる事項の變更ありたるときは所有者は必ず直ちに登記の申請をなすべし然れども立木の生立つは日を追ふて變るものなる故自然による立木の變更又は第三條の抵當權設定者の施業方法によりて變更するは登記するの要なし立木のある土地に第二十條第二項の變更生じたるときも直ちに登記をなすことを要す  
 立木抵當權の設定登記 立木を目的とする抵當權の設定を登記するには他の不動産の抵當權設定登記と同様なるも立木の場合には施業方法を特別に記載することを要す  
 段別、其ノ部分ヲ表示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ其名稱又ハ番號  
 二 樹種、數量及樹齡  
 第十六條 不動産登記法第六條及第七條ノ規定ハ所有權保存ノ登記ニ之ヲ準用ス  
 第十七條 所有權保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ其ノ保存登記ニ付キ土地ノ登記簿上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ代ルヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スヘシ  
 第十八條 既登記ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所有權保存ノ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ土地ノ登記用紙中土地又ハ地上権ヲ目的トスル先取特權又ハ抵當權ノ登記アルトキハ立木登記簿ニ其ノ登記ヲ轉寫スヘシ但シ其ノ登記ニ抵當權カ樹木ニ及ハサル旨ノ記載アルトキハ此限ニ在ラス  
 第十九條 既登記ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所有權保存ノ登記ヲナシタルトキハ土地ノ登記用紙中表示欄ニ立木ノ登記番號ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

立木

シ立木ノ區分ノ登記ヲナシタルトキ又ハ立木ノ存スル土地ニ付所有權保存  
ノ登記ヲ爲シタルトキ亦同シ  
立木ノ登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ前項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記番  
號ヲ抹消シ登記官吏捺印スヘシ  
第二十條 立木ノ分合若ハ滅失アリタルトキ又ハ第十五條第一號及第二號ニ  
掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク其登記  
ヲ申請スヘシ但シ樹木ノ發生若ハ成長又ハ第三條ノ施業方法ニ依ル變更ニ  
付テハ此限ニ在ラス  
立木ノ存スル土地ノ地目、字、番號又ハ段別ニ變更アリタルトキ亦前項ニ  
同シ  
不動産登記法中建築物ノ滅失及其ノ表示ノ變更ノ登記ニ關スル規定ハ前二項  
ノ登記ニ之ヲ準用ス  
第二十一條 立木ヲ目的トスル抵當權設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申  
請書ニ不動産登記法第十七條ニ掲ケタル事項ノ外施業方法ヲ記載スヘ  
シ  
附則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(四十二年五月二十日ヨリ施行)

### 地上權ニ關スル件

(明治三十三年三月二十七日)  
法律第七十二號

第一條 本法施行前他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ  
所有スル爲其ノ土地ヲ使用スル者ハ地上權者ト推定ス  
第二條 第一條ノ地上權者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇年內  
ニ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコ  
ト不得ス  
前項ノ規定ハ本法施行前ニ善意ニテ取得シタル第三者  
ノ權利ヲ害スルコトナシ

### 建物保護ニ關スル件

(明治四十二年五月一日)  
法律第四十號

第一條 建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ土地ノ賃借  
權ニ因リ地上權者又ハ土地ノ賃借人カ其ノ土地ノ上ニ

地上權ニ關スル件

登記シタル建物ヲ存スルトキハ地上權又ハ土地ノ賃借  
借ハ登記ヲキモ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコト不得  
建物カ地上權又ハ土地ノ賃借ノ期間満了前ニ滅失又  
ハ朽廢シタルトキハ地上權者又ハ土地ノ賃借人ハ其ノ後  
ノ期間カ以テ第三者ニ對抗スルコト不得ス  
第二條 民法第五百六十六條第二項第三項及第五百七  
十一條ノ規定ハ前ノ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス買主カ  
契約ノ當時知ラザリシ地上權又ハ賃借權ノ效力ノ存ス  
ル場合亦同シ

### 利息制限法

(明治十年九月十一日)  
布告第六十六號

第一條 凡シ金銀貸借上利息ヲ分テ契約上ノ利息ト法律  
上ノ利息トス  
第二條 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得  
ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓以下ハ一介年ニ付百分ノ

### ●火失ノ責任ニ關スル件

(明治三十三年三月八日 法律第四十號)

民法第七百九條ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

### ●供託法

(明治三十二年二月八日 法律第十五號)

第一條 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢及ヒ有價證券ハ金庫ニ於テ之ヲ保管ス

第一條 金庫ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ大藏大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

第三條 金庫ハ金錢ノ供託ヲ受ケタル翌月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ大藏大臣カ定メタル利息ヲ拂フコトヲ要ス

二十(二割)百圓以上千圓以下百分ノ十五(一割五分)千圓以上百分十二(一割二分)以下トス若シ此制限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三條 (一民法施行法第五十二條ヲ以テ削除)

第四條 第二條ニ依リテ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ禮金利率等ノ名目ヲ用ル者アルトモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五條 返還期限ヲ違フルトキハ負債主ヨリ債主ニ對シ若干ノ償金罰金違約金料等ヲ差出スヘキコトヲ約定スルコトアルモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不當ナリト思量スルトキハ之レニ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得(商法施行法第十七條參着)

### 供託法

第四條 金庫ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ヲ受取リ供託物ニ替ヘ又ハ其從トシテ之ヲ保管ス但保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配當金ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得

第五條 司法大臣法令ノ規程ニ依リテ供託スル金錢又ハ有價證券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫營業者ヲ指定スルコトヲ得

倉庫營業者ハ其營業ノ範圍ニ屬スル物ニシテ其保管シ得ヘキ數量ニ限り之ヲ保管スル義務ヲ負フ

第六條 倉庫營業者ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ司法大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第七條 倉庫營業者ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ニ對シ一般ニ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得

得

第八條 供託物ハ供託者カ指定シタル者又ハ法令若クハ裁判ニ依リテ定マリタル者ニ之ヲ還付ス

供託者ハ民法第四百九十六條ノ規定ニ依レルコト、供託カ錯誤ニ出テシコト又ハ其原因力消滅シタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス

第九條 供託者カ供託物ヲ受取ル權利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキハ其供託ハ無効トス

第十條 供託物ヲ受取ルヘキ者ハ反對給付ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ供託所ニ其給付ヲ爲シ又ハ供託者ノ書面若クハ裁判ニ依リ其給付アリタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス

附則

第十一條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本法施行前ニ供託シタル金錢ニハ其施行ノ月



供託に關する書式は民事訴訟法上欄最終に掲出せり

ヨリ拂渡請求ノ前月マテ第三條ノ利息ヲ附スルコトヲ要ス  
第十三條 第四條、第八條及ヒ第十條ノ規定ハ本法施行前ニ供託シタル物ニモ亦之ヲ適用ス  
第十四條 明治二十三年勅令第四百十五號供託規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

### 登記

登記は不動産に關する權利の設定移轉消滅等のことを廣く世人に知らしむるための一の公告方法なり  
本來權利の設定移轉消滅等は當事者雙方の合意に依り成立するものなるが故に登記を爲さざることは當事者間の契約に何等の關係なし  
前述の如く登記は第三者に對する一の公告方法なるを以て一度登記されたる事項は例令第三者か之を知るときに拘はらず其事項を對抗し得るなり(後の登記の效力参照)

### ●不動産登記法

(明治三十二年二月法律第二十四號)

#### 第一章 總則

第一條 登記ハ左ニ掲ケタル不動産ニ關スル權利ノ設定、保存、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅ニ付キ之ヲ爲ス

- 一 所有權
- 二 地上權
- 三 永小作權
- 四 地役權
- 五 先取特權
- 六 質權
- 七 抵當權
- 八 賃借權

第二條 假登記ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス

- 一 登記ノ申請ニ必要ナル手續上ノ條件ヲ具備セザルトキ

不動産登記法

規定したリ  
尙ほ此以外に買戻権、財産分離權等  
民法中に登記すべきもの二三あり  
登記すべき事項 一より八に至る  
權利の設定、保存、移轉、變更、處  
分の制度、消滅等の事項に就て之を  
爲すべきものなり  
假登記 第二條一、二の場合に於て  
爲し假き優先の順位を保たしむる爲  
にする登記なり  
豫告登記 豫告登記とは第三條に掲  
る訴訟ありし時其訴訟の  
結果に依り將來現登記に異動を來す  
ことあるを豫く世人に注意する爲の  
登記なり。此登記は裁判所の囑託に  
依りて之を爲す(第三四條)當事者の  
申請に依りて登記するにあらず  
登記の效力 登記は權利の創設移  
轉消滅等を廣く世人

二 前條ニ掲ケタル權利ノ設定、移轉、變更又ハ消滅ノ請求權ヲ保全セシ  
トスルトキ  
右ノ請求權カ始期附又ハ停止條件附ナルトキ其他將來ニ於テ確定スヘ  
キモノナルトキ亦同シ  
第三條 豫告登記ハ登記原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登記ノ抹消又ハ回復ノ訴  
ノ提起アリタル場合ニ於テ之ヲ爲ス但登記原因ノ取消ニ因ル訴ニ付テハ其  
取消ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ル場合ニ限ル  
第四條 詐欺又ハ強迫ニ因リテ登記ノ申請ヲ妨ケタル第三者ハ登記ノ欠缺ヲ  
主張スルコトヲ得ス  
第五條 他人ノ爲メ登記ヲ申請スル義務アル者ハ其登記ノ欠缺ヲ主張スルコ  
トヲ得ス但其登記ノ原因カ自己ノ登記ノ原因ノ後ニ發生シタルトキハ此限  
ニ在ラズ  
第六條 同一ノ不動産ニ關シテ登記シタル權利ノ順位ニ付キ法律ニ別段ノ定  
ナキトキハ其順位ハ登記ノ前後ニ依ル  
登記ノ前後ハ登記用紙中同區ニ爲シタル登記ニ付テハ順位番號ニ依リ別區

に公告する方式なり、故に登記した  
る以上は他人か之を知る事知らざる  
事に論なく對抗することを得  
第六條は登記の效力に關する規定に  
して其第四條第ハ條は特別事由に依  
り或者にたけ登記せざるも對抗し得  
る場合を掲げたり而して第六條は同  
一不動産の上に存する數箇の權和は  
何れか先に實行し得るやを定めたり、  
即ち登記の順位の前後に依りて權  
利實行の順位定まる  
第七條は附記登記の順位を定めたり、  
附記登記とは主登記に附隨して  
爲す登記にして假へば所有權登記  
(主登記の名義人か姓名を變じたる  
こと)を登記する如きなり、即ち附  
記登記は主登記に附隨するものなる  
を以て其順位も主登記と同順位にあ  
り又一の主登記に數個の附記登記あ  
るときは其附記登記の權利は登記の  
前後に依りて順位定まる

二 爲シタル登記ニ付テハ受附番號ニ依ル  
第七條 附記登記ノ順位ハ主登記ノ順位ニ依ル但附記登記間ノ順位ハ其前後  
ニ依ル  
假登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ本登記ノ順位ハ假登記ノ順位ニ依ル  
第二章 登記所及ヒ登記官吏  
第八條 登記スヘキ權利ノ目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ  
其出張所ヲ以テ管轄登記所トス  
不動產カ數箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨カルトキハ其各登記所ヲ併セテ管轄ス  
ル直近上級ノ裁判所ニ於テ申請ニ因リ管轄登記所ヲ指定ス  
第九條 町村其他登記簿ヲ分設シタル區畫カ甲登記所ノ管轄ヨリ乙登記所ノ  
管轄ニ轉屬シタルトキハ甲登記所ハ其區畫ニ關スル登記簿及ヒ其附屬書類  
ヲ乙登記所ニ移送スルコトヲ要ス  
一箇又ハ數箇ノ不動産ノ所在地カ甲登記所ノ管轄ヨリ乙登記所ノ管轄ニ轉  
屬シタルトキハ甲登記所ハ其不動産ニ關スル登記簿ノ謄本及ヒ附屬書類又  
ハ其謄本ヲ乙登記所ニ移送スルコトヲ要ス但登記簿ノ謄本ニハ抹消ニ係ラ

不動産登記申請書式

(明治三十二年六月司法省民

刑第一〇二五號)

○土地買賣ニ付登記申請

(不三五、三六、三七、三八)

何郡村大字番地

一宅地何反畝歩

一登記ノ原因及其日附

一明治何年月日附土地買賣證書

一登記目的

一所有權移轉登記

一土地價格

一金何千圓

一登録稅

一金何圓

右登記相成度別紙土地賣渡證書及モ

何某ノ權利ニ關スル登記簿謄本相添

此段申請候也

明治何年月日

何郡村大字番地

表主 何 某印

何郡村大字番地

買主 何 某印

何郡村大字番地

サレ登記ノミヲ勝寫シ其不動産ノ登記用紙ヲ領スルコトヲ要ス

第十條 登記所ニ於テ其事務ヲ停止セサルコトヲ得サル事被シ生シタルトキハ前法大臣ハ期間ヲ定メテ其停止ヲ命スルコトヲ得

第十一條 登記所ハ土地ニ付キ左ニ掲ケタル事項ノ登記ヲ爲シタルトキハ連帶ナク其旨ヲ土地帳簿所管廳ニ通知スルコトヲ要ス

- 一 所有權ノ保存若クハ移轉
- 二 質權ノ設定、移轉若クハ消滅
- 三 百年ヨリ長キ存續期間ヲ定アル地上權ノ設定、移轉若クハ消滅又ハ百年ヨリ長キ存續期間ヲ百年以下ニ變更シ若クハ百年以下ノ存續期間ヲ百年ヨリ長キ期間ニ變更シ又ハ存續期間ノ定ナキ地上權ニ百年ヨリ長キ期間ヲ定メ若クハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ヲ存續期間ノ定ナキモノト爲シタルコト

土地帳簿所管廳ハ土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ増減又ハ地目、字、番號ノ變更アリタルトキハ連帶ナク其旨ヲ登記所ニ通知スルコトヲ要ス

第十二條 登記官吏ハ自己、其妻又ハ四親等内ノ親族カ申請人ナルトキハ其

○建物買付登記申請

(不三五、三六、三七、三八)

何郡村大字番地宅地何反畝歩

建物番號第何番

一木造瓦葺平家

一建坪何坪合勺

一土蔵式階建

一登記原因及其日附

一明治何年月日附建物買付證書

一登記目的

一所有權移轉登記

一買戻ノ特約

一明治何年月日迄ニ買戻ヲ爲スノ約

建物價格

一金何百圓

一登録稅

一金何圓

右登記相成度別紙建物買付證書及モ

何某ノ權利ニ關スル登記簿謄本相添ヘ

此段申請候也

明治何年月日

何郡村大字番地

表主 何 某印

何郡村大字番地

買主 何 某印

何郡村大字番地

登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル成年者ニシテ且登記官吏ノ妻又ハ四親等内ノ親族ニ非サル者二人以上ノ立會アルニ非サレハ登記ヲ爲スコトヲ得ス但親族ニ付テハ親族關係カ止ミタル後亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ調査ヲ作り立會人ト共ニ之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第十三條 登記官吏カ其職務ノ執行ニ付キ申請人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ登記官吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スル責ニ任ス

第二章 登記ニ關スル帳簿

第十四條 登記簿ハ土地登記簿及ヒ建物登記簿ノ二種トス

各種ノ登記簿ハ市ニ付テハ從前ノ區畫ニ從ヒ別冊ト爲シ町村ニ付テハ町村毎ニ別冊ト爲ス但登記事件夥多ナル町村ニ付テハ大字其他從前ノ區畫ニ從ヒ別冊ト爲スコトヲ得

第十五條 登記簿ハ一筆ノ土地又ハ一棟ノ建物ニ付キ一用紙ヲ備フ

同一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル不動産カ登記簿ヲ分設シタル數箇ノ區畫ニ跨

此段申請候也  
明治何年月日

何郡村大字番地  
買主 何 某印  
何郡村大字番地  
買主 何 某印  
何區裁判所何出張所御中

○家督相續ニ付登記申請  
(不二七、三五、三六、三七、  
四一施三八)

何郡村大字番地  
一宅地何反畝歩  
此價格何千圓  
何郡村大字番地 宅地何反畝歩  
一木造瓦葺平家 壹棟  
建坪何坪合勺  
附屬建物  
建物番號第何號  
一土蔵貳階建 壹棟

カルトキハ其一箇ノ區畫ノ登記簿ニノミ其不動産ニ關スル用紙ヲ備フ  
第十六條 土地登記簿ハ其一用紙ヲ登記番號欄、表題部及ヒ甲乙丙丁戊ノ五  
區ニ分チ尙ホ表題部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號  
欄ヲ設ケ

登記番號欄ニハ各土地ニ付キ登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス  
表示欄ニハ土地ノ表示ヲ爲シ及ヒ其變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄  
ニハ表示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス  
乙區事項欄ニハ地上權、永小作權及ヒ此等ノ權利ヲ目的トスル他ノ權利ニ  
關スル事項ヲ記載ス

丙區事項欄ニハ地役權ニ關スル事項ヲ記載ス  
丁區事項欄ニハ先取特權、質權及ヒ抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス  
戊區事項欄ニハ貸借權ニ關スル事項ヲ記載ス

順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス  
第十七條 建物登記簿ハ其一用紙ヲ登記番號欄、表題部及ヒ甲乙丙丁ノ四區

建坪何坪合勺 外貳階何坪合勺  
此價格金何千圓

一登記原因及ヒ其日附  
明治何年月日家督相續  
所有權移轉登記

一登記ノ目的  
一不動産價格合計 金何千圓

一登録稅 金何圓  
右登記相成度別紙身分登記簿ノ謄本  
相添此段申請候也

明治何年月日 何郡村大字番地  
何區裁判所何出張所御中

○遺産相續ニ付登記申請  
(不二七、三五、三六、三七、  
四一施三八)

何郡村大字番地  
一宅地何反畝歩  
此價格金何千圓  
何郡村大字番地何反畝歩  
建物番號第何番

ニ分チ尙ホ表題部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號欄  
ヲ設ケ

登記番號欄ニハ各建物ニ付キ登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス  
表示欄ニハ建物及ヒ附屬建物ノ表示ヲ爲シ及ヒ其變更ニ關スル事項ヲ記載  
シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス  
乙區事項欄ニハ地役權ニ關スル事項ヲ記載ス  
丙區事項欄ニハ先取特權、質權及ヒ抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス

丁區事項欄ニハ貸借權ニ關スル事項ヲ記載ス  
順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス  
第十八條 登記簿ニハ地方裁判所長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署  
シ職印ヲ捺捺シ且毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 土地登記簿及ヒ建物登記簿ニ付キ各其見出帳ヲ設ケ  
第二十條 登記簿、見出帳、共同人名簿及ヒ圖面ハ永久ニ之ヲ保存スルコト  
ヲ要ス

不動産登記法